

上場インデックスファンド 海外先進国株式(MSCI-KOKUSAI)

愛称 「上場 MSCI コクサイ株」

追加型投信/海外/株式/ETF/インデックス型

◆この目論見書により行なう「上場インデックスファンド海外先進国株式(MSCI-KOKUSAI)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2024年4月19日に関東財務局長に提出しており、2024年4月20日にその効力が発生しております。

有価証券届出書提出日	: 2024年4月19日
発行者名	: 日興アセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	: 代表取締役社長 ステファニー・ドゥルーズ
本店の所在の場所	: 東京都港区赤坂九丁目7番1号
有価証券届出書(訂正届出書を含みます。) の写しを縦覧に供する場所	: 名称 株式会社東京証券取引所 所在地 東京都中央区日本橋兜町2番1号

設定・運用は

日興アセットマネジメント

投資信託は、金融機関の預金や保険契約とは商品性が異なります。

- 投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 投資信託は、元金および利回り保証のいずれもありません。
- 投資信託をご購入されたお客様は、投資した資産の価値の減少を含むリスクを負います。

－ 目 次 －

	頁
第一部【証券情報】	1
第二部【ファンド情報】	3
第1【ファンドの状況】	3
第2【管理及び運営】	35
第3【ファンドの経理状況】	40
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	100
第三部【委託会社等の情報】	101
約款	160

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

上場インデックスファンド海外先進国株式（MSCI-KOKUSAI）（以下「ファンド」といいます。）
・愛称として「上場MSCI コクサイ株」という名称を用いることがあります。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
 - ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。
- ※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

30兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

(5)【申込手数料】

販売会社は、取得申込者から、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を徴収することができるものとします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(6)【申込単位】

2,000口以上で販売会社が定める単位

※詳しくは、販売会社の照会先にお問い合わせください。

(7)【申込期間】

2024年4月20日から2024年10月18日までとします。

- ・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス www.nikkoam.com/

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(9)【払込期日】

- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

(12) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

当ファンドは、主として別に定める投資信託証券の一部またはすべてに投資を行ない、信託財産の1口あたりの純資産額の変動率を円換算したMSCI-KOKUSAIインデックスの変動率に一致させることをめざして運用を行ないます。

※MSCI-KOKUSAIインデックスは、MSCI Inc.が開発した株式インデックスで、日本を除く世界の主要国の株式の総合投資収益を各市場の時価総額比率で加重平均し、指数化したものです。

$$\text{MSCI-KOKUSAIインデックス} = \frac{\text{算出時の時価総額}}{\text{基準時の時価総額}} \times 100$$

「MSCI-KOKUSAIインデックス」の著作権などについて

本ファンドは、MSCI Inc.（「MSCI」）、その関連会社、情報提供者その他MSCI指数の編集、計算または作成に関与または関係した第三者（以下、総称して「MSCI関係者」という。）によって支持、保証、販売または販売促進されるものではない。MSCI指数は、MSCIの独占的財産とする。MSCIおよびMSCI指数の名称は、MSCIまたはその関連会社のサービスマークであり、日興アセットマネジメント株式会社による特定の目的のために使用が許諾されている。MSCI関係者は、本ファンドの発行会社もしくは所有者、またはその他の者もしくは組織に対して、ファンド全般もしくは本ファンド自体に対する投資適合性、または対応する株式市場の利回りを追跡するMSCI指数の能力につき、明示的か黙示的かを問わず何ら表明または保証するものではない。MSCIまたはその関連会社は、特定の商標、サービスマークおよび商号、ならびに、本ファンドまたは本ファンドの発行会社、所有者その他の者もしくは組織とは関係なくMSCIが決定、編集し計算したMSCI指数のライセンサーである。いずれのMSCI関係者も、MSCI指数の決定、編集または計算にあたり、本ファンドの発行会社もしくは所有者、またはその他の者もしくは組織の要望を考慮する義務を負わない。いずれのMSCI関係者も、本ファンドの発行時期、発行価格もしくは発行数量の決定、または、本ファンドを現金に換算する方程式もしくは本ファンドの換算対価の決定もしくは計算について責任を負うものではなく、また、関与もしていない。また、いずれのMSCI関係者も、本ファンドの発行会社もしくは所有者、またはその他の者もしくは組織に対して、本ファンドの管理、マーケティングまたは募集に関するいかなる義務または責任も負わない。

MSCIは、自らが信頼できると考える情報源からMSCI指数の計算に算入または使用するための情報を入手するが、いずれのMSCI関係者も、MSCI指数またはそれに含まれるデータの独創性、正確性および／または完全性について保証するものではない。いずれのMSCI関係者も、明示的か黙示的かを問わず、本ファンドの発行会社もしくは所有者、またはその他の者もしくは組織が、MSCI指数またはそれに含まれるデータを使用することにより得られる結果について保証を行なわない。いずれのMSCI関係者も、MSCI指数またはそれに含まれるデータの、またはそれに関連する誤り、欠落または中断について責任を負わない。また、MSCI指数およびそれに含まれるデータの各々に関し、いずれのMSCI関係者も明示的または黙示的な保証を行なうものではなく、かつMSCI関係者は、それらに関する市場性または特定目的適合性に係る一切の保証を明示的に否認する。上記事項を制限することなく、直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、結果的損害その他あらゆる損害（逸失利益を含む。）につき、仮にその可能性について通知されていた場合であろうとも、MSCI関係者は、かかる損害について責任を負わない。

本有価証券、本商品もしくは本ファンドの購入者、販売者もしくは所有者、またはその他いかなる者もしくは組織も、MSCIの承認が必要か否かの確認を事前にMSCIに求めることなく、本有価証券を支持、保証、販売または販売促進するためにMSCIの商号、商標またはサービスマークを使用したり、それらに言及したりしてはならない。いかなる者または組織も、MSCIの書面による承認を事前に得ることなくMSCIとの関係を主張してはならない。

② ファンドの基本的性格

1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型投信	国内	株式	MMF	インデックス型
	海外	債券		
追加型投信	内外	不動産投信	MRF	特殊型
		その他資産 ()	ETF	
		資産複合		

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

◇追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

◇海外

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇株式

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇ETF

投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。

◇インデックス型

目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるものをいいます。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス			
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (除く日本)	ファミリーファンド	あり ()	日経225			
	年2回	日本						
年4回	北米							
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州						
	年12回 (毎月)	アジア						
不動産投信	日々	オセアニア						
	その他 ()	中南米				ファンド・オブ・ファンズ	なし	その他 (MSCI-KOKUSAI イ ンデックス)
その他資産 (投資信託証券(株 式 一般))		アフリカ						
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東 (中東)						
		エマージング						

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

◇その他資産（投資信託証券（株式 一般））

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、株式に投資を行いません。よって、商品分類の「投資対象資産（収益の源泉）」においては、「株式」に分類されます。

◇年1回

目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

◇グローバル（除く日本）

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除く世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇ファンド・オブ・ファンズ

「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

◇為替ヘッジなし

目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいいます。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。

上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

③ ファンドの特色

- 当ファンドは、契約型の投資信託ですが、以下の点で通常の投資信託とは異なる仕組みが採り入れられています。

受益権を東京証券取引所に上場しており、取引時間中であればいつでも売買が可能です。

- ・ 売買単位は10口単位です。(有価証券届出書提出日現在)
 - ・ 売買手数料は、取扱会社が定めるものによります。
 - ・ 取引方法は原則として株式と同様です。
- ※詳しくは、取扱会社へお問い合わせください。

- 投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。

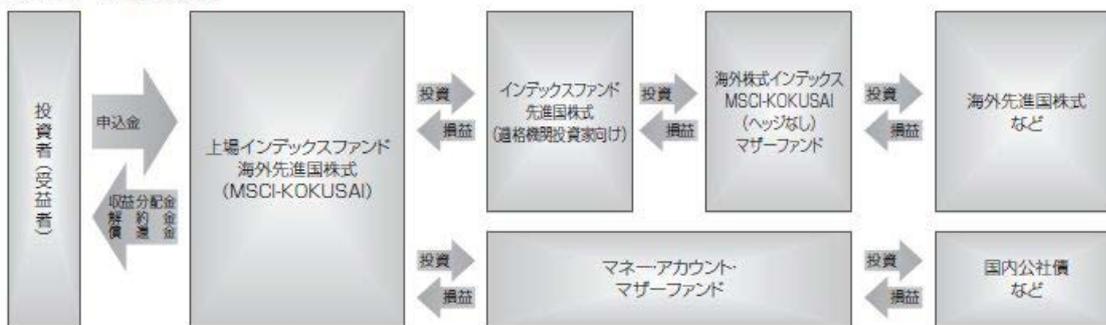
＜インデックスファンド先進国株式(適格機関投資家向け)＞

主として、「海外株式インデックスMSCI-KOKUSAI(ヘッジなし)マザーファンド」に投資を行ない、円換算したMSCI-KOKUSAIインデックスに連動する投資成果をめざして運用を行ないます。

＜マネー・アカウント・マザーファンド＞

公社債への投資により、安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。

《ファンドの仕組み》



主な投資制限

- ・ 投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。
- ・ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

分配方針

- ・ 信託財産から生ずる配当等収益などから諸経費などを控除後、全額分配することを原則とします。
- ※ 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

④ 信託金限度額

- ・1兆円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

2010年1月22日

- ・ファンドの信託契約締結、運用開始

2010年1月29日

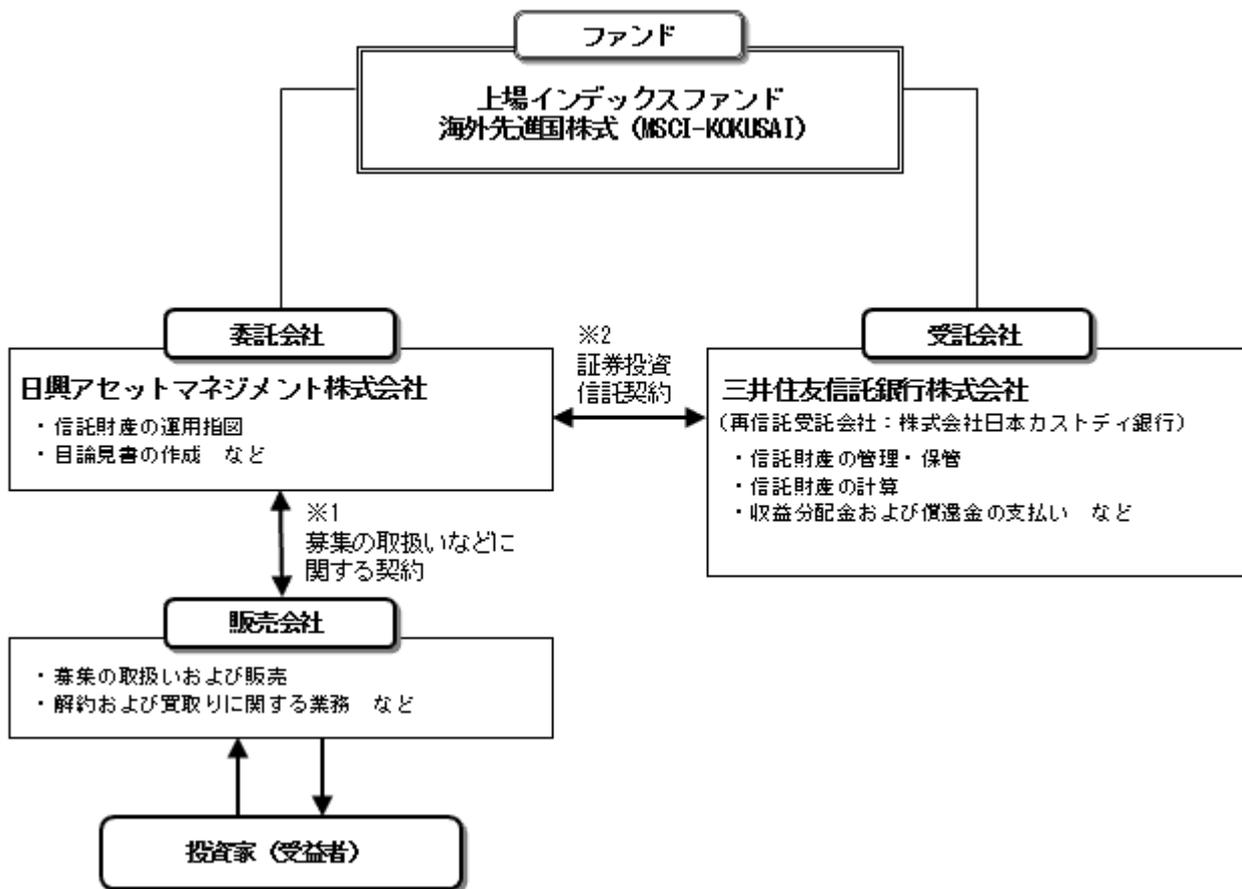
- ・ファンドの受益権を東京証券取引所へ上場

2019年4月20日

- ・投資対象ファンドに関する変更

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み

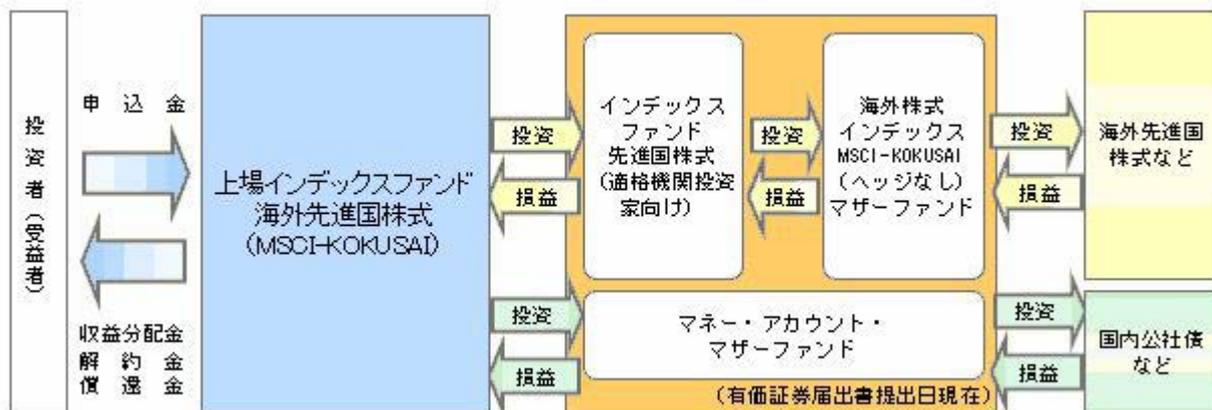


※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、解約および買取りに関する業務の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。

※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

＜ファンド・オブ・ファンズの仕組み＞

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



② 委託会社の概況（2024年1月末現在）

1) 資本金

17,363 百万円

2) 沿革

1959年：日興証券投資信託委託株式会社として設立

1999年：日興国際投資顧問株式会社と合併し「日興アセットマネジメント株式会社」に社名変更

3) 大株主の状況

名称	住所	所有株数	所有比率
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	192,211,000 株	97.562%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

- ・当ファンドは、信託財産の1口あたりの純資産額の変動率を円換算した MSCI-KOKUSAI インデックスの変動率に一致させることをめざして、主として別に定める投資信託証券の一部またはすべてに投資を行ないます。
- ・投資信託証券の合計組入比率は高位を保つことを原則とします。
- ・別に定める投資信託証券については、見直しを行なう場合があります。この際、新たに投資信託証券を指定したり、既に指定されていた投資信託証券を外したりする場合があります。
- ・実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

◆投資対象とする投資信託証券の主な投資方針

＜インデックスファンド先進国株式（適格機関投資家向け）＞

主として、海外株式インデックス MSCI-KOKUSAI（ヘッジなし）マザーファンド受益証券に投資を行ない、円換算した MSCI-KOKUSAI インデックスに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

（ご参考）＜海外株式インデックス MSCI-KOKUSAI（ヘッジなし）マザーファンド＞

主として日本を除く世界各国の株式（DR（預託証券）およびカントリーファンド等を含みます。）に投資し、MSCI-KOKUSAI インデックス（円ヘッジなし・円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

(2) 【投資対象】

投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

- ① 投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 - 1) 有価証券
 - 2) 金銭債権
- ② 主として、別に定めるマザーファンドの受益証券および別に定めるマザーファンドを除く投資信託証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。
 - 1) 短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー
 - 2) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)の証券の性質を有するもの
 - 3) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- ③ 次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。
 - 1) 預金
 - 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - 3) コール・ローン
- ④ 次の取引ができます。
 - 1) 上場投資信託証券の貸付
 - 2) 外国為替予約取引
 - 3) 資金の借入

◆投資対象とする投資信託証券の概要

<インデックスファンド先進国株式（適格機関投資家向け）>

運用の基本方針	
基本方針	円換算した MSCI-KOKUSAI インデックスに連動する投資成果を目指して運用を行いません。
主な投資対象	海外株式インデックス MSCI-KOKUSAI（ヘッジなし）マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> 主として、海外株式インデックス MSCI-KOKUSAI（ヘッジなし）マザーファンド受益証券に投資を行ない、円換算した MSCI-KOKUSAI インデックスに連動する投資成果を目指して運用を行いません。 マザーファンド受益証券の組入比率は、高位を保つことを原則とします。なお、資金動向等によっては組入比率を引き下げることがあります。 ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合には、制限を設けません。 投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の総額の5%以下とします。 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。 デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
収益分配	毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。
ファンドに係る費用	
信託報酬	純資産総額に対し年率0.099%（税抜0.09%）
申込手数料	ファンドで買い付ける場合はありません。
信託財産留保額	解約時の基準価額に対し0.3%（1口当たり）
その他の費用など	<ul style="list-style-type: none"> 運用報告書などの作成および交付に係る費用、計理等の業務に係る費用（業務委託する場合の委託費用を含みます。）、監査費用などについては、ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.1%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限として、信託財産から支払うことができます。 組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税などについては、その都度、信託財産から支払われます。 <p>※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。</p>
その他	
委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
信託期間	無期限（2018年7月30日設定）
決算日	毎年1月8日（休業日の場合は翌営業日）

(ご参考) <海外株式インデックス MSCI-KOKUSAI (ヘッジなし) マザーファンド>

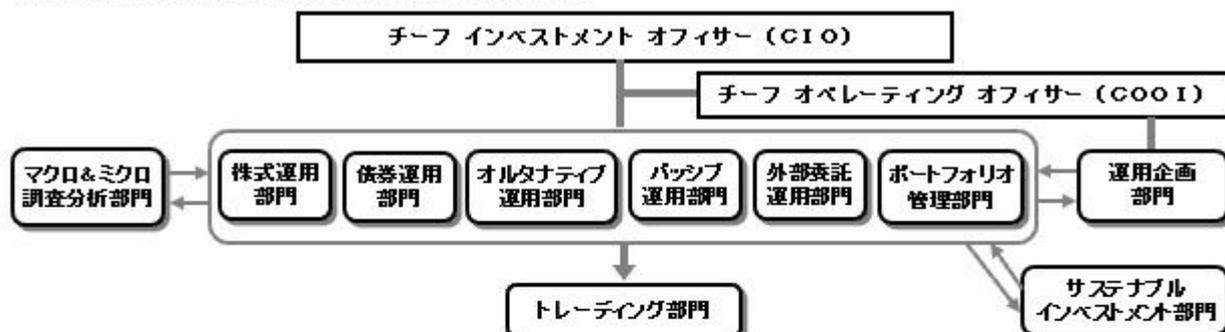
運用の基本方針	
基本方針	世界の主要国の株式市場の動きをとらえることを目標に、MSCI-KOKUSAI インデックス (税引後配当込み、円ヘッジなし・円ベース) に連動する投資成果を目指して運用を行ないます。
主な投資対象	日本を除く世界各国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> 主として日本を除く世界各国の株式 (DR (預託証券) およびカントリーファンド等を含みます。) に投資し、MSCI-KOKUSAI インデックス (税引後配当込み、円ヘッジなし・円ベース) の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。 投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的のため、株価指数先物取引や外国為替予約取引等を活用することがあります。このため、株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額および外貨建資産の組入総額と外国為替予約取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。 ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> 株式 (新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。) への投資割合には、制限を設けません。 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の 5% 以下とします。 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。 デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
収益分配	収益分配は行ないません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	解約時の基準価額に対し 0.3% (1 口当たり)
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
信託期間	無期限 (2000 年 5 月 17 日設定)
決算日	毎年 10 月 26 日 (休業日の場合は翌営業日)

<マネー・アカウント・マザーファンド>

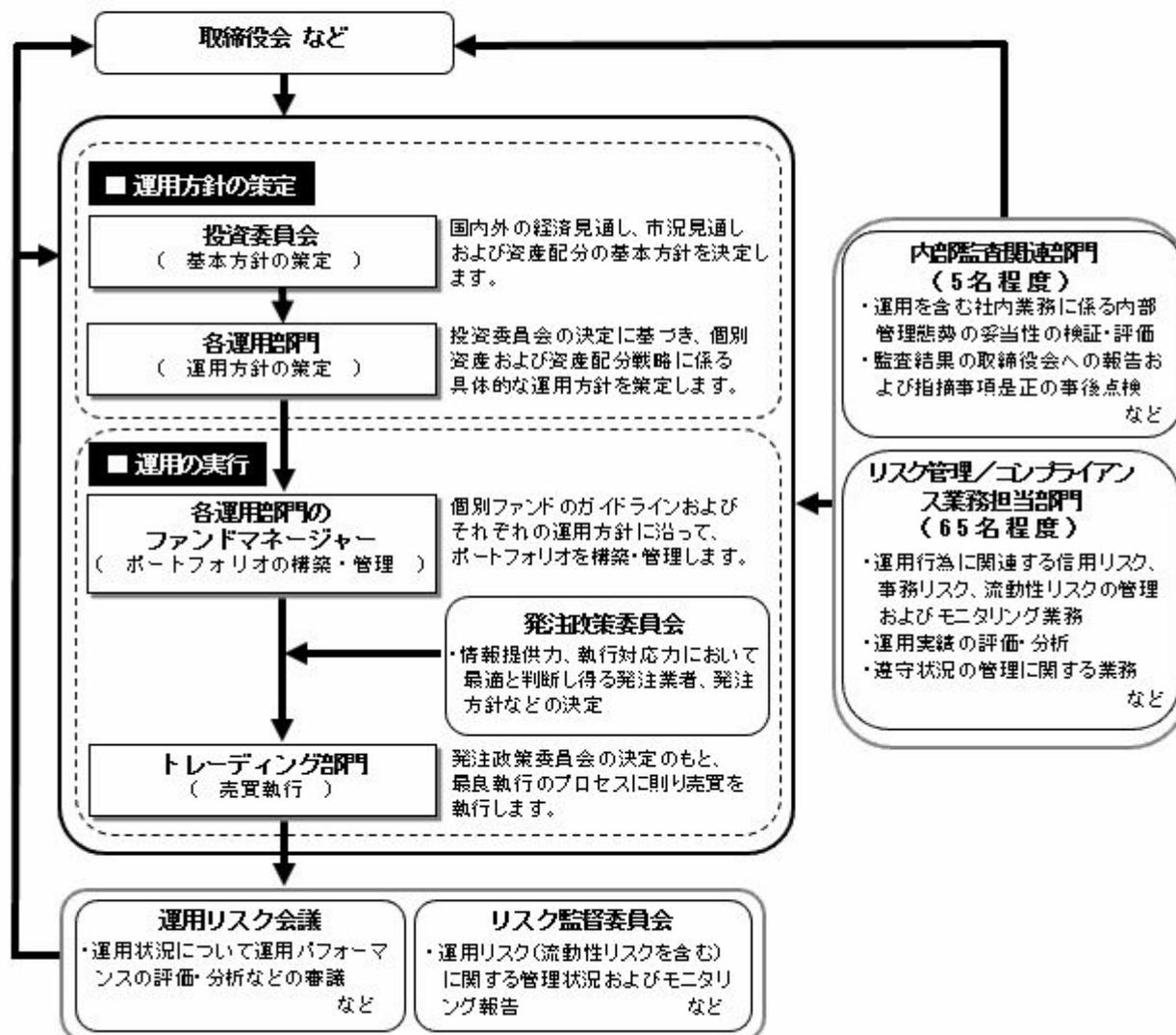
運用の基本方針	
基本方針	公社債への投資により、安定した収益の確保をめざして安定運用を行いません。
主な投資対象	わが国の国債および格付の高い公社債を主要投資対象とします。
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> ・主として、わが国の国債および格付の高い公社債に投資を行ない、利息等収益の確保をめざして運用を行いません。 ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・株式（新株引受権証券、新株予約権証券および新株引受権付社債券を含みます。）への投資は行ないません。 ・外貨建資産への投資は行ないません。 ・デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。 ・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
収益分配	収益分配は行ないません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	<p>組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。</p> <p>※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。</p>
その他	
委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社
信託期間	無期限（2009年10月30日設定）
決算日	毎年10月12日（休業日の場合は翌営業日）

(3) 【運用体制】

◆委託会社における運用体制は以下の通りです。



◆委託会社の運用体制における内部管理および意思決定を監督する組織などは以下の通りです。



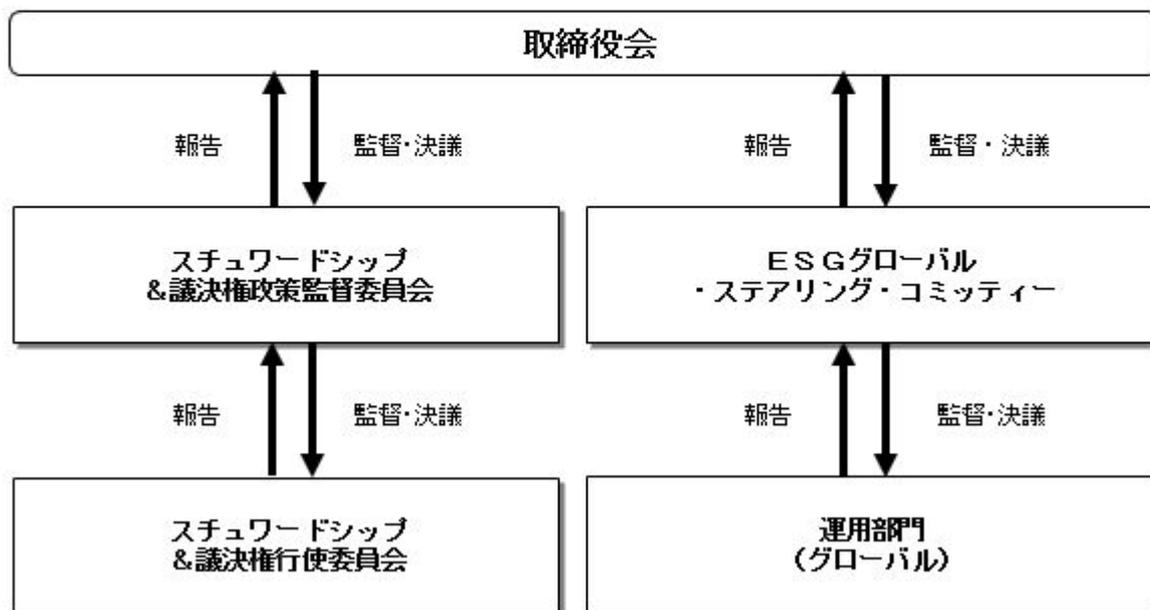
委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

「受託会社」に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っております。また、独立した監査法人が所定の手続きで受託業務について監査を行っており、内部統制が有効に機能している旨の監査報告書を定期的に受け取っております。

◆投資家としてのESG/フィデューシャリー・デューティー

ESG（環境、社会、企業統治）やフィデューシャリーは、当委託会社にとって最高位に位置する概念であるため、同原則に関連する決議、報告、議論は、当委託会社の取締役会にて行なうこととしています。

（スチュワードシップ&議決権政策監督委員会は、議長含め社外委員が過半数以上を占めるメンバーで構成されています）



※上記体制は 2024 年 1 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

① 収益分配方針

- 1) 信託財産から生ずる配当等収益（分配金、利子、貸付上場投資信託証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。）と前期から繰り越した分配準備積立金は、毎計算期末において諸経費、約款に定める報酬および当該報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、前期から繰り越した負数の分配準備積立金があるときはその全額を補てんした後、その残額を受益者に分配します。ただし、収益分配金額の調整のためその一部または全部を信託財産内に留保したときは分配準備積立金として積み立て、次期以降の分配に充てることができる。なお、諸経費、約款に定める報酬および当該報酬に係る消費税等に相当する金額ならびに負数の分配準備積立金を控除しきれないときは、その差額を負数の分配準備積立金として次期に繰り越します。
- 2) 毎計算期末に信託財産から生じたイ) に掲げる利益の合計額は、ロ) に掲げる損失を控除し、繰越欠損金があるときは、その全額を補てんした後、次期に繰り越します。
 - イ) 有価証券売買益（評価益を含む）、追加信託差益金、解約差益金
 - ロ) 有価証券売買損（評価損を含む）、追加信託差損金、解約差損金

② 収益分配金の支払い

原則として受託会社が、毎計算期間終了後 40 日以内の委託会社の指定する日に、受益者があらかじめ指定した預金口座などに振り込みます。なお、受益者が取扱会社と別途収益分配金の取扱いに係る契約を締結している場合は、当該契約にしたがい支払われるものとしします。

(5) 【投資制限】

① 約款に定める投資制限

- 1) 投資信託証券、短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第 66 条第 1 号に規定する短期社債、同法第 117 条に規定する相互会社の社債、同法第 118 条に規定する特定社債および同法第 120 条に規定する特別法人債をいいます。）、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。
- 2) 有価証券先物取引等のデリバティブ取引および有価証券の空売りは行ないません。また、投資対象とする投資信託証券におけるデリバティブ取引の利用は、投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的に限りします。
- 3) 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- 4) 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- 5) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する上場投資信託証券の貸付の指図をすることができます。上場投資信託証券の貸付は、貸付時点において、貸付上場投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する上場投資信託証券の時価合計額を超えないものとしします。
- 6) 信託財産に属する外貨建資産の時価総額と投資信託証券に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- 7) 信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、解約に伴う支払資金の手当て（解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとしします。資金借入額および借入期間は、次に掲げる要件を満たす範囲内としします。
 - イ) 解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
 - ロ) 借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の範囲内
 - ハ) 解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間としします。
- 8) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととしします。

3 【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴います。お申込みの際は、当ファンドのリスクを十分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

- ・投資者の皆様は投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様へ帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。
- ・当ファンドは、主に株式を実質的な投資対象としますので、株式の価格の下落や、株式の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

投資対象とする投資信託証券の主なリスクは以下の通りです。

① 価格変動リスク

- ・一般に株式の価格は、会社の成長性や収益性の企業情報および当該情報の変化に影響を受けて変動します。また、国内および海外の経済・政治情勢などの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・一般に公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。

② 流動性リスク

市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

③ 信用リスク

- ・一般に投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。デフォルト（債務不履行）や企業倒産の懸念から、発行体の株式などの価格は大きく下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、金融商品取引所が定める一定の基準に該当した場合、上場が廃止される可能性があり、廃止される恐れが生じた場合や廃止となる場合も発行体の株式などの価格は下がり、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・一般に公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。
- ・格付を有する債券については、当該格付の変更に伴ない価格が下落するリスクもあります。
- ・ファンドの資金をコール・ローン、譲渡性預金証書などの短期金融資産で運用することがありますが、買付け相手先の債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

④ 為替変動リスク

外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

<円換算した MSCI-KOKUSAI インデックスと基準価額の主なカイ離要因>

当ファンドは、基準価額の変動率を円換算した MSCI-KOKUSAI インデックスの変動率に一致させることをめざしますが、当ファンドおよび投資対象とする投資信託証券には、次のような要因があるため、同指数と一致した推移をすることをお約束できるものではありません。

- ・資金の流入から実際に投資信託証券を買い付けるタイミングのずれの発生。
- ・MSCI-KOKUSAI インデックスの採用銘柄以外の銘柄に投資をすることがあること、MSCI-KOKUSAI インデックスの採用銘柄の変更や資本異動などによってポートフォリオの調整が行なわれる場合、個別銘柄の売買などにあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があること、また、信託報酬、売買委託手数料、監査費用などの費用をファンドが負担すること。
- ・組入銘柄の配当金や有価証券の貸付による品貸料が発生すること。
- ・先物取引等のデリバティブ取引を利用した場合、当該取引の値動きと MSCI-KOKUSAI インデックスの採用銘柄の一部または全部の値動きが一致しないこと。

◇ 金融商品取引所で取引される市場価格と基準価額のカイ離

当ファンドは東京証券取引所に上場され公に取引されますが、市場価格は、主に当ファンドの需要、当ファンドの運用成果および投資者が代替的な投資と比較して当ファンドが全般的にどの程度魅力的であるか、

などの評価に左右されます。したがって、当ファンドの市場価格が、基準価額を下回って取引されるかまたは上回って取引されるかは予測することはできません。

※ファンドが投資対象とする投資信託証券は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。

<その他の留意事項>

・システムリスク・市場リスクなどに関する事項

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により有価証券取引や為替取引などが一時的に停止されることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。上記の状況が発生した場合や、その他の事由により基準価額の算出が困難となる状況が発生した場合などには、委託会社の判断により一時的に取得・換金の取り扱いを停止することもあります。

・投資対象とする投資信託証券に関する事項

◇諸事情により、投資対象とする投資信託証券にかかる投資や換金ができない場合があります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができなくなる場合があります。また、一時的にファンドの取得・換金ができなくなることもあります。

◇ファンドが投資対象とする投資信託証券（マザーファンドを含みます。）と同じ投資信託証券に投資する他のファンドにおいて、解約・償還・設定などに伴う資金流出入などがあり、その結果、当該投資信託証券において有価証券の売買などが生じた場合には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

・解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動に関する事項

一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有している有価証券を一度に大量に売却することがあります。その際は評価価格と実際の取引価格に差が生じるなどして、ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。

・基準価額の妥当性に疑義が生じた場合の取得・換金の停止に関する事項

ファンドの基準価額の算出に用いた評価価格と実際の取引価格に差が生じるなど、基準価額の妥当性に疑義が生じる場合は、委託会社の判断により、一時的に取得・換金の取り扱いを停止する場合があります。

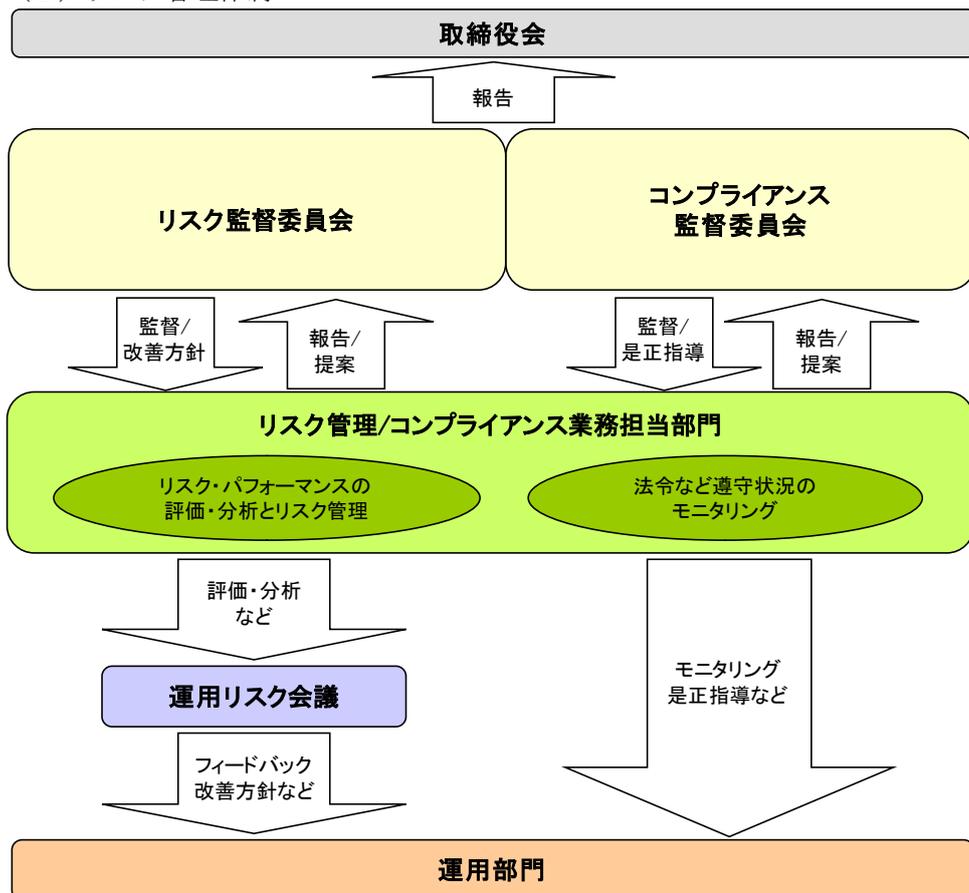
・運用制限や規制上の制限に関する事項

関係する法令規制上、または社内方針などにより取引が制限されることがあります。例えば、委託会社またはその関連会社が特定の銘柄の未公開情報を受領している場合には、当該銘柄の売買が制限されることがあります。また、委託会社またはその関連会社が行なう投資または他の運用業務に関連して、取引が制限されることもあります。したがって、これらの制限により当ファンドの運用実績に影響を及ぼす可能性やインデックスと基準価額が乖離する可能性があります。

・法令・税制・会計方針などの変更に関する事項

ファンドに適用される法令・税制・会計方針などは、今後変更される場合があります。

(2) リスク管理体制



■全社的リスク管理

当社では運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理/コンプライアンス業務担当部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。当社グループの法令などの遵守状況についてはコンプライアンス部門が事務局を務めるコンプライアンス監督委員会、リスク管理状況についてはリスク管理部門が事務局を務めるリスク監督委員会を通して経営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しております。両委員会およびそれに関連する部門別会議においては、法令遵守状況や各種リスク（運用リスク（流動性リスクを含む）、市場リスク、カウンターパーティーリスク、オペレーショナルリスク（事務リスクを含む）など）に関するモニタリングとその報告に加えて、重要事故への対応と各種リスク対応、事故防止のための施策やその管理手法の構築などの支援に努めております。

■運用状況の評価・分析および運用リスク管理

ファンド財産について運用状況の評価・分析および運用リスク（流動性リスクを含む）の管理状況をモニタリングします。運用パフォーマンスおよび運用リスクに係る評価と分析の結果については運用リスク会議に報告し、運用リスク（流動性リスクを含む）の管理状況についてはリスク監督委員会へ報告され、問題点の原因の究明や改善策の策定が図られます。加えて外部委託運用部門は、外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているかなどのモニタリングを行なっています。

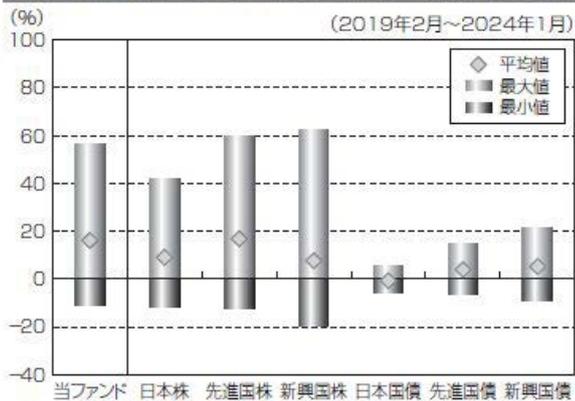
■法令など遵守状況のモニタリング

運用における法令・諸規則、信託約款などの遵守状況については、コンプライアンス業務担当部門が管理を行ないます。問題点についてはコンプライアンス関連の委員会に報告され、必要に応じ運用部門に対し是正指導が行なわれるなど、適切に管理・監督を行ないます。

※上記体制は2024年1月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(参考情報)

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%))

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	16.1%	9.1%	16.8%	7.6%	-0.7%	3.9%	5.2%
最大値	56.4%	42.1%	59.8%	62.7%	5.4%	14.8%	21.5%
最小値	-11.2%	-11.4%	-12.4%	-19.4%	-5.5%	-6.1%	-8.8%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2019年2月から2024年1月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

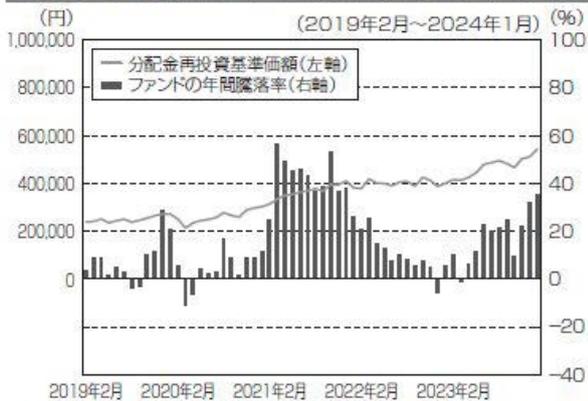
<各資産クラスの指数>

日本株……TOPIX(東証株価指数)配当込み

先進国株……MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)

新興国株……MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の100口当たりの値です。

※分配金再投資基準価額は、2019年2月末の基準価額を起点として指数化しています。

※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

日本国債……NOMURA-BPI国債

先進国債……FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債……JPモルガンGBI-EMグローバルディバースィファイド(円ヘッジなし、円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

TOPIX（東証株価指数）配当込み

当指数は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は株式会社 J P X 総研または株式会社 J P X 総研の関連会社に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス（配当込み、円ベース）

当指数は、MSCI Inc. が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）

当指数は、MSCI Inc. が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

NOMURA-BPI 国債

当指数は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社（以下「NFRC」）が公表している指数で、その知的財産権は NFRC に帰属します。なお、NFRC は、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行われる日興アセットマネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

当指数は、FTSE Fixed Income LLC により運営されている債券インデックスです。当指数は FTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指数に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLC が有しています。

JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバーシファイド（円ヘッジなし、円ベース）

当指数は、J.P. Morgan Securities LLC が算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLC に帰属します。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

販売会社は、取得申込者から、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を徴収することができるものとします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。

(2) 【換金（解約）手数料】

① 換金手数料

販売会社は、受益者が解約請求を行なうときおよび受益権の買取りを行なうときは、当該受益者から、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を徴収することができるものとします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※換金手数料は、換金時の事務手続きなどに係る対価です。

② 信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額（1口当たり）が差し引かれます。

※「信託財産留保額」とは、投資信託を解約される受益者の解約代金から差し引いて、信託財産に繰り入れる金額のことです。

(3) 【信託報酬等】

① 信託報酬

信託報酬率（年率）＜純資産総額に対し＞	
当ファンド	0.165%（税抜0.15%）以内
投資対象とする投資信託証券	0.099%（税抜0.09%）程度*
実質的負担	0.264%（税抜0.24%）程度

・当ファンドの信託報酬は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年0.165%（税抜0.15%）以内の率を乗じて得た額とします。

・投資対象とする投資信託証券の組入れに係る信託報酬率（年率）0.099%（税抜0.09%）程度*がかかり、受益者が実質的に負担する信託報酬率（年率）は0.264%（税抜0.24%）程度となります。

*投資対象とする投資信託証券の信託報酬の詳細については、「第1 ファンドの状況－2 投資方針－（2）投資対象」－「投資対象とする投資信託証券の概要」をご覧ください。

※受益者が実質的に負担する信託報酬率（年率）は、投資対象とする投資信託証券の組入比率や当該投資信託証券の変更などにより変動します。

② 信託報酬の配分

当ファンドの信託報酬が税抜0.15%（有価証券届出書提出日現在）の場合の配分（年率）は、以下の通りとします。

信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率		
合計	委託会社	受託会社
0.15%	0.12%	0.03%

委託会社	委託した資金の運用の対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

③ 支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

(4) 【その他の手数料等】

以下の諸費用およびそれに付随する消費税等相当額について、委託会社は、その支払いをファンドのために行ない、ファンドの日々の純資産総額に対して年率 0.1%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限として、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。(以下「実費方式」といいます。) また、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、その金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、見積額に基づいて見積率を算出し、かかる見積率を信託財産の純資産総額に乗じて得た額をかかるとみないして、信託財産から支弁を受けることができます。(以下「見積方式」といいます。) ただし、委託会社は、信託財産の規模などを考慮して、信託の設定時または期中に、かかる諸費用の見積率を見直し、年率 0.1%を上限として、これを変更することができます。委託会社は、実費方式または見積方式のいずれを用いるかについて、信託期間を通じて随時、見直すことができます。これら諸費用は、委託会社が定めた時期に、信託財産から支払います。

- ① 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用。
- ② 有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書(これらの訂正に係る書類を含みます。)の作成、印刷および提出に係る費用。
- ③ 目論見書および仮目論見書(これらの訂正事項分を含みます。)の作成、印刷および交付に係る費用(これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。)
- ④ 信託約款の作成、印刷および交付に係る費用(これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。)
- ⑤ 運用報告書および決算短信など開示資料の作成、印刷および交付に係る費用(これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。)
- ⑥ ファンドの受益者に対して行なう公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用。
- ⑦ 格付の取得に要する費用。
- ⑧ ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用。
- ⑨ 受益権の上場に係る費用。
- ⑩ 「MSCI-KOKUSAI インデックス」その他これに類する標章の使用料。

信託財産に関する以下の費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

- ① 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料。
- ② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外貨建資産の保管などに要する費用、解約に伴う支払資金の手当てなどを目的とした借入金の利息および受託会社の立て替えた立替金の利息。

<投資対象とする投資信託証券に係る費用>

「インデックスファンド先進国株式(適格機関投資家向け)」

- ・運用報告書などの作成および交付に係る費用、計理等の業務に係る費用(業務委託する場合の委託費用を含みます。)、監査費用などについては、ファンドの日々の純資産総額に対して年率 0.1%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限として、信託財産から支払うことができます。
- ・組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税などについては、その都度、信託財産から支払われます。

※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。

「マネー・アカウント・マザーファンド」

- ・組入有価証券の売買時の売買委託手数料
- ・信託事務の処理に要する諸費用
- ・信託財産に関する租税 など

※監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。

*売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

投資家の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、上場証券投資信託として取り扱われます。

- ・公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。

す。

- ・当ファンドは、NISA の「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」および「つみたて投資枠（特定累積投資勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

① 個人受益者の場合

1) 受益権の売却時の課税

売却時の差益（譲渡益）については譲渡所得として、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

2) 収益分配金の受取り時の課税

収益分配金は配当所得として、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

3) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）については譲渡所得として、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

※確定申告等により、解約時、償還時および売却時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り）と損益通算が可能です。また、解約時、償還時および売却時の差益（譲渡益）、収益分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

※少額投資非課税制度（NISA）をご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 法人受益者の場合

1) 受益権の売却時の課税

受益権の売却価額と取得価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

2) 収益分配金の受取り時の課税

収益分配金は配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれ、他の法人所得と合算して課税されます。

3) 解約金および償還金に対する課税

受益権の解約価額および償還価額と取得価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

4) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は 2024 年 4 月 19 日現在のもので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【上場インデックスファンド海外先進国株式（MSCI-KOKUSA I）】

以下の運用状況は2024年1月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	23,489,338,847	99.95
親投資信託受益証券	日本	20,030	0.00
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	—	10,966,408	0.05
合計（純資産総額）		23,500,325,285	100.00

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（％）
日本	投資信託受益証券	インデックスファンド先進国株式（適格機関投資家向け）	11,366,725,791	2.0139	22,891,449,070	2.0665	23,489,338,847	99.95
日本	親投資信託受益証券	マネー・アカウント・マザーファンド	19,997	1.0017	20,030	1.0017	20,030	0.00

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	99.95
親投資信託受益証券	0.00
合計	99.95

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期別	純資産総額 (百万円)		1口当たり純資産額(円)		東京証券取引所 取引価格 (円)
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き	
第5計算期間末 (2015年1月20日)	9,764	9,958	2,034.17	2,074.77	2,113
第6計算期間末 (2016年1月20日)	10,020	10,228	1,821.85	1,859.65	1,813
第7計算期間末 (2017年1月20日)	11,079	11,348	2,090.51	2,141.31	2,069
第8計算期間末 (2018年1月20日)	12,414	12,626	2,482.94	2,525.34	2,499
第9計算期間末 (2019年1月20日)	12,845	13,012	2,214.77	2,243.47	2,222
第10計算期間末 (2020年1月20日)	16,782	17,054	2,754.79	2,799.49	2,738
第11計算期間末 (2021年1月20日)	16,401	16,621	2,945.09	2,984.69	2,930
第12計算期間末 (2022年1月20日)	18,938	19,176	3,728.78	3,775.68	3,749
第13計算期間末 (2023年1月20日)	17,476	17,750	3,640.49	3,697.69	3,654
第14計算期間末 (2024年1月20日)	23,031	23,357	4,925.06	4,994.76	4,937
2023年1月末日	18,188	—	3,788.85	—	3,777
2月末日	18,857	—	3,921.63	—	3,908
3月末日	18,756	—	3,900.82	—	3,882
4月末日	19,267	—	4,006.94	—	4,027
5月末日	20,021	—	4,193.50	—	4,150
6月末日	21,404	—	4,522.93	—	4,510
7月末日	21,633	—	4,590.69	—	4,600
8月末日	22,006	—	4,669.88	—	4,658
9月末日	21,473	—	4,556.74	—	4,540
10月末日	20,783	—	4,402.80	—	4,400
11月末日	22,341	—	4,747.00	—	4,747
12月末日	22,590	—	4,830.73	—	4,803
2024年1月末日	23,500	—	5,053.32	—	5,024

(注) 計算期間末が東京証券取引所の休業日にあたる場合、東京証券取引所取引価格は直前営業日の終値を表示しています。

② 【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金 (円)
第5期	2014年1月21日～2015年1月20日	40.6000
第6期	2015年1月21日～2016年1月20日	37.8000
第7期	2016年1月21日～2017年1月20日	50.8000
第8期	2017年1月21日～2018年1月20日	42.4000
第9期	2018年1月21日～2019年1月20日	28.7000

第10期	2019年1月21日～2020年1月20日	44.7000
第11期	2020年1月21日～2021年1月20日	39.6000
第12期	2021年1月21日～2022年1月20日	46.9000
第13期	2022年1月21日～2023年1月20日	57.2000
第14期	2023年1月21日～2024年1月20日	69.7000

③【収益率の推移】

期	期間	収益率 (%)
第5期	2014年1月21日～2015年1月20日	17.88
第6期	2015年1月21日～2016年1月20日	△8.58
第7期	2016年1月21日～2017年1月20日	17.53
第8期	2017年1月21日～2018年1月20日	20.80
第9期	2018年1月21日～2019年1月20日	△9.64
第10期	2019年1月21日～2020年1月20日	26.40
第11期	2020年1月21日～2021年1月20日	8.35
第12期	2021年1月21日～2022年1月20日	28.20
第13期	2022年1月21日～2023年1月20日	△0.83
第14期	2023年1月21日～2024年1月20日	37.20

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4)【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)
第5期	2014年1月21日～2015年1月20日	500,000	0
第6期	2015年1月21日～2016年1月20日	800,000	100,000
第7期	2016年1月21日～2017年1月20日	500,000	700,000
第8期	2017年1月21日～2018年1月20日	0	300,000
第9期	2018年1月21日～2019年1月20日	900,000	100,000
第10期	2019年1月21日～2020年1月20日	684,020	392,000
第11期	2020年1月21日～2021年1月20日	254,000	777,000
第12期	2021年1月21日～2022年1月20日	306,000	796,000
第13期	2022年1月21日～2023年1月20日	112,000	390,550
第14期	2023年1月21日～2024年1月20日	16,000	140,000

(参考)

インデックスファンド先進国株式（適格機関投資家向け）

以下の運用状況は2024年1月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	32,479,818,255	99.99
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	—	3,105,401	0.01
合計（純資産総額）		32,482,923,656	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
日本	親投資信託受 益証券	海外株式インデックスMSCI-K OKUSAI（ヘッジなし）マザー ファンド	5,670,656,329	5.4423	30,861,412,940	5.7277	32,479,818,255	99.99

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.99
合計	99.99

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

海外株式インデックスMSCI-KOKUSAI（ヘッジなし）マザーファンド

以下の運用状況は2024年1月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	アメリカ	248,919,743,638	70.09
	カナダ	11,827,481,527	3.33
	ドイツ	8,267,165,839	2.33
	イタリア	1,908,533,327	0.54
	フランス	10,791,209,266	3.04
	オランダ	6,850,865,647	1.93
	スペイン	2,405,762,259	0.68
	ベルギー	736,915,478	0.21
	オーストリア	171,317,364	0.05
	ルクセンブルク	170,736,920	0.05
	フィンランド	1,058,771,461	0.30
	アイルランド	6,668,905,147	1.88
	ポルトガル	160,195,834	0.05
	イギリス	13,195,825,563	3.72
	スイス	11,065,965,604	3.12
	スウェーデン	2,971,093,519	0.84
	ノルウェー	615,306,506	0.17
	デンマーク	3,333,483,237	0.94
	ケイマン	400,317,969	0.11
	オーストラリア	6,593,636,201	1.86
	バミューダ	377,662,059	0.11
	ニュージーランド	256,111,924	0.07
	香港	1,564,223,054	0.44
	シンガポール	1,051,502,700	0.30
	イスラエル	695,565,267	0.20
	ジャージー	878,337,479	0.25
アラブ首長国連邦	0	0.00	
マン島	44,586,346	0.01	
小計		342,981,221,135	96.58
投資証券	アメリカ	5,940,778,508	1.67
	カナダ	14,437,670	0.00
	フランス	131,686,961	0.04
	ベルギー	33,387,339	0.01
	イギリス	107,067,080	0.03

	オーストラリア	401,010,428	0.11
	香港	77,440,668	0.02
	シンガポール	131,004,526	0.04
	小計	6,836,813,180	1.93
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	—	5,313,497,077	1.50
合計（純資産総額）		355,131,531,392	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国・地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	4,565,750,312	1.29
	買建	ドイツ	842,641,975	0.24

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

資産の種類	建別	国・地域	時価合計（円）	投資比率（%）
為替予約取引	買建	—	4,626,486,100	1.30

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	641,554	25,299.08	16,230,727,705	27,745.30	17,800,109,479	5.01
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	289,684	50,371.16	14,591,721,212	60,287.45	17,464,310,969	4.92
アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	101,350	61,873.01	6,270,830,430	92,623.03	9,387,344,800	2.64
アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	一般消費財・サービス流通・小売り	381,160	18,025.67	6,870,667,794	23,460.45	8,942,185,122	2.52
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディア・エンターテインメント	243,570	18,570.24	4,523,154,224	22,347.92	5,443,283,605	1.53
アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-CLASS A	メディア・エンターテインメント	91,140	44,341.76	4,041,308,696	59,028.85	5,379,889,662	1.51
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	メディア・エンターテインメント	214,030	18,718.64	4,006,351,340	22,582.52	4,833,338,361	1.36
アメリカ	株式	TESLA INC	自動車・自動車部品	117,295	31,432.17	3,686,837,147	28,269.10	3,315,824,612	0.93
アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・半導体製造装置	18,235	127,117.55	2,317,988,602	178,264.00	3,250,644,186	0.92
アメリカ	株式	ELI LILLY & CO	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	33,109	86,565.00	2,866,080,870	95,166.79	3,150,877,548	0.89

アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	119,400	20,765.81	2,479,438,888	26,008.63	3,105,431,437	0.87
アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	金融サービス	53,745	49,792.67	2,676,107,204	57,123.98	3,070,128,439	0.86
アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア機器・サービス	38,055	78,239.81	2,977,416,290	74,307.65	2,827,777,830	0.80
アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	金融サービス	66,022	34,991.34	2,310,198,616	40,893.48	2,699,869,502	0.76
アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORP	エネルギー	164,621	16,004.57	2,634,689,427	15,470.61	2,546,788,523	0.72
アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	98,991	22,375.81	2,215,004,638	23,426.51	2,319,013,998	0.65
アメリカ	株式	MASTERCARD INC - A	金融サービス	34,465	57,043.16	1,965,992,621	65,687.78	2,263,929,493	0.64
アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO	家庭用品・パーソナル用品	96,549	22,212.77	2,144,621,165	23,237.64	2,243,571,822	0.63
アメリカ	株式	HOME DEPOT INC	一般消費財・サービス流通・小売り	40,975	41,554.67	1,702,702,663	52,690.10	2,158,977,052	0.61
デンマーク	株式	NOVO NORDISK A/S-B	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	133,730	14,853.59	1,986,371,714	16,056.37	2,147,218,628	0.60
オランダ	株式	ASML HOLDING NV	半導体・半導体製造装置	16,527	89,955.37	1,486,692,436	128,183.96	2,118,496,323	0.60
アメリカ	株式	COSTCO WHOLESALE CORP	生活必需品流通・小売り	18,199	81,464.84	1,482,578,687	103,394.18	1,881,670,809	0.53
アメリカ	株式	MERCK & CO. INC.	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	104,003	15,297.09	1,590,943,455	17,950.93	1,866,950,885	0.53
スイス	株式	NESTLE SA-REG	食品・飲料・タバコ	109,430	16,869.08	1,845,983,505	16,950.96	1,854,944,111	0.52
アメリカ	株式	ABBVIE INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	72,336	21,439.90	1,550,877,216	24,333.94	1,760,220,318	0.50
アメリカ	株式	ADOBE INC	ソフトウェア・サービス	18,599	77,133.06	1,434,597,891	92,655.49	1,723,299,607	0.49
アメリカ	株式	SALESFORCE INC	ソフトウェア・サービス	39,886	29,200.10	1,164,675,191	42,454.56	1,693,342,640	0.48
アメリカ	株式	ADVANCED MICRO DEVICES	半導体・半導体製造装置	66,424	14,326.70	951,636,845	25,387.45	1,686,336,178	0.47
アメリカ	株式	CHEVRON CORP	エネルギー	74,361	22,962.69	1,707,528,892	22,150.20	1,647,111,468	0.46
アメリカ	株式	NETFLIX INC	メディア・娯楽	18,140	60,809.75	1,103,088,924	83,048.51	1,506,500,107	0.42

ロ. 種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率 (%)
株式	国外	エネルギー	4.54
		素材	3.74
		資本財	6.67
		商業・専門サービス	1.56
		運輸	1.76
		自動車・自動車部品	1.69
		耐久消費財・アパレル	1.52
		消費者サービス	2.08
		メディア・娯楽	6.28
		一般消費財・サービス流通・小売り	4.62
		生活必需品流通・小売り	1.71
		食品・飲料・タバコ	3.41
		家庭用品・パーソナル用品	1.62
		ヘルスケア機器・サービス	4.24
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	7.98
		銀行	5.35
		金融サービス	6.66
		保険	3.03
		ソフトウェア・サービス	10.54
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	6.47
電気通信サービス	1.18		
公益事業	2.50		
半導体・半導体製造装置	7.10		
不動産管理・開発	0.32		
投資証券	—	—	1.93
合計			98.50

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の種類	地域	取引所	名称	建別	数量	通貨	契約額等 (各通貨)	契約額等 (円)	評価額 (各通貨)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
株価指数先物取引	アメリカ	シカゴ商業取引所	SP EMINI2403	買建	125	米ドル	30,285,575	4,468,636,591	30,943,750	4,565,750,312	1.29
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	DJSTX5 2403	買建	125	ユーロ	5,164,920	826,232,252	5,267,500	842,641,975	0.24

(注) 先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

資産の種類	名称	建別	数量	契約額等 (円)	評価額 (円)	投資
-------	----	----	----	----------	---------	----

						比率 (%)
為替予約取引	米ドル	買建	27,000,000.00	3,921,681,560	3,965,577,640	1.12
	ユーロ	買建	4,150,000.00	656,270,971	660,908,460	0.19

(注) 為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

マネー・アカウント・マザーファンド

以下の運用状況は2024年1月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
コール・ローン等、その他資産 (負債控除後)	—	1,449,527,864	100.00
合計 (純資産総額)		1,449,527,864	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

該当事項はありません。

ロ. 種類別の投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

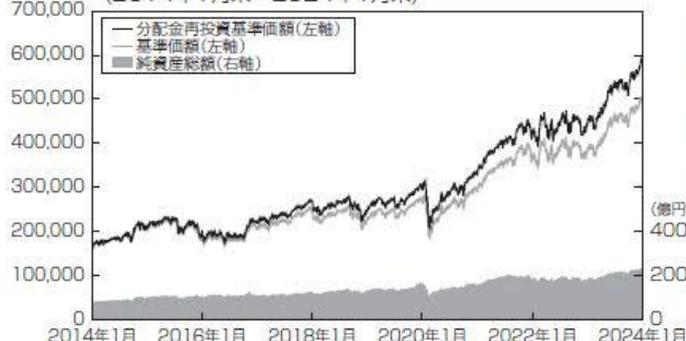
該当事項はありません。

運用実績

2024年1月31日現在

基準価額・純資産の推移

(円) (2014年1月末～2024年1月末)



基準価額……………505,332円
純資産総額……………235.00億円

※基準価額は、運用管理費用(信託報酬)控除後の100口当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は、2014年1月末の基準価額を起点として指数化しています。
※分配金再投資基準価額は当ファンドに過去10年間、分配実績があった場合に、当該分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものである点にご留意ください。

分配の推移(税引前、100口当たり)

2020年1月	2021年1月	2022年1月	2023年1月	2024年1月	設定来累計
4,470円	3,960円	4,690円	5,720円	6,970円	50,180円

主要な資産の状況

<資産構成比率>

組入資産	比率
インデックスファンド先進国株式(適格機関投資家向け)	99.95%
マネー・アカウント・マザーファンド	0.00%
現金その他	0.05%

※対純資産総額比です。

<組入上位銘柄>

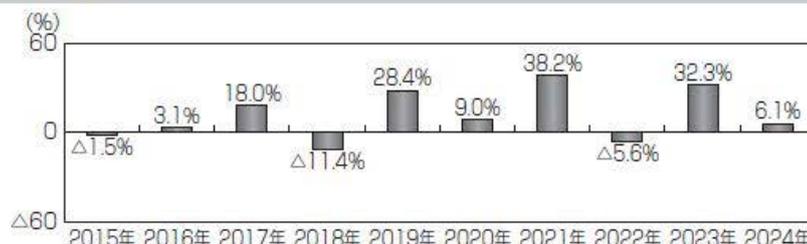
海外株式インデックスMSCI-KOKUSAI(ヘッジなし)マザーファンド

銘柄	国・地域	業種	比率
1 APPLE INC	アメリカ	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	5.01%
2 MICROSOFT CORP	アメリカ	ソフトウェア・サービス	4.92%
3 NVIDIA CORP	アメリカ	半導体・半導体製造装置	2.64%
4 AMAZON.COM INC	アメリカ	一般消費財・サービス流通・小売り	2.52%
5 ALPHABET INC-CL A	アメリカ	メディア・娯楽	1.53%

銘柄	通貨	種類	地域	比率
1 SP EMINI2403	米ドル	株価指数先物取引	アメリカ	1.29%
2 DJSTX5 2403	ユーロ	株価指数先物取引	ドイツ	0.24%

※海外株式インデックスMSCI-KOKUSAI(ヘッジなし)マザーファンドの対純資産総額比です。

年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

※2024年は、2024年1月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 申込方法

- ・取得申込者は、販売会社所定の方法でお申し込みください。申込時において、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を支払うものとします。
- ・当ファンドは、東京証券取引所に上場しております。委託会社は、当該金融商品取引所が定める諸規則などを遵守し、当該金融商品取引所が諸規則などに基づいて行なう売買取引の停止または上場廃止その他の措置に従うものとします。

(2) 申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(3) 取扱時間

原則として、午後2時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(4) 取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、下記のいずれかに該当する場合は、原則として取得の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- 1) 取得申込日がファンドの計算期間終了日（決算日）の2営業日前となる場合（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、取得申込日が当該計算期間終了日の3営業日前以降の2営業日間となる場合）
- 2) 取得申込日が英国証券取引所の休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、フランクフルト証券取引所の休業日、ロンドンの銀行休業日またはニューヨークの銀行休業日の場合
- 3) 1) および2) のほか、委託会社が約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき

(5) 申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

(6) 申込単位

2,000口以上で販売会社が定める単位

※詳しくは、販売会社の照会先にお問い合わせください。

(7) 申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

(8) 受付の中止および取消

委託会社は、投資対象とする投資信託証券への投資ができない場合、金融商品取引所*における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

2【換金（解約）手続等】

<解約請求による換金>

(1) 解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(2) 取扱時間

原則として、午後2時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(3) 解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、下記のいずれかに該当する場合は、原則として解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- 1) 解約請求日がファンドの計算期間終了日（決算日）の5営業日前以降の4営業日間となる場合（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、解約請求日が当該計算期間終了日の6営業日前以降の5営業日間となる場合）
- 2) 解約請求日が英国証券取引所の休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、フランクフルト証券取引所の休業日、ロンドンの銀行休業日またはニューヨークの銀行休業日の場合
- 3) 1) および2) のほか、委託会社が約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのある

やむを得ない事情が生じたものと認めるとき

(4) 解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(5) 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に 0.3%の率を乗じて得た額）を控除した価額とします。

・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス www.nikkoam.com/

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(6) 解約手数料

受益者は解約時において、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を支払うものとします。

(7) 解約単位

2,000 口以上 1 口単位

※販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(8) 解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して 7 営業日目からお支払いします。

(9) 受付の中止および取消

- ・委託会社は、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

<買取請求による換金>

- (1) 受益者は、保有する受益権口数の合計が金融商品取引所の定める受益権の取引単位に満たない場合は、販売会社に当該受益権の買取りを請求することができます。
- (2) 原則として、午後 2 時までには販売会社において所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。
- (3) 買取請求日が解約請求不可日と同日の場合は、買取請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (4) 受益権の買取価額は、買取請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額に相当する額（当該基準価額に 0.3%の率を乗じて得た額）を控除した価額とします。
- (5) 受益者は買取時において、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を支払うものとします。
- (6) 販売会社は、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて買取りを中止すること、および既に受け付けた買取りを取り消すことができます。
- (7) 買取請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が買取請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の買取請求を受け付けることができる日とします。）に買取請求を受け付けたものとして取り扱います。

3 【資産管理等の概要】

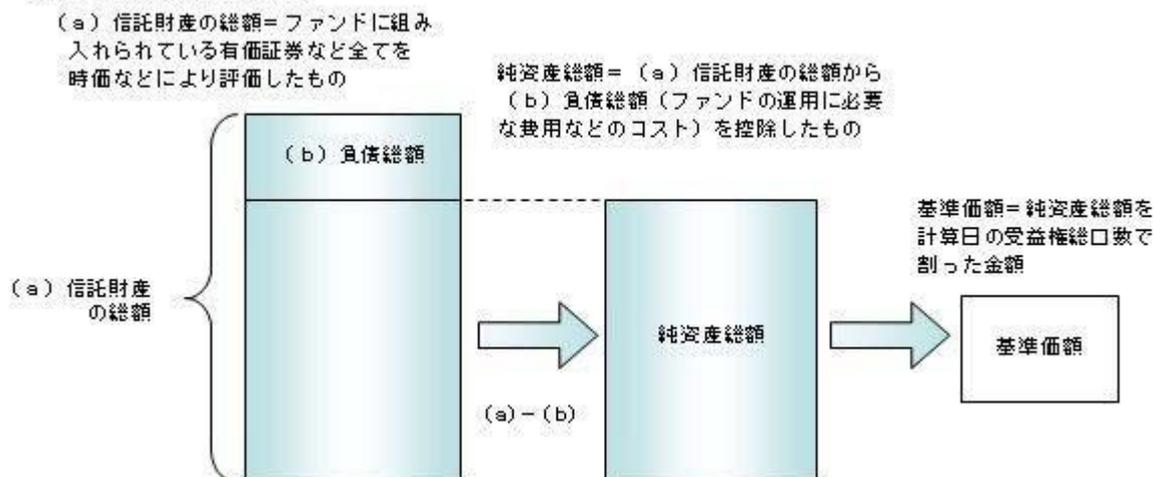
(1) 【資産の評価】

① 基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。

- ・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは100口あたりに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



② 有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

<主な資産の評価方法>

◇投資信託証券（国内籍）

原則として、基準価額計算日の基準価額で評価します。

- ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス www.nikkoam.com/

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします（2010年1月22日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

毎年1月21日から翌年1月20日までとします。

(5) 【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。

イ) 純資産総額が5億円を下回ることとなった場合

ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき

ハ) やむを得ない事情が発生したとき

- 2) この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。（後述の「書面決

議」をご覧ください。)

3) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。

イ) 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合

ロ) MSCI-KOKUSAI インデックスが廃止された場合

ハ) MSCI-KOKUSAI インデックスの計算方法の変更などに伴って委託会社または受託会社が必要と認めた信託約款の変更が、書面決議の規定を満たさず、信託約款の変更が行なわれないこととなった場合

ニ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合

ホ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき

ヘ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）

ト) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき

なお、上記イ)によりこの信託契約を解約し繰上償還させる場合には、すべての金融商品取引所において上場が廃止された後は直ちに信託を終了するための手続を開始するものとします。

4) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 償還金について

原則として受託会社または取扱会社が、信託終了後 40 日以内の委託会社の指定する日に、受益者があらかじめ指定した預金口座などに振り込みます。

③ 信託約款の変更など

1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

2) この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。）については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）

3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

④ 書面決議

1) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに知っている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。

2) 受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。

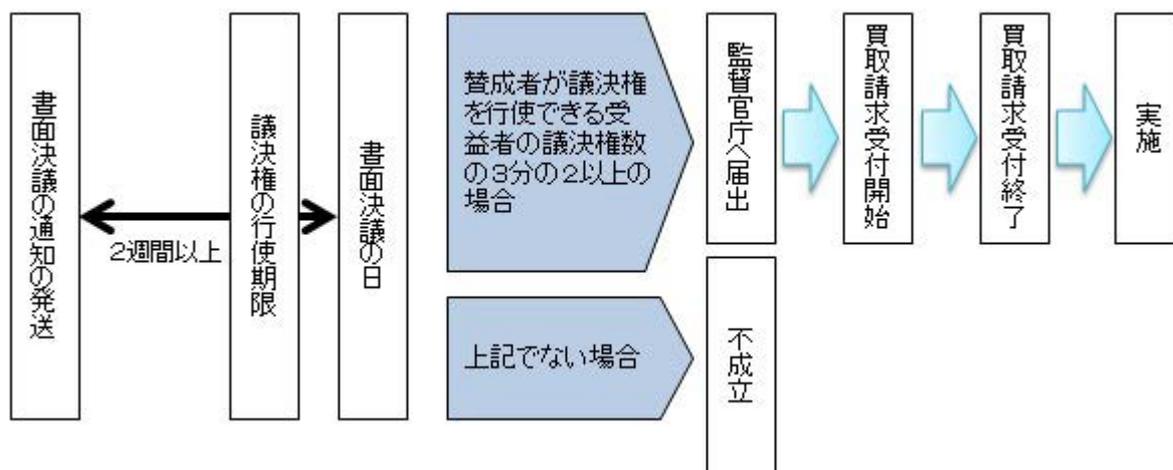
3) 書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。

4) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。

5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。

6) 当ファンドの繰上償還、信託約款の重大な変更または併合を行なう場合には、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己の有する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

<書面決議の主な流れ>



- ⑤ 公告
 公告は電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。
 ホームページ アドレス www.nikkoam.com/
 ※なお、やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。
- ⑥ 運用報告書の作成
 投資信託及び投資法人に関する法律により、運用報告書の作成・交付は行ないません。
- ⑦ 関係法人との契約について
 販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。
- ⑧ 他の受益者の氏名などの開示の請求の制限
 受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。
1. 他の受益者の氏名または名称および住所
 2. 他の受益者が有する受益権の内容

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金受領権

- ・名義登録手続きによって受益者を確定し、当該受益者に対して収益分配金の支払いを行ないます。当ファンドの収益分配金は、計算期間終了日現在において、受託会社に名義登録している受益者に支払われます。受益者は、取扱会社を経由して名義登録を行なうことができます。
- ・計算期間終了日現在において、氏名または名称および住所が受託会社に登録されている受益者は、ファンドの収益分配金を登録されている受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金について支払開始日から5年間請求を行なわない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金受領権

- ・信託期間終了日現在において、氏名または名称および住所が受託会社に登録されている受益者は、ファンドの償還金を登録されている受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が償還金について支払開始日から10年間請求を行なわない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(3) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(4) 受益権の買取請求権

受益者が保有する受益権の口数の合計が、金融商品取引所の定める受益権の取引単位に満たない場合は、販売会社に対して、受益権の買取りを請求することができます。

(5) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 14 期計算期間（2023 年 1 月 21 日から 2024 年 1 月 20 日まで）の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年4月10日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 辻村 和之

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている上場インデックスファンド海外先進国株式（MSCI-KOKUSAI）の2023年1月21日から2024年1月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、上場インデックスファンド海外先進国株式（MSCI-KOKUSAI）の2024年1月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、日興アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前

提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、経営者に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

1 【財務諸表】

【上場インデックスファンド海外先進国株式（MSCI-KOKUSA I）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第13期 2023年1月20日現在	第14期 2024年1月20日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	44,907,564	45,664,736
投資信託受益証券	17,466,835,365	23,019,533,110
親投資信託受益証券	20,036	20,030
未収入金	280,700,000	335,800,000
流動資産合計	17,792,462,965	23,401,017,876
資産合計	17,792,462,965	23,401,017,876
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	274,586,884	325,949,959
未払受託者報酬	6,126,763	6,826,973
未払委託者報酬	24,507,528	27,308,315
未払利息	11	18
その他未払費用	11,182,113	9,023,732
流動負債合計	316,403,299	369,108,997
負債合計	316,403,299	369,108,997
純資産の部		
元本等		
元本	4,800,470,000	4,676,470,000
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	12,675,589,666	18,355,438,879
（分配準備積立金）	318,443	898,825
元本等合計	17,476,059,666	23,031,908,879
純資産合計	17,476,059,666	23,031,908,879
負債純資産合計	17,792,462,965	23,401,017,876

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 13 期		第 14 期	
	自 2022 年 1 月 21 日 至 2023 年 1 月 20 日		自 2023 年 1 月 21 日 至 2024 年 1 月 20 日	
営業収益				
受取配当金		316,246,671		369,700,358
受取利息		31		72
有価証券売買等損益		△420,811,477		6,111,748,051
営業収益合計		△104,564,775		6,481,448,481
営業費用				
支払利息		9,979		10,986
受託者報酬		6,126,763		6,826,973
委託者報酬		24,507,528		27,308,315
その他費用		11,182,177		9,023,815
営業費用合計		41,826,447		43,170,089
営業利益又は営業損失 (△)		△146,391,222		6,438,278,392
経常利益又は経常損失 (△)		△146,391,222		6,438,278,392
当期純利益又は当期純損失 (△)		△146,391,222		6,438,278,392
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)		-		-
期首剰余金又は期首欠損金 (△)		13,859,516,342		12,675,589,666
剰余金増加額又は欠損金減少額		297,944,860		49,746,960
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		297,944,860		49,746,960
剰余金減少額又は欠損金増加額		1,060,893,430		482,226,180
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		1,060,893,430		482,226,180
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
分配金		274,586,884		325,949,959
期末剰余金又は期末欠損金 (△)		12,675,589,666		18,355,438,879

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
-----------------	--

(貸借対照表に関する注記)

		第13期 2023年1月20日現在	第14期 2024年1月20日現在
1.	期首元本額	5,079,020,000円	4,800,470,000円
	期中追加設定元本額	112,000,000円	16,000,000円
	期中一部解約元本額	390,550,000円	140,000,000円
2.	受益権の総数	4,800,470口	4,676,470口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第13期 自2022年1月21日 至2023年1月20日		第14期 自2023年1月21日 至2024年1月20日	
分配金の計算過程		分配金の計算過程	
A	当期配当等収益額 316,236,723円	A	当期配当等収益額 369,689,444円
B	親ファンドの配当等収益額 0円	B	親ファンドの配当等収益額 0円
C	分配準備積立金 485,072円	C	分配準備積立金 318,443円
D	配当等収益額合計(A+B+C) 316,721,795円	D	配当等収益額合計(A+B+C) 370,007,887円
E	経費 41,816,468円	E	経費 43,159,103円
F	収益分配可能額(D-E) 274,905,327円	F	収益分配可能額(D-E) 326,848,784円
G	収益分配金額 274,586,884円	G	収益分配金額 325,949,959円
H	次期繰越金(分配準備積立金)(F-G) 318,443円	H	次期繰越金(分配準備積立金)(F-G) 898,825円
I	口数 4,800,470口	I	口数 4,676,470口
J	分配金額(100口当たり) 5,720円	J	分配金額(100口当たり) 6,970円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

	第13期 自2022年1月21日 至2023年1月20日	第14期 自2023年1月21日 至2024年1月20日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

	第13期 2023年1月20日現在	第14期 2024年1月20日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

第13期 (2023年1月20日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△412,194,316
親投資信託受益証券	△6
合計	△412,194,322

第14期 (2024年1月20日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	5,908,872,627
親投資信託受益証券	△6
合計	5,908,872,621

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第13期 2023年1月20日現在	第14期 2024年1月20日現在
1口当たり純資産額	3,640.49円	1口当たり純資産額 4,925.06円
(100口当たり純資産額)	(364,049円)	(100口当たり純資産額) (492,506円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	インデックスファンド先進国株式（適格機関投資家向け）	11,430,325,791	23,019,533,110	
投資信託受益証券 合計		11,430,325,791	23,019,533,110	
親投資信託受益証券	マネー・アカウント・マザーファンド	19,997	20,030	
親投資信託受益証券 合計		19,997	20,030	
合計		11,430,345,788	23,019,553,140	

(注) 券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

当ファンドは、「インデックスファンド先進国株式（適格機関投資家向け）」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は同投資信託です。なお、同投資信託の状況は次の通りです。ただし、当該情報は監査の対象外であります。

また、当ファンドは、「マネー・アカウント・マザーファンド」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は同親投資信託です。なお、同親投資信託の状況は次の通りです。ただし、当該情報は監査の対象外であります。

(参考)

インデックスファンド先進国株式（適格機関投資家向け）

貸借対照表

(単位：円)

	2023年1月20日現在	2024年1月20日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	8,677,605	4,655,681
親投資信託受益証券	23,749,726,935	32,055,875,320
未収入金	280,700,000	473,036,400
流動資産合計	24,039,104,540	32,533,567,401
資産合計	24,039,104,540	32,533,567,401
負債の部		
流動負債		
未払解約金	280,700,000	472,799,998
未払受託者報酬	148,139	192,096
未払委託者報酬	518,503	672,343
未払利息	1	1
その他未払費用	30,091	34,132
流動負債合計	281,396,734	473,698,570
負債合計	281,396,734	473,698,570
純資産の部		
元本等		
元本	15,959,463,543	15,919,132,314
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	7,798,244,263	16,140,736,517
（分配準備積立金）	8,427,659,159	14,156,429,604
元本等合計	23,757,707,806	32,059,868,831
純資産合計	23,757,707,806	32,059,868,831
負債純資産合計	24,039,104,540	32,533,567,401

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
-----------------	--

(貸借対照表に関する注記)

		2023年1月20日現在	2024年1月20日現在
1.	期首	2022年1月21日	2023年1月21日
	期首元本額	16,208,680,069円	15,959,463,543円
	期首からの追加設定元本額	998,860,144円	708,010,467円
	期首からの一部解約元本額	1,248,076,670円	748,341,696円
2.	受益権の総数	15,959,463,543口	15,919,132,314口

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

	自2022年1月21日 至2023年1月20日	自2023年1月21日 至2024年1月20日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

	2023年1月20日現在	2024年1月20日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前	同左

	提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	
--	-----------------------------	--

(有価証券に関する注記)

(2023年1月20日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△407,104,705
合計	△407,104,705

(2024年1月20日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	801,138,450
合計	801,138,450

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当投資信託の期首日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までに対応する金額であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

2023年1月20日現在		2024年1月20日現在	
1口当たり純資産額	1.4886円	1口当たり純資産額	2.0139円
(1万口当たり純資産額)	(14,886円)	(1万口当たり純資産額)	(20,139円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	海外株式インデックスMSCI-KOKUSAI (ヘッジなし) マザーファンド	5,742,927,966	32,055,875,320	
合計		5,742,927,966	32,055,875,320	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

「インデックスファンド先進国株式（適格機関投資家向け）」は、「海外株式インデックスMSCI-KOKUSA I（ヘッジなし）マザーファンド」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は同親投資信託です。なお、同親投資信託の状況は次の通りです。ただし、当該情報は監査の対象外であります。

海外株式インデックスMSCI-KOKUSAI（ヘッジなし）マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

	2023年1月20日現在	2024年1月20日現在
資産の部		
流動資産		
預金	293,648,570	82,002,479
コール・ローン	2,176,628,992	4,640,894,211
株式	235,975,482,781	334,155,178,031
投資証券	5,680,234,344	6,810,941,784
派生商品評価勘定	45,754,096	140,138,563
未収入金	-	10,500,255
未収配当金	175,964,429	215,648,594
差入委託証拠金	1,877,530,662	612,024,533
流動資産合計	246,225,243,874	346,667,328,450
資産合計	246,225,243,874	346,667,328,450
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	143,294,215	12,510,164
未払金	12,400,800	-
未払解約金	312,490,692	576,348,902
未払利息	452	1,050
流動負債合計	468,186,159	588,860,116
負債合計	468,186,159	588,860,116
純資産の部		
元本等		
元本	60,612,816,230	62,000,798,410
剰余金		
剰余金又は欠損金(△)	185,144,241,485	284,077,669,924
元本等合計	245,757,057,715	346,078,468,334
純資産合計	245,757,057,715	346,078,468,334
負債純資産合計	246,225,243,874	346,667,328,450

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式及び投資証券は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>(1) デリバティブ取引 個別法に基づき原則として時価で評価しております。</p> <p>(2) 為替予約取引 原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	<p>外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）第 60 条及び第 61 条にしたがって処理しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

		2023 年 1 月 20 日現在	2024 年 1 月 20 日現在
1.	期首	2022 年 1 月 21 日	2023 年 1 月 21 日
	期首元本額	61,488,555,003 円	60,612,816,230 円
	期首からの追加設定元本額	11,350,314,631 円	9,100,007,386 円
	期首からの一部解約元本額	12,226,053,404 円	7,712,025,206 円
	元本の内訳 ※		
	インデックスファンド海外株式ヘッジなし (DC 専用)	30,614,976,634 円	33,843,630,475 円
	DC インデックスバランス (株式 20)	124,816,739 円	111,851,204 円
	DC インデックスバランス (株式 40)	332,929,652 円	312,821,664 円
	DC インデックスバランス (株式 60)	670,513,132 円	671,996,284 円
	DC インデックスバランス (株式 80)	735,780,724 円	815,845,924 円
	世界の財産 3 分法ファンド (不動産・債券・株式) 毎月分配型	1,442,428,356 円	1,166,529,180 円
	日興五大陸株式ファンド	3,676,769,704 円	3,384,498,198 円
	インデックスファンド海外先進国株式 (適格機関投資家向け)	14,003,581 円	12,962,559 円
	インデックス・アセットバランス・オープン (適格機関投資家向け)	86,196,465 円	73,757,018 円
	インデックスファンド先進国株式 (適格機関投資家向け)	5,857,621,639 円	5,742,927,966 円
	グローバル 3 倍 3 分法ファンド (適格機関投資家向け)	10,971,157,379 円	9,249,628,413 円
	Tracers グローバル 3 分法 (おとなのバランス)	— 円	9,507,325 円
	インデックスファンドMSCI オール・カンントリー (全世界株式)	— 円	620,877,384 円
	Tracers MSCI オール・カンントリー・インデックス (全世界株式)	— 円	374,493,233 円
	Ni つみインデックスラップ世界 10 指数 (均等型)	— 円	331,103 円
	Ni つみインデックスラップ世界 10 指数 (安定成長型)	— 円	144,973 円

国際分散型ファンド40（適格機関投資家向け）	1,752,322,548円	1,267,417,702円
年金積立 アセット・ナビゲーション・ファンド（株式20）	18,792,237円	15,307,656円
年金積立 アセット・ナビゲーション・ファンド（株式40）	51,901,848円	45,224,784円
年金積立 アセット・ナビゲーション・ファンド（株式60）	79,648,619円	72,250,096円
年金積立 アセット・ナビゲーション・ファンド（株式80）	79,499,213円	72,112,478円
インデックスファンド海外株式（ヘッジなし）	4,103,457,760円	4,136,682,791円
計	60,612,816,230円	62,000,798,410円
2. 受益権の総数	60,612,816,230口	62,000,798,410口

※ 当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

	自 2022年 1月 21日 至 2023年 1月 20日	自 2023年 1月 21日 至 2024年 1月 20日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

	2023年 1月 20日現在	2024年 1月 20日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

(2023年1月20日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	7,293,312,767
投資証券	460,260,432
合計	7,753,573,199

(2024年1月20日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	36,519,229,082
投資証券	1,043,653,815
合計	37,562,882,897

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までに対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(株式関連)

(2023年1月20日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	4,136,275,211	—	4,127,073,355	△9,201,856
合計		4,136,275,211	—	4,127,073,355	△9,201,856

(2024年1月20日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	5,230,980,419	—	5,274,261,796	43,281,377
合計		5,230,980,419	—	5,274,261,796	43,281,377

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として本書における開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、同計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

また契約額等及び時価の邦貨換算は、本書における開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で行っております。

4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(通貨関連)

(2023年1月20日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	2,071,345,228	—	1,983,006,965	△88,338,263
	米ドル	1,521,352,240	—	1,447,881,900	△73,470,340
	ユーロ	549,992,988	—	535,125,065	△14,867,923
合計		2,071,345,228	—	1,983,006,965	△88,338,263

(2024年1月20日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	4,441,602,673	—	4,525,949,695	84,347,022
	米ドル	3,763,817,930	—	3,835,410,890	71,592,960
	ユーロ	677,784,743	—	690,538,805	12,754,062
合計		4,441,602,673	—	4,525,949,695	84,347,022

(注) 1. 時価の算定方法

- (1) 本書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - ① 同計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 - ② 同計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 同計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算しております。
 - ・ 同計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。
 - (2) 本書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については同計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
 - (3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

2023年1月20日現在		2024年1月20日現在	
1口当たり純資産額	4.0545円	1口当たり純資産額	5.5818円
(1万口当たり純資産額)	(40,545円)	(1万口当たり純資産額)	(55,818円)

附属明細表

第1 有価証券明細表
(1) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	APA CORP	12,750	30.68	391,170.00	
	BAKER HUGHES CO	40,615	30.87	1,253,785.05	
	CHENIERE ENERGY INC	9,500	162.40	1,542,800.00	
	CHESAPEAKE ENERGY CORP	3,750	76.35	286,312.50	
	CHEVRON CORP	74,361	141.82	10,545,877.02	
	CONOCOPHILLIPS	49,036	106.93	5,243,419.48	
	COTERRA ENERGY INC	32,460	24.61	798,840.60	
	DEVON ENERGY CORPORATION	25,260	41.08	1,037,680.80	
	DIAMONDBACK ENERGY INC	6,540	149.74	979,299.60	
	EOG RESOURCES INC	23,472	110.09	2,584,032.48	
	EQT CORP	17,050	35.21	600,330.50	
	EXXON MOBIL CORP	164,621	96.80	15,935,312.80	
	HALLIBURTON CO	37,607	33.31	1,252,689.17	
	HESS CORP	10,870	137.11	1,490,385.70	
	HF SINCLAIR CORP	5,940	52.39	311,196.60	
	KINDER MORGAN INC	81,490	17.31	1,410,591.90	
	MARATHON OIL CORP	28,380	22.15	628,617.00	
	MARATHON PETROLEUM CORP	16,742	151.80	2,541,435.60	
	OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	28,351	56.47	1,600,980.97	
	ONEOK INC	24,500	71.25	1,745,625.00	
	OVINTIV INC	13,280	40.30	535,184.00	
	PHILLIPS 66	18,855	127.67	2,407,217.85	
	PIONEER NATURAL RESOURCES CO	9,130	216.63	1,977,831.90	
	SCHLUMBERGER LTD	57,921	48.56	2,812,643.76	
	TARGA RESOURCES CORP	8,180	82.59	675,586.20	
	TEXAS PACIFIC LAND CORP	245	1,484.37	363,670.65	
	VALERO ENERGY CORP	14,682	125.96	1,849,344.72	
	WILLIAMS COS INC	47,324	33.85	1,601,917.40	
	AIR PRODUCTS & CHEMICALS INC	9,115	260.03	2,370,173.45	
	ALBEMARLE CORP	4,750	117.99	560,452.50	
AMCOR PLC	65,600	9.45	619,920.00		

AVERY DENNISON CORP	3,040	198.49	603,409.60
BALL CORP	12,500	54.85	685,625.00
CELANESE CORP	4,090	145.58	595,422.20
CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	7,820	75.02	586,656.40
CLEVELAND-CLIFFS INC	21,150	17.82	376,893.00
CORTEVA INC	28,172	44.41	1,251,118.52
CROWN HOLDINGS INC	4,565	89.29	407,608.85
DOW INC	28,025	52.60	1,474,115.00
DUPONT DE NEMOURS INC	19,162	73.34	1,405,341.08
EASTMAN CHEMICAL COMPANY	4,815	86.99	418,856.85
ECOLAB INC	10,200	200.46	2,044,692.00
FMC CORP	4,840	55.04	266,393.60
FREEPORT-MCMORAN INC	56,338	38.21	2,152,674.98
INTERNATIONAL PAPER CO	13,670	36.69	501,552.30
INTL FLAVORS & FRAGRANCES	10,675	78.35	836,386.25
LINDE PLC	20,010	407.85	8,161,078.50
LYONDELLBASELL INDU-CL A	10,570	93.31	986,286.70
MARTIN MARIETTA MATERIALS	2,720	503.00	1,368,160.00
MOSAIC CO/THE	13,580	32.12	436,189.60
NEWMONT CORP	49,002	34.62	1,696,449.24
NUCOR CORP	9,959	166.40	1,657,177.60
PACKAGING CORP OF AMERICA	3,580	164.30	588,194.00
PPG INDUSTRIES INC	9,394	144.95	1,361,660.30
RELIANCE STEEL & ALUMINUM	2,770	280.29	776,403.30
RPM INTERNATIONAL INC	4,960	109.36	542,425.60
SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	10,116	306.37	3,099,238.92
STEEL DYNAMICS INC	7,090	112.69	798,972.10
VULCAN MATERIALS CO	5,563	225.12	1,252,342.56
WESTLAKE CORP	1,360	136.27	185,327.20
WESTROCK CO	9,989	40.49	404,454.61
3M CO	23,576	106.44	2,509,429.44
AECOM	4,930	88.45	436,058.50
AERCAP HOLDINGS NV	9,760	74.70	729,072.00
ALLEGION PLC	3,340	121.17	404,707.80
AMETEK INC	9,033	162.31	1,466,146.23
AXON ENTERPRISE INC	3,320	254.10	843,612.00

BOEING CO/THE	23,502	211.61	4,973,258.22
BUILDERS FIRSTSOURCE INC	5,240	165.68	868,163.20
CARLISLE COS INC	2,250	310.11	697,747.50
CARRIER GLOBAL CORP	33,088	55.40	1,833,075.20
CATERPILLAR INC	20,896	281.90	5,890,582.40
CNH INDUSTRIAL NV	40,400	11.57	467,428.00
CUMMINS INC	5,535	233.19	1,290,706.65
DEERE & CO	11,305	381.39	4,311,613.95
DOVER CORP	5,350	146.77	785,219.50
EATON CORP PLC	16,416	240.12	3,941,809.92
EMERSON ELECTRIC CO	22,490	93.68	2,106,863.20
FASTENAL CO	22,796	67.93	1,548,532.28
FERGUSON PLC	8,440	189.35	1,598,114.00
FORTIVE CORP	14,854	71.58	1,063,249.32
FORTUNE BRANDS INNOVATIONS I	5,050	77.23	390,011.50
GENERAL DYNAMICS CORP	9,397	250.95	2,358,177.15
GENERAL ELECTRIC CO	44,627	128.55	5,736,800.85
GRACO INC	6,310	84.86	535,466.60
HEICO CORP	1,800	177.54	319,572.00
HEICO CORP-CLASS A	3,120	138.49	432,088.80
HONEYWELL INTERNATIONAL INC	27,276	200.13	5,458,745.88
HOWMET AEROSPACE INC	17,943	55.19	990,274.17
HUBBELL INC	2,320	325.69	755,600.80
HUNTINGTON INGALLS INDUSTRIE	1,530	260.19	398,090.70
IDEX CORP	3,640	205.33	747,401.20
ILLINOIS TOOL WORKS	12,365	252.78	3,125,624.70
INGERSOLL-RAND INC	16,398	78.18	1,281,995.64
JARDINE MATHESON HLDGS LTD	6,570	40.30	264,771.00
JOHNSON CONTROLS INTERNATION	27,484	53.67	1,475,066.28
L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	7,750	205.73	1,594,407.50
LENNOX INTERNATIONAL INC	1,385	441.10	610,923.50
LOCKHEED MARTIN CORP	9,246	459.57	4,249,184.22
MASCO CORP	9,849	68.20	671,701.80
NORDSON CORP	2,345	251.54	589,861.30
NORTHROP GRUMMAN CORP	5,784	474.63	2,745,259.92
OTIS WORLDWIDE CORP	17,124	86.97	1,489,274.28

OWENS CORNING	3,550	150.71	535,020.50
PACCAR INC	20,706	95.38	1,974,938.28
PARKER HANNIFIN CORP	5,265	465.70	2,451,910.50
PENTAIR PLC	6,918	70.68	488,964.24
QUANTA SERVICES INC	5,710	201.91	1,152,906.10
ROCKWELL AUTOMATION INC	4,618	300.15	1,386,092.70
RTX CORP	59,806	85.47	5,111,618.82
SMITH (A.O.) CORP	5,020	80.58	404,511.60
SNAP-ON INC	2,525	284.96	719,524.00
STANLEY BLACK & DECKER INC	5,806	94.48	548,550.88
TEXTRON INC	7,956	78.34	623,273.04
TORO CO	3,890	92.28	358,969.20
TRANE TECHNOLOGIES PLC	9,066	247.33	2,242,293.78
TRANSDIGM GROUP INC	2,180	1,053.00	2,295,540.00
UNITED RENTALS INC	2,805	563.37	1,580,252.85
VERTIV HOLDINGS CO	13,800	50.89	702,282.00
WABTEC CORP	7,130	126.74	903,656.20
WATSCO INC	1,240	392.98	487,295.20
WW GRAINGER INC	1,847	872.20	1,610,953.40
XYLEM INC	10,898	111.40	1,214,037.20
AUTOMATIC DATA PROCESSING	17,001	236.08	4,013,596.08
BOOZ ALLEN HAMILTON HOLDINGS	5,070	127.67	647,286.90
BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIONS	4,400	201.23	885,412.00
CERIDIAN HCM HOLDING INC	7,010	65.63	460,066.30
CINTAS CORP	3,592	592.62	2,128,691.04
COPART INC	35,140	48.17	1,692,693.80
EQUIFAX INC	5,024	245.32	1,232,487.68
JACOBS SOLUTIONS INC	4,880	131.77	643,037.60
LEIDOS HOLDINGS INC	4,960	109.73	544,260.80
PAYCHEX INC	13,072	120.37	1,573,476.64
PAYCOM SOFTWARE INC	2,765	195.64	540,944.60
PAYLOCITY HOLDING CORP	1,730	153.33	265,260.90
REPUBLIC SERVICES INC	8,920	167.75	1,496,330.00
ROBERT HALF INC	4,415	80.41	355,010.15
ROLLINS INC	14,385	43.72	628,912.20
SS&C TECHNOLOGIES HOLDINGS	8,470	59.92	507,522.40

TRANSUNION	7,940	67.76	538,014.40
VERALTO CORP	9,343	76.01	710,161.43
VERISK ANALYTICS INC	5,810	237.55	1,380,165.50
WASTE CONNECTIONS INC	10,606	149.59	1,586,551.54
WASTE MANAGEMENT INC	16,514	183.51	3,030,484.14
C. H. ROBINSON WORLDWIDE INC	4,930	85.57	421,860.10
CSX CORP	81,669	34.45	2,813,497.05
DELTA AIR LINES INC	5,705	38.09	217,303.45
EXPEDITORS INTL WASH INC	6,467	128.64	831,914.88
FEDEX CORP	9,448	244.07	2,305,973.36
GRAB HOLDINGS LTD - CL A	77,000	3.00	231,000.00
HUNT (JB) TRANSPRT SVCS INC	3,750	196.94	738,525.00
KNIGHT-SWIFT TRANSPORTATION	6,140	55.41	340,217.40
NORFOLK SOUTHERN CORP	9,745	234.26	2,282,863.70
OLD DOMINION FREIGHT LINE	3,955	382.40	1,512,392.00
SOUTHWEST AIRLINES CO	5,470	30.03	164,264.10
U-HAUL HOLDING CO	3,375	63.19	213,266.25
UBER TECHNOLOGIES INC	75,200	64.88	4,878,976.00
UNION PACIFIC CORP	25,026	237.99	5,955,937.74
UNITED PARCEL SERVICE-CL B	29,587	156.53	4,631,253.11
APTIV PLC	12,290	79.01	971,032.90
BORGWARNER INC	9,120	32.75	298,680.00
FORD MOTOR COMPANY	159,205	10.99	1,749,662.95
GENERAL MOTORS CORP	57,905	34.58	2,002,354.90
LEAR CORP	2,290	130.82	299,577.80
LUCID GROUP INC	36,360	2.65	96,354.00
RIVIAN AUTOMOTIVE INC-A	27,210	15.74	428,285.40
TESLA INC	117,295	211.88	24,852,464.60
DECKERS OUTDOOR CORP	1,220	736.71	898,786.20
DR HORTON INC	12,896	152.53	1,967,026.88
GARMIN LTD	5,865	124.28	728,902.20
HASBRO INC	5,188	47.66	247,260.08
LENNAR CORP-CL A	10,040	150.32	1,509,212.80
LULULEMON ATHLETICA INC	4,710	477.45	2,248,789.50
NIKE INC -CL B	50,428	100.94	5,090,202.32
NVR INC	148	7,184.96	1,063,374.08

PULTE GROUP INC	8,850	104.23	922,435.50
VF CORP	12,170	15.32	186,444.40
AIRBNB INC-CLASS A	17,500	137.04	2,398,200.00
BOOKING HOLDINGS INC	1,498	3,528.81	5,286,157.38
CAESARS ENTERTAINMENT INC	7,970	46.53	370,844.10
CARNIVAL CORP	38,787	17.28	670,239.36
CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	1,120	2,322.82	2,601,558.40
DARDEN RESTAURANTS INC	4,853	159.92	776,091.76
DOMINO'S PIZZA INC	1,375	425.93	585,653.75
DOORDASH INC - A	10,020	104.96	1,051,699.20
DRAFTKINGS INC-CL A	20,420	37.54	766,566.80
EXPEDIA GROUP INC	6,032	148.96	898,526.72
HILTON WORLDWIDE HOLDINGS IN	10,650	185.71	1,977,811.50
HYATT HOTELS CORP - CL A	1,680	129.57	217,677.60
LAS VEGAS SANDS CORP	14,390	49.52	712,592.80
MARRIOTT INTERNATIONAL-CL A	10,673	232.68	2,483,393.64
MCDONALD'S CORP	29,881	294.36	8,795,771.16
MGM RESORTS INTERNATIONAL	12,900	42.86	552,894.00
ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	9,948	125.28	1,246,285.44
STARBUCKS CORP	47,074	93.34	4,393,887.16
VAIL RESORTS INC	1,520	222.08	337,561.60
WYNN RESORTS LTD	4,180	94.10	393,338.00
YUM! BRANDS INC	11,394	130.46	1,486,461.24
ALPHABET INC-CL A	243,570	143.48	34,947,423.60
ALPHABET INC-CL C	214,030	144.99	31,032,209.70
CHARTER COMMUNICATION-A	3,926	364.55	1,431,223.30
COMCAST CORP-CLASS A	168,444	42.54	7,165,607.76
ELECTRONIC ARTS INC	10,834	138.03	1,495,417.02
FOX CORP - CLASS A	13,084	30.87	403,903.08
FOX CORP- CLASS B	5,466	28.58	156,218.28
INTERPUBLIC GROUP OF COS INC	15,096	31.77	479,599.92
LIBERTY BROADBAND-C	4,850	76.58	371,413.00
LIBERTY MEDIA CORP-LIB-NEW-C	7,780	62.90	489,362.00
LIBERTY MEDIA CORP-LIBER-NEW C	5,726	31.11	178,135.86
LIVE NATION ENTERTAINMENT IN	6,420	90.65	581,973.00
MATCH GROUP INC	10,912	36.37	396,869.44

META PLATFORMS INC-CLASS A	91,140	376.13	34,280,488.20
NETFLIX INC	18,140	485.31	8,803,523.40
NEWS CORP - CLASS A	14,750	23.58	347,805.00
OMNICOM GROUP	9,397	87.94	826,372.18
PARAMOUNT GLOBAL	22,823	13.11	299,209.53
PINTEREST INC- CLASS A	23,830	37.09	883,854.70
ROBLOX CORP -CLASS A	19,130	38.89	743,965.70
ROKU INC	4,700	84.06	395,082.00
SEA LTD-ADR	14,470	35.84	518,604.80
SIRIUS XM HOLDINGS INC	30,280	5.36	162,300.80
SNAP INC - A	45,300	16.21	734,313.00
TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWARE	7,240	159.86	1,157,386.40
THE WALT DISNEY CO.	75,332	92.21	6,946,363.72
TRADE DESK INC/THE -CLASS A	19,370	65.05	1,260,018.50
WARNER BROS DISCOVERY INC	94,890	10.28	975,469.20
AMAZON.COM INC	381,160	153.50	58,508,060.00
AUTOZONE INC	722	2,722.98	1,965,991.56
BATH & BODY WORKS INC	9,270	42.55	394,438.50
BEST BUY CO INC	7,814	70.94	554,325.16
BURLINGTON STORES INC	2,585	195.71	505,910.35
CARMAX INC	5,949	68.56	407,863.44
DICK'S SPORTING GOODS INC	2,270	143.91	326,675.70
EBAY INC	21,897	40.79	893,178.63
ETSY INC	4,800	69.22	332,256.00
GENUINE PARTS CO	5,751	139.45	801,976.95
GLOBAL-E ONLINE LTD	3,050	38.04	116,022.00
HOME DEPOT INC	40,975	357.90	14,664,952.50
LKQ CORP	10,260	47.28	485,092.80
LOWE'S COS INC	23,772	218.23	5,187,763.56
MERCADOLIBRE INC	1,905	1,661.98	3,166,071.90
O'REILLY AUTOMOTIVE INC	2,420	1,015.53	2,457,582.60
POOL CORP	1,540	387.00	595,980.00
ROSS STORES INC	13,762	137.47	1,891,862.14
TJX COMPANIES INC	47,186	94.75	4,470,873.50
TRACTOR SUPPLY COMPANY	4,530	230.25	1,043,032.50
ULTA BEAUTY INC	2,100	475.50	998,550.00

ALBERTSONS COS INC - CLASS A	17,570	21.94	385,485.80
COSTCO WHOLESALE CORP	18,199	687.31	12,508,354.69
DOLLAR GENERAL CORP	9,855	135.99	1,340,181.45
DOLLAR TREE INC	8,986	132.51	1,190,734.86
KROGER CO	30,580	46.15	1,411,267.00
SYSCO CORP	19,996	75.20	1,503,699.20
TARGET CORP	19,070	137.40	2,620,218.00
WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	30,782	22.15	681,821.30
WALMART INC	60,882	163.24	9,938,377.68
ALTRIA GROUP INC	72,578	40.44	2,935,054.32
ARCHER-DANIELS-MIDLAND CO	22,143	68.74	1,522,109.82
BROWN-FORMAN CORP-CLASS B	12,770	54.54	696,475.80
BUNGE GLOBAL SA	5,847	94.10	550,202.70
CAMPBELL SOUP CO	7,885	43.71	344,653.35
CELSIUS HOLDINGS INC	6,050	59.58	360,459.00
COCA-COLA CO/THE	168,402	60.16	10,131,064.32
COCA-COLA EUROPACIFIC PARTNE	7,710	66.65	513,871.50
CONAGRA BRANDS INC	20,640	28.71	592,574.40
CONSTELLATION BRANDS INC-A	6,560	253.65	1,663,944.00
DARLING INGREDIENTS INC	5,880	43.54	256,015.20
GENERAL MILLS INC	25,189	63.31	1,594,715.59
HERSHEY CO/THE	5,945	191.47	1,138,289.15
HORMEL FOODS CORP	15,290	31.08	475,213.20
JM SMUCKER CO/THE	4,100	129.30	530,130.00
KELLANOVA	11,098	54.56	605,506.88
KEURIG DR PEPPER INC	46,480	31.80	1,478,064.00
KRAFT HEINZ CO/THE	38,121	37.01	1,410,858.21
LAMB WESTON HOLDING INC	6,150	109.74	674,901.00
MCCORMICK & CO-NON VTG SHRS	10,420	64.92	676,466.40
MOLSON COORS BEVERAGE CO - B	7,570	62.83	475,623.10
MONDELEZ INTERNATIONAL INC	55,955	72.91	4,079,679.05
MONSTER BEVERAGE CORP	31,880	57.25	1,825,130.00
PEPSICO INC	56,371	167.17	9,423,540.07
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	63,738	93.19	5,939,744.22
TYSON FOODS INC-CL A	10,906	53.57	584,234.42
CHURCH & DWIGHT CO INC	10,310	97.83	1,008,627.30

CLOROX COMPANY	5,266	143.35	754,881.10
COLGATE-PALMOLIVE CO	33,160	80.83	2,680,322.80
ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	9,200	127.66	1,174,472.00
KENVUE INC	75,500	20.94	1,580,970.00
KIMBERLY-CLARK CORP	13,663	123.04	1,681,095.52
PROCTER & GAMBLE CO	96,549	148.14	14,302,768.86
ABBOTT LABORATORIES	71,186	114.02	8,116,627.72
ALIGN TECHNOLOGY INC	3,060	264.51	809,400.60
BAXTER INTERNATIONAL INC	23,599	38.84	916,585.16
BECTON DICKINSON AND CO	11,547	235.00	2,713,545.00
BOSTON SCIENTIFIC CORP	59,988	61.05	3,662,267.40
CARDINAL HEALTH INC	10,305	106.39	1,096,348.95
CENCORA INC	7,014	220.79	1,548,621.06
CENTENE CORP	22,367	76.60	1,713,312.20
CIGNA GROUP/THE	12,190	309.08	3,767,685.20
COOPER COS INC/THE	2,025	385.75	781,143.75
CVS HEALTH CORP	52,598	73.88	3,885,940.24
DAVITA INC	2,108	105.41	222,204.28
DEXCOM INC	15,500	127.45	1,975,475.00
EDWARDS LIFESCIENCES CORP	24,120	74.44	1,795,492.80
ELEVANCE HEALTH INC	9,716	469.33	4,560,010.28
GE HEALTHCARE TECHNOLOGY	16,705	73.52	1,228,151.60
HCA HEALTHCARE INC	8,190	284.82	2,332,675.80
HENRY SCHEIN INC	5,280	74.25	392,040.00
HOLOGIC INC	9,858	73.55	725,055.90
HUMANA INC	5,055	411.98	2,082,558.90
IDEXX LABORATORIES INC	3,360	525.28	1,764,940.80
INSULET CORP	2,745	203.91	559,732.95
INTUITIVE SURGICAL INC	14,375	371.93	5,346,493.75
LABORATORY CRP OF AMER HLDGS	3,415	227.32	776,297.80
MCKESSON CORP	5,439	493.00	2,681,427.00
MEDTRONIC PLC	54,438	86.29	4,697,455.02
MOLINA HEALTHCARE INC	2,655	381.06	1,011,714.30
QUEST DIAGNOSTICS	4,386	134.23	588,732.78
RESMED INC	5,830	172.76	1,007,190.80
STERIS PLC	4,240	220.47	934,792.80

STRYKER CORP	14,053	314.72	4,422,760.16
TELEFLEX INC	1,820	246.38	448,411.60
UNITEDHEALTH GROUP INC	38,055	516.34	19,649,318.70
UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	1,920	156.39	300,268.80
VEEVA SYSTEMS INC-CLASS-A	6,870	204.50	1,404,915.00
ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	8,412	123.83	1,041,657.96
ABBVIE INC	72,336	163.30	11,812,468.80
AGILENT TECHNOLOGIES INC	12,750	130.46	1,663,365.00
ALNYLAM PHARMACEUTICALS INC	5,040	185.95	937,188.00
AMGEN INC	21,961	304.49	6,686,904.89
AVANTOR INC	27,110	21.58	585,033.80
BIO-RAD LABORATORIES-A	950	304.11	288,904.50
BIO-TECHNE CORP	6,730	69.86	470,157.80
BIOGEN INC	5,643	246.97	1,393,651.71
BIOMARIN PHARMACEUTICAL INC	8,380	92.53	775,401.40
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	86,165	50.09	4,316,004.85
CATALENT INC	6,520	48.72	317,654.40
CHARLES RIVER LABORATORIES	1,910	206.11	393,670.10
DANAHER CORP	28,879	226.31	6,535,606.49
ELI LILLY & CO	33,109	623.35	20,638,495.15
EXACT SCIENCES CORP	7,370	65.20	480,524.00
GILEAD SCIENCES INC	51,244	86.40	4,427,481.60
ILLUMINA INC	6,275	134.24	842,356.00
INCYTE CORP	7,670	61.18	469,250.60
IQVIA HOLDINGS INC	7,438	213.19	1,585,707.22
JAZZ PHARMACEUTICALS PLC	2,450	115.19	282,215.50
JOHNSON & JOHNSON	98,991	161.21	15,958,339.11
MERCK & CO. INC.	104,003	118.54	12,328,515.62
METTLER-TOLEDO INTERNATIONAL	890	1,185.00	1,054,650.00
MODERNA INC	14,425	99.07	1,429,084.75
NEUROCRINE BIOSCIENCES INC	3,630	136.75	496,402.50
PFIZER INC	232,440	28.09	6,529,239.60
REGENERON PHARMACEUTICALS	4,385	930.00	4,078,050.00
REPLIGEN CORP	2,250	174.20	391,950.00
REVVITY INC	4,910	105.92	520,067.20
ROYALTY PHARMA PLC- CL A	14,330	28.04	401,813.20

TEVA PHARMACEUTICAL-SP ADR	43,590	10.99	479,054.10
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	15,879	544.42	8,644,845.18
UNITED THERAPEUTICS CORP	1,900	219.11	416,309.00
VERTEX PHARMACEUTICALS INC	10,615	432.98	4,596,082.70
VIATRIS INC	45,819	11.27	516,380.13
WATERS CORP	2,331	310.16	722,982.96
WEST PHARMACEUTICAL SERVICES	2,960	342.87	1,014,895.20
ZOETIS INC	18,785	190.50	3,578,542.50
BANK OF AMERICA CORP	293,229	31.73	9,304,156.17
CITIGROUP INC	79,457	51.11	4,061,047.27
CITIZENS FINANCIAL GROUP	19,310	31.60	610,196.00
FIFTH THIRD BANCORP	26,459	33.24	879,497.16
FIRST CITIZENS BCSHS -CL A	450	1,385.41	623,434.50
HUNTINGTON BANCSHARES INC	68,620	12.24	839,908.80
JPMORGAN CHASE & CO	119,400	167.42	19,989,948.00
KEYCORP	36,108	13.20	476,625.60
M & T BANK CORP	6,913	132.88	918,599.44
PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	16,200	146.29	2,369,898.00
REGIONS FINANCIAL CORP	35,844	17.95	643,399.80
TRUIST FINANCIAL CORP	53,220	35.98	1,914,855.60
US BANCORP	64,141	40.15	2,575,261.15
WELLS FARGO & CO	150,580	46.44	6,992,935.20
ALLY FINANCIAL INC	12,240	32.13	393,271.20
AMERICAN EXPRESS CO	25,644	179.79	4,610,534.76
AMERIPRISE FINANCIAL INC	4,225	374.88	1,583,868.00
APOLLO GLOBAL MANAGEMENT INC	15,800	96.58	1,525,964.00
ARES MANAGEMENT CORP-A	7,150	114.19	816,458.50
BANK OF NEW YORK MELLON CORP	30,612	54.64	1,672,639.68
BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	53,745	362.38	19,476,113.10
BLACKROCK INC	6,105	795.26	4,855,062.30
BLACKSTONE INC	29,080	117.09	3,404,977.20
BLOCK INC	23,390	64.47	1,507,953.30
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	15,435	124.92	1,928,140.20
CARLYLE GROUP INC/THE	7,650	38.81	296,896.50
CBOE GLOBAL MARKETS INC	4,570	186.93	854,270.10
CME GROUP INC	14,740	202.90	2,990,746.00

COINBASE GLOBAL INC -CLASS A	6,900	124.34	857,946.00
DISCOVER FINANCIAL SERVICES	10,750	97.00	1,042,750.00
EQUITABLE HOLDINGS INC	14,420	32.45	467,929.00
FACTSET RESEARCH SYSTEMS INC	1,590	461.18	733,276.20
FIDELITY NATIONAL INFO SERV	24,198	59.01	1,427,923.98
FISERV INC	24,884	137.81	3,429,264.04
FLEETCOR TECHNOLOGIES INC	2,880	277.56	799,372.80
FRANKLIN RESOURCES INC	11,755	27.46	322,792.30
FUTU HOLDINGS LTD-ADR	2,500	46.11	115,275.00
GLOBAL PAYMENTS INC	10,989	127.42	1,400,218.38
GOLDMAN SACHS GROUP INC	13,548	376.91	5,106,376.68
INTERCONTINENTAL EXCHANGE INC	24,020	126.63	3,041,652.60
JACK HENRY & ASSOCIATES INC	3,200	165.54	529,728.00
KKR & CO INC -A	24,780	81.56	2,021,056.80
LPL FINANCIAL HOLDINGS INC	3,185	236.64	753,698.40
MARKETAXESS HOLDINGS INC	1,545	264.72	408,992.40
MASTERCARD INC - A	34,465	430.72	14,844,764.80
MOODY'S CORP	6,502	383.20	2,491,566.40
MORGAN STANLEY	51,103	83.90	4,287,541.70
MSCI INC	3,175	546.46	1,735,010.50
NASDAQ INC	15,895	56.83	903,312.85
NORTHERN TRUST CORP	9,930	80.91	803,436.30
PAYPAL HOLDINGS INC	42,267	62.09	2,624,358.03
RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	8,470	109.74	929,497.80
ROBINHOOD MARKETS INC - A	17,810	10.67	190,032.70
S&P GLOBAL INC	13,305	439.60	5,848,878.00
SCHWAB (CHARLES) CORP	61,603	62.72	3,863,740.16
SEI INVESTMENTS COMPANY	4,375	62.99	275,581.25
STATE STREET CORP	12,947	74.31	962,091.57
SYNCHRONY FINANCIAL	19,010	35.77	679,987.70
T ROWE PRICE GROUP INC	8,675	106.28	921,979.00
TOAST INC-CLASS A	12,760	17.38	221,768.80
TRADEWEB MARKETS INC-CLASS A	4,200	98.03	411,726.00
VISA INC-CLASS A SHARES	66,022	268.14	17,703,139.08
AFLAC INC	23,424	83.61	1,958,480.64
ALLSTATE CORP	10,513	152.92	1,607,647.96

AMERICAN FINANCIAL GROUP INC	2,660	117.93	313,693.80
AMERICAN INTERNATIONAL GROUP	30,345	67.24	2,040,397.80
AON PLC	8,567	307.28	2,632,467.76
ARCH CAPITAL GROUP LTD	14,535	78.96	1,147,683.60
ARTHUR J GALLAGHER & CO	8,610	236.95	2,040,139.50
ASSURANT INC	1,960	166.58	326,496.80
BROWN & BROWN INC	9,090	74.15	674,023.50
CHUBB LTD	16,895	230.03	3,886,356.85
CINCINNATI FINANCIAL CORP	7,350	108.27	795,784.50
ERIE INDEMNITY COMPANY-CL A	940	342.70	322,138.00
EVEREST GROUP LTD	1,989	368.92	733,781.88
FIDELITY NATIONAL FINANCIAL	11,071	48.20	533,622.20
GLOBE LIFE INC	3,586	120.73	432,937.78
HARTFORD FINANCIAL SVCS GRP	12,382	82.99	1,027,582.18
LOEWS CORP	7,145	71.49	510,796.05
MARKEL GROUP INC	530	1,431.69	758,795.70
MARSH & MCLENNAN COS	20,318	198.48	4,032,716.64
METLIFE INC	26,335	67.72	1,783,406.20
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	9,520	77.22	735,134.40
PROGRESSIVE CORP	24,160	169.91	4,105,025.60
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	14,962	101.84	1,523,730.08
TRAVELERS COS INC/THE	8,889	198.35	1,763,133.15
WILLIS TOWERS WATSON PLC	4,198	247.77	1,040,138.46
WR BERKLEY CORP	8,091	74.38	601,808.58
ACCENTURE PLC-CL A	25,738	359.55	9,254,097.90
ADOBE INC	18,599	593.70	11,042,226.30
AKAMAI TECHNOLOGIES INC	6,030	119.33	719,559.90
ANSYS INC	3,515	328.27	1,153,869.05
ASPEN TECHNOLOGY INC	1,300	198.61	258,193.00
ATLASSIAN CORP PLC-CLASS A	6,850	239.42	1,640,027.00
AUTODESK INC	8,720	241.18	2,103,089.60
BENTLEY SYSTEMS INC-CLASS B	7,530	48.98	368,819.40
BILL HOLDINGS INC	3,910	72.61	283,905.10
CADENCE DESIGN SYS INC	11,430	279.01	3,189,084.30
CHECK POINT SOFTWARE TECH	3,840	159.05	610,771.20
CLOUDFLARE INC-CLASS A	11,830	77.96	922,266.80

COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	20,318	75.66	1,537,259.88
CONFLUENT INC-CLASS A	6,870	21.51	147,773.70
CROWDSTRIKE HOLDINGS INC - A	8,990	283.11	2,545,158.90
CYBERARK SOFTWARE LTD/ISRAEL	1,650	228.92	377,718.00
DATADOG INC-CLASS A	10,880	126.92	1,380,889.60
DOCUSIGN INC	8,320	61.26	509,683.20
DROPBOX INC-CLASS A	11,660	31.64	368,922.40
DYNATRACE INC	9,850	57.05	561,942.50
EPAM SYSTEMS INC	2,280	299.52	682,905.60
FAIR ISAAC CORP	1,120	1,250.42	1,400,470.40
FORTINET INC	26,965	61.41	1,655,920.65
GARTNER INC	3,490	463.09	1,616,184.10
GEN DIGITAL INC	24,365	22.97	559,664.05
GODADDY INC-CLASS A	6,020	107.29	645,885.80
HUBSPOT INC	1,885	573.91	1,081,820.35
INTL BUSINESS MACHINES CORP	37,402	166.84	6,240,149.68
INTUIT INC	11,476	611.36	7,015,967.36
MANHATTAN ASSOCIATES INC	2,350	217.57	511,289.50
MICROSOFT CORP	289,684	393.87	114,097,837.08
MONDAY.COM LTD	980	193.04	189,179.20
MONGODB INC	2,820	392.18	1,105,947.60
OKTA INC	6,340	81.22	514,934.80
ORACLE CORP	67,373	108.70	7,323,445.10
PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	76,690	16.40	1,257,716.00
PALO ALTO NETWORKS INC	12,635	335.77	4,242,453.95
PTC INC	5,250	173.19	909,247.50
ROPER TECHNOLOGIES INC	4,200	541.94	2,276,148.00
SALESFORCE INC	39,886	274.46	10,947,111.56
SERVICENOW INC	8,290	745.96	6,184,008.40
SNOWFLAKE INC-CLASS A	11,660	186.61	2,175,872.60
SPLUNK INC	6,610	152.79	1,009,941.90
SYNOPSYS INC	6,287	494.34	3,107,915.58
TWILIO INC - A	7,225	72.52	523,957.00
TYLER TECHNOLOGIES INC	1,830	424.16	776,212.80
UIPATH INC - CLASS A	17,970	21.60	388,152.00
UNITY SOFTWARE INC	9,650	32.87	317,195.50

VERISIGN INC	3,690	203.99	752,723.10
WIX.COM LTD	2,280	124.83	284,612.40
WORKDAY INC-CLASS A	8,580	285.68	2,451,134.40
ZOOM VIDEO COMMUNICATIONS-A	9,630	67.32	648,291.60
ZSCALER INC	3,630	227.91	827,313.30
AMPHENOL CORP-CL A	25,480	96.70	2,463,916.00
APPLE INC	641,554	188.63	121,016,331.02
ARISTA NETWORKS INC	10,420	257.56	2,683,775.20
CDW CORP/DE	5,895	225.03	1,326,551.85
CISCO SYSTEMS INC	166,640	50.75	8,456,980.00
CORNING INC	33,518	30.16	1,010,902.88
DELL TECHNOLOGIES -C	11,022	78.41	864,235.02
F5 INC	2,385	180.19	429,753.15
HEWLETT PACKARD ENTERPRIS	50,105	14.96	749,570.80
HP INC	40,345	28.65	1,155,884.25
JABIL INC	5,590	123.50	690,365.00
JUNIPER NETWORKS INC	13,453	37.32	502,065.96
KEYSIGHT TECHNOLOGIES IN	7,160	152.37	1,090,969.20
MOTOROLA SOLUTIONS INC	6,880	320.97	2,208,273.60
NETAPP INC	8,246	86.46	712,949.16
SEAGATE TECHNOLOGY HOLDINGS	7,794	83.97	654,462.18
SUPER MICRO COMPUTER INC	1,970	311.44	613,536.80
TE CONNECTIVITY LTD	12,995	130.46	1,695,327.70
TELEDYNE TECHNOLOGIES INC	2,020	432.54	873,730.80
TRIMBLE INC	9,520	49.40	470,288.00
WESTERN DIGITAL CORP	11,688	53.55	625,892.40
ZEBRA TECHNOLOGIES CORP-CL A	2,075	249.59	517,899.25
AT&T INC	292,767	16.40	4,801,378.80
LIBERTY GLOBAL LTD-C	10,361	19.96	206,805.56
T-MOBILE US INC	21,939	164.89	3,617,521.71
VERIZON COMMUNICATIONS INC	172,297	38.94	6,709,245.18
AES CORP	27,958	17.38	485,910.04
ALLIANT ENERGY CORP	12,150	49.05	595,957.50
AMEREN CORPORATION	10,152	69.61	706,680.72
AMERICAN ELECTRIC POWER	22,348	78.20	1,747,613.60
AMERICAN WATER WORKS CO INC	7,705	125.83	969,520.15

ATMOS ENERGY CORP	6,760	112.43	760,026.80
CENTERPOINT ENERGY INC	23,972	27.77	665,702.44
CMS ENERGY CORP	11,090	56.34	624,810.60
CONSOLIDATED EDISON INC	14,236	89.40	1,272,698.40
CONSTELLATION ENERGY	13,168	111.41	1,467,046.88
DOMINION ENERGY INC	33,331	45.48	1,515,893.88
DTE ENERGY COMPANY	8,318	104.85	872,142.30
DUKE ENERGY CORP	31,856	95.86	3,053,716.16
EDISON INTERNATIONAL	16,329	68.60	1,120,169.40
ENTERGY CORP	7,967	98.86	787,617.62
ESSENTIAL UTILITIES INC	11,210	36.72	411,631.20
EVERGY INC	8,720	50.89	443,760.80
EVERSOURCE ENERGY	14,310	54.00	772,740.00
EXELON CORP	39,706	35.30	1,401,621.80
FIRSTENERGY CORP	23,295	37.11	864,477.45
NEXTERA ENERGY INC	83,860	57.65	4,834,529.00
NISOURCE INC	15,610	25.65	400,396.50
NRG ENERGY INC	8,760	50.96	446,409.60
P G & E CORP	85,070	16.88	1,435,981.60
PPL CORP	30,338	25.93	786,664.34
PUBLIC SERVICE ENTERPRISE GP	19,888	58.33	1,160,067.04
SEMPRA	24,864	73.21	1,820,293.44
SOUTHERN CO	45,075	68.77	3,099,807.75
VISTRA CORP	14,720	39.41	580,115.20
WEC ENERGY GROUP INC	12,220	80.40	982,488.00
XCEL ENERGY INC	22,174	59.65	1,322,679.10
ADVANCED MICRO DEVICES	66,424	162.67	10,805,192.08
ANALOG DEVICES INC	20,377	189.97	3,871,018.69
APPLIED MATERIALS INC	34,463	160.34	5,525,797.42
BROADCOM INC	18,235	1,143.91	20,859,198.85
ENPHASE ENERGY INC	5,440	106.66	580,230.40
ENTEGRIS INC	6,650	116.02	771,533.00
FIRST SOLAR INC	4,260	147.45	628,137.00
INTEL CORP	172,282	46.74	8,052,460.68
KLA CORP	5,589	590.00	3,297,510.00
LAM RESEARCH CORP	5,402	785.65	4,244,081.30

	LATTICE SEMICONDUCTOR CORP	6,540	66.77	436,675.80
	MARVELL TECHNOLOGY INC	36,844	68.21	2,513,129.24
	MICROCHIP TECHNOLOGY INC	22,028	86.16	1,897,932.48
	MICRON TECHNOLOGY INC	44,977	84.82	3,814,949.14
	MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	1,820	610.90	1,111,838.00
	NVIDIA CORP	101,350	571.07	57,877,944.50
	NXP SEMICONDUCTORS NV	10,447	211.61	2,210,689.67
	ON SEMICONDUCTOR CORP	17,340	73.22	1,269,634.80
	QORVO INC	4,240	103.78	440,027.20
	QUALCOMM INC	45,952	145.29	6,676,366.08
	SKYWORKS SOLUTIONS INC	6,440	103.73	668,021.20
	TERADYNE INC	6,190	106.02	656,263.80
	TEXAS INSTRUMENTS INC	37,392	166.91	6,241,098.72
	CBRE GROUP INC - A	12,560	84.32	1,059,059.20
	COSTAR GROUP INC	16,800	81.83	1,374,744.00
	HONGKONG LAND HOLDINGS LTD	40,500	3.16	127,980.00
	ZILLOW GROUP INC - C	6,370	52.54	334,679.80
米ドル小計		13,949,226		1,694,314,329.55 (251,080,440,496)
加ドル	ARC RESOURCES LTD	25,510	20.55	524,230.50
	CAMECO CORP	19,282	64.52	1,244,074.64
	CANADIAN NATURAL RESOURCES	45,034	84.49	3,804,922.66
	CENOVUS ENERGY INC	57,213	20.11	1,150,553.43
	ENBRIDGE INC	87,847	48.29	4,242,131.63
	IMPERIAL OIL LTD	8,922	74.92	668,436.24
	KEYERA CORP	8,460	32.31	273,342.60
	MEG ENERGY CORP	11,500	23.58	271,170.00
	PARKLAND CORP	6,170	45.04	277,896.80
	PEMBINA PIPELINE CORP	23,552	45.39	1,069,025.28
	SUNCOR ENERGY INC	53,489	42.41	2,268,468.49
	TC ENERGY CORP	41,663	52.29	2,178,558.27
	TOURMALINE OIL CORP	12,040	57.51	692,420.40
	AGNICO EAGLE MINES LTD	21,496	66.32	1,425,614.72
	BARRICK GOLD CORP	69,624	20.95	1,458,622.80
	CCL INDUSTRIES INC - CL B	5,750	56.63	325,622.50
	FIRST QUANTUM MINERALS LTD	22,650	12.46	282,219.00

FRANCO-NEVADA CORP	8,125	145.29	1,180,481.25
IVANHOE MINES LTD-CL A	24,510	13.15	322,306.50
KINROSS GOLD CORP	46,025	7.34	337,823.50
LUNDIN MINING CORP	25,010	9.92	248,099.20
NUTRIEN LTD	20,908	67.46	1,410,453.68
PAN AMERICAN SILVER CORP	12,860	18.52	238,167.20
TECK RESOURCES LTD-CLS B	21,725	50.32	1,093,202.00
WEST FRASER TIMBER CO LTD	2,450	110.56	270,872.00
WHEATON PRECIOUS METALS CORP	19,165	62.56	1,198,962.40
CAE INC	12,305	28.15	346,385.75
STANTEC INC	4,100	108.07	443,087.00
TOROMONT INDUSTRIES LTD	3,260	116.53	379,887.80
WSP GLOBAL INC	5,800	193.00	1,119,400.00
ELEMENT FLEET MANAGEMENT COR	13,800	22.24	306,912.00
GFL ENVIRONMENTAL INC-SUB VT	7,410	45.66	338,340.60
RB GLOBAL INC	7,560	87.32	660,139.20
THOMSON REUTERS CORP	6,310	203.14	1,281,813.40
AIR CANADA	7,190	18.34	131,864.60
CANADIAN NATL RAILWAY CO	22,438	168.34	3,777,212.92
CANADIAN PACIFIC KANSAS CITY	38,511	104.22	4,013,616.42
TFI INTERNATIONAL INC	3,210	177.62	570,160.20
MAGNA INTERNATIONAL INC	10,668	72.81	776,737.08
BRP INC/CA- SUB VOTING	1,570	91.81	144,141.70
GILDAN ACTIVEWEAR INC	7,040	43.31	304,902.40
RESTAURANT BRANDS INTERNATIONAL INC	10,998	103.57	1,139,062.86
CANADIAN TIRE CORP-CLASS A	2,250	144.66	325,485.00
DOLLARAMA INC	12,990	99.91	1,297,830.90
ALIMENTATION COUCHE-TARD INC	30,860	81.30	2,508,918.00
EMPIRE CO LTD 'A'	6,950	35.40	246,030.00
LOBLAW COMPANIES LTD	6,339	135.00	855,765.00
METRO INC	9,570	69.15	661,765.50
WESTON (GEORGE) LTD	2,808	172.30	483,818.40
SAPUTO INC	9,620	28.36	272,823.20
BANK OF MONTREAL	30,681	126.42	3,878,692.02
BANK OF NOVA SCOTIA	47,539	61.31	2,914,616.09
CAN IMPERIAL BK OF COMMERCE	37,740	61.00	2,302,140.00

	NATIONAL BANK OF CANADA	13,750	100.06	1,375,825.00
	ROYAL BANK OF CANADA	57,029	132.52	7,557,483.08
	TORONTO-DOMINION BANK	74,780	80.20	5,997,356.00
	BROOKFIELD ASSET MGMT-A	13,859	51.61	715,262.99
	BROOKFIELD CORP	57,209	52.32	2,993,174.88
	IGM FINANCIAL INC	3,335	34.80	116,058.00
	ONEX CORPORATION	2,765	99.92	276,278.80
	TMX GROUP LTD	10,850	32.42	351,757.00
	FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	900	1,279.89	1,151,901.00
	GREAT-WEST LIFECO INC	11,324	42.81	484,780.44
	IA FINANCIAL CORP INC	4,075	86.76	353,547.00
	INTACT FINANCIAL CORP	7,215	204.03	1,472,076.45
	MANULIFE FINANCIAL CORP	71,921	28.34	2,038,241.14
	POWER CORP OF CANADA	20,479	37.77	773,491.83
	SUN LIFE FINANCIAL INC	24,774	68.05	1,685,870.70
	CGI INC	8,030	144.55	1,160,736.50
	CONSTELLATION SOFTWARE INC	810	3,624.00	2,935,440.00
	DESCARTES SYSTEMS GRP/THE	3,740	114.91	429,763.40
	OPEN TEXT CORP	11,190	55.19	617,576.10
	SHOPIFY INC - CLASS-A	49,210	104.61	5,147,858.10
	BCE INC	3,000	56.02	168,060.00
	QUEBECOR INC -CL B	6,110	33.73	206,090.30
	ROGERS COMMUNICATIONS INC-B	13,875	63.49	880,923.75
	TELUS CORP	12,662	24.62	311,738.44
	ALGONQUIN POWER & UTILITIES	27,080	8.03	217,452.40
	ALTAGAS LTD	11,170	27.86	311,196.20
	BROOKFIELD RENEWABLE COR-A	5,445	38.27	208,380.15
	CANADIAN UTILITIES LTD-A	4,560	31.37	143,047.20
	EMERA INC	10,460	49.26	515,259.60
	FORTIS INC	22,635	53.83	1,218,442.05
	HYDRO ONE LTD	13,230	38.18	505,121.40
	NORTHLAND POWER INC	8,600	24.18	207,948.00
	FIRSTSERVICE CORP	1,500	218.45	327,675.00
加ドル小計		1,648,069		102,795,038.63 (11,295,118,844)
ユーロ	ENI SPA	92,956	14.60	1,357,901.24

GALP ENERGIA SGPS SA-B SHRS	18,755	14.29	268,102.72
NESTE OYJ	16,380	31.75	520,065.00
OMV AG	5,480	37.99	208,185.20
REPSOL SA	54,849	13.23	725,652.27
TENARIS SA	17,895	14.51	259,656.45
TOTALENERGIES SE	94,067	58.51	5,503,860.17
AIR LIQUIDE SA	21,539	175.14	3,772,340.46
AKZO NOBEL	6,937	69.12	479,485.44
ARCELORMITTAL	20,552	24.38	501,057.76
ARKEMA	2,215	99.34	220,038.10
BASF SE	37,045	43.66	1,617,384.70
COVESTRO AG	7,410	47.94	355,235.40
DSM-FIRMENICH AG	7,552	89.54	676,206.08
EVONIK INDUSTRIES AG	8,230	17.13	140,979.90
HEIDELBERG MATERIALS AG	5,715	83.82	479,031.30
OCI NV	4,810	25.00	120,250.00
SMURFIT KAPPA GROUP PLC	13,250	34.25	453,812.50
STORA ENSO OYJ-R SHS	25,365	11.97	303,745.87
SYENSQO SA	2,811	81.00	227,691.00
SYMRISE AG	5,790	95.44	552,597.60
UMICORE	7,960	20.94	166,682.40
UPM-KYMMENE OYJ	21,098	34.21	721,762.58
VOESTALPINE AG	4,249	27.08	115,062.92
ACS ACTIVIDADES CONS Y SERV	7,876	39.67	312,440.92
AIRBUS GROUP SE	24,468	150.04	3,671,178.72
ALSTOM	11,635	11.31	131,650.02
BOUYGUES SA	8,460	34.58	292,546.80
BRENTAG SE	6,865	81.00	556,065.00
COMPAGNIE DE SAINT-GOBAIN	19,106	62.53	1,194,698.18
DAIMLER TRUCK HOLDING AG	23,136	31.27	723,462.72
DASSAULT AVIATION SA	900	174.60	157,140.00
EIFFAGE	3,250	96.98	315,185.00
FERROVIAL SE	24,155	34.76	839,627.80
GEA GROUP AG	6,020	35.87	215,937.40
IMCD NV	2,120	143.35	303,902.00
KINGSPAN GROUP PLC	5,900	72.92	430,228.00

KNORR-BREMSE AG	2,970	57.46	170,656.20
KONE OYJ-B	13,614	42.71	581,453.94
LEGRAND SA	11,128	90.10	1,002,632.80
LEONARDO SPA	16,300	16.88	275,144.00
METSO CORPORATION	24,200	9.17	222,010.80
MTU AERO ENGINES AG	2,020	210.80	425,816.00
PRYSMIAN SPA	9,565	40.70	389,295.50
RATIONAL AG	230	729.00	167,670.00
RHEINMETALL AG	1,730	334.20	578,166.00
SAFRAN SA	14,450	171.04	2,471,528.00
SCHNEIDER ELECTRIC SE	22,268	178.52	3,975,283.36
SIEMENS AG-REG	31,066	160.82	4,996,034.12
SIEMENS ENERGY AG	21,343	11.72	250,139.96
THALES SA	4,925	136.45	672,016.25
VINCI SA	20,600	117.38	2,418,028.00
WARTSILA OYJ ABP	18,180	13.27	241,248.60
BUREAU VERITAS SA	10,920	23.61	257,821.20
RANDSTAD NV	4,675	51.02	238,518.50
TELEPERFORMANCE	2,240	131.90	295,456.00
WOLTERS KLUWER	10,027	136.10	1,364,674.70
ADP	1,090	115.80	126,222.00
AENA SA	2,870	163.60	469,532.00
DEUTSCHE LUFTHANSA-REG	23,880	7.31	174,634.44
DEUTSCHE POST AG-REG	39,823	44.13	1,757,388.99
GETLINK	17,310	16.11	278,864.10
BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	13,355	93.06	1,242,816.30
BAYERISCHE MOTOREN WERKE-PFD	2,210	86.55	191,275.50
CONTINENTAL AG	4,385	71.88	315,193.80
DR ING HC F PORSCHE AG-PRF	4,380	74.56	326,572.80
FERRARI NV	5,459	319.70	1,745,242.30
MERCEDES-BENZ GROUP AG	34,202	59.84	2,046,647.68
MICHELIN (CGDE)	30,986	30.52	945,692.72
PORSCHE AUTOMOBIL HLDG-PFD	5,670	44.23	250,784.10
RENAULT SA	8,247	34.42	283,861.74
STELLANTIS NV	90,796	19.83	1,801,211.04
VOLKSWAGEN AG	1,151	117.25	134,954.75

VOLKSWAGEN AG-PFD	8,073	108.12	872,852.76
ADIDAS AG	6,571	164.96	1,083,952.16
HERMES INTERNATIONAL	1,272	1,841.80	2,342,769.60
KERING	3,007	353.60	1,063,275.20
LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON SE	11,359	663.40	7,535,560.60
MONCLER SPA	8,080	51.54	416,443.20
PUMA SE	4,200	43.15	181,230.00
SEB SA	987	105.10	103,733.70
ACCOR SA	10,106	35.36	357,348.16
AMADEUS IT GROUP SA	18,350	64.16	1,177,336.00
DELIVERY HERO SE	6,600	22.41	147,939.00
FLUTTER ENTERTAINMENT PLC	7,366	178.00	1,311,148.00
LA FRANCAISE DES JEUX SAEM	3,900	33.86	132,054.00
SODEXO	3,240	103.80	336,312.00
BOLLORE SE	33,530	5.64	189,109.20
PUBLICIS GROUPE	9,305	87.50	814,187.50
SCOUT24 SE	2,970	64.22	190,733.40
UNIVERSAL MUSIC GROUP BV	31,460	26.89	845,959.40
VIVENDI SE	26,070	9.77	254,808.18
D' IETEREN GROUP	1,050	177.30	186,165.00
INDITEX	43,905	38.63	1,696,050.15
PROSUS NV	62,794	26.18	1,644,260.89
ZALANDO SE	8,260	16.51	136,413.90
CARREFOUR SA	22,633	16.28	368,578.40
HELLOFRESH SE	6,070	12.07	73,264.90
JERONIMO MARTINS	10,585	21.10	223,343.50
KESKO OYJ-B SHS	10,930	17.03	186,137.90
KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE N	40,028	25.67	1,027,518.76
ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	36,121	57.45	2,075,151.45
DANONE	25,794	61.42	1,584,267.48
DAVIDE CAMPARI-MILANO NV	19,850	9.06	179,960.10
HEINEKEN HOLDING NV	4,895	76.05	372,264.75
HEINEKEN NV	11,343	91.10	1,033,347.30
JDE PEET' S NV	6,290	23.36	146,934.40
KERRY GROUP PLC-A	6,460	76.80	496,128.00
LOTUS BAKERIES	20	7,800.00	156,000.00

PERNOD-RICARD SA	8,296	143.55	1,190,890.80
REMY COINTREAU	810	90.22	73,078.20
BEIERSDORF AG	4,375	134.80	589,750.00
HENKEL AG & CO KGAA	4,520	64.94	293,528.80
HENKEL AG & CO KGAA VORZUG	6,793	72.82	494,666.26
L' OREAL	9,911	426.20	4,224,068.20
AMPLIFON SPA	4,830	29.76	143,740.80
BIOMERIEUX	1,690	100.10	169,169.00
CARL ZEISS MEDITEC AG - BR	1,610	102.20	164,542.00
DIASORIN ITALIA SPA	930	85.54	79,552.20
ESSILORLUXOTTICA	12,675	178.60	2,263,755.00
FRESENIUS MEDICAL CARE AG	7,613	35.50	270,261.50
FRESENIUS SE & CO KGAA	20,905	26.16	546,874.80
KONINKLIJKE PHILIPS NV	36,772	21.43	788,207.82
SIEMENS HEALTHINEERS AG	13,430	52.80	709,104.00
ARGENX SE	2,315	334.70	774,830.50
BAYER AG-REG	39,064	32.52	1,270,361.28
EUROFINS SCIENTIFIC	5,050	55.68	281,184.00
GRIFOLS SA	12,050	8.41	101,364.60
IPSEN	1,600	106.10	169,760.00
MERCK KGAA	5,150	146.70	755,505.00
ORION OYJ-CLASS B	4,500	44.03	198,135.00
QIAGEN N. V.	10,384	41.00	425,744.00
RECORDATI SPA	3,720	49.79	185,218.80
SANOFI	46,566	94.69	4,409,334.54
SARTORIUS AG-VORZUG-PRF	1,230	297.30	365,679.00
SARTORIUS STEDIM BIOTECH	1,080	219.20	236,736.00
UCB SA	4,928	81.78	403,011.84
ABN AMRO BANK NV-CVA	15,170	13.26	201,230.05
AIB GROUP PLC	51,000	3.87	197,574.00
BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTA	241,763	8.08	1,954,412.09
BANCO BPM SPA	49,000	4.86	238,140.00
BANCO SANTANDER SA	662,389	3.71	2,462,431.10
BANK OF IRELAND GROUP PLC	44,790	8.09	362,440.68
BNP PARIBAS	44,242	60.66	2,683,719.72
CAIXABANK S. A	163,050	3.83	624,807.60

COMMERZBANK AG	40,474	11.26	455,737.24
CREDIT AGRICOLE SA	49,662	13.09	650,075.58
ERSTE GROUP BANK AG	13,018	38.61	502,624.98
FINECOBANK SPA	23,540	13.93	328,029.90
ING GROEP NV-CVA	146,925	12.69	1,865,653.65
INTESA SANPAOLO	658,093	2.75	1,809,755.75
KBC GROEP NV	9,719	58.22	565,840.18
MEDIOBANCA SPA	19,520	11.92	232,678.40
NORDEA BANK ABP	131,132	10.99	1,441,927.47
SOCIETE GENERALE	30,909	23.17	716,316.07
UNICREDIT SPA	68,256	26.60	1,815,609.60
ADYEN NV	865	1,148.60	993,539.00
AMUNDI SA	2,140	62.00	132,680.00
DEUTSCHE BANK AG-REGISTERED	80,935	11.91	963,935.85
DEUTSCHE BOERSE AG	7,600	188.50	1,432,600.00
EDENRED	9,626	57.82	556,575.32
EURAZEO SE	1,487	73.55	109,368.85
EURONEXT NV	3,470	77.80	269,966.00
EXOR NV	4,164	88.94	370,346.16
GROUPE BRUXELLES LAMBERT SA	3,452	67.30	232,319.60
NEXI SPA	21,240	7.15	151,950.96
SOFINA	655	211.00	138,205.00
WORLDLINE SA	8,950	13.30	119,035.00
AEGON LTD	69,679	5.40	376,824.03
AGEAS	5,924	38.43	227,659.32
ALLIANZ SE-REG	16,503	245.35	4,049,011.05
ASR NEDERLAND NV	5,880	42.58	250,370.40
ASSICURAZIONI GENERALI	42,248	20.42	862,704.16
AXA SA	75,752	29.96	2,269,908.68
HANNOVER RUECK SE-REG	2,275	225.80	513,695.00
MUENCHENER RUECKVER AG-REG	5,626	393.50	2,213,831.00
NN GROUP NV	10,270	37.20	382,044.00
POSTE ITALIANE SPA	19,560	10.15	198,631.80
SAMPO OYJ-A SHS	19,639	38.47	755,610.52
TALANX AG	2,500	65.65	164,125.00
BECHTLE AG	3,070	46.61	143,092.70

CAP GEMINI SA	6,509	197.35	1,284,551.15
DASSAULT SYSTEMES SE	27,400	46.96	1,286,841.00
NEMETSCHEK SE	2,350	79.52	186,872.00
SAP SE	42,642	147.26	6,279,460.92
NOKIA OYJ	251,336	3.19	803,144.18
CELLNEX TELECOM SA	21,660	33.63	728,425.80
DEUTSCHE TELEKOM AG-REG	133,476	22.89	3,055,265.64
ELISA OYJ	6,005	43.65	262,118.25
INFRASTRUTTURE WIRELESS ITAL	15,170	11.03	167,325.10
KONINKLIJKE KPN NV	122,956	3.17	390,016.43
ORANGE S. A.	72,804	11.16	812,638.24
TELECOM ITALIA SPA	400,513	0.28	112,864.56
TELEFONICA SA	195,629	3.73	730,283.05
ACCIONA SA	830	117.20	97,276.00
E. ON SE	90,999	12.32	1,121,562.67
EDP RENOVAVEIS SA	11,156	15.58	173,810.48
EDP-ENERGIAS DE PORTUGAL SA	126,131	4.19	529,497.93
ELIA GROUP SA/NV	1,356	109.90	149,024.40
ENAGAS SA	8,610	15.50	133,498.05
ENDESA SA	12,050	19.04	229,492.25
ENEL SPA	344,237	6.62	2,279,537.41
ENGIE	71,874	15.56	1,118,503.18
FORTUM OYJ	16,755	12.17	203,908.35
IBERDROLA SA	248,492	11.26	2,799,262.38
NATURGY ENERGY GROUP SA	4,522	25.74	116,396.28
REDEIA CORP SA	20,650	15.06	311,092.25
RWE AG	25,835	36.92	953,828.20
SNAM SPA	91,120	4.75	433,184.48
TERNA SPA	53,627	7.74	415,180.23
VEOLIA ENVIRONNEMENT	31,150	28.39	884,348.50
VERBUND AG	2,780	75.50	209,890.00
ASM INTERNATIONAL NV	1,935	498.35	964,307.25
ASML HOLDING NV	16,527	676.00	11,172,252.00
BE SEMICONDUCTOR INDUSTRIES	2,870	142.85	409,979.50
INFINEON TECHNOLOGIES AG	51,775	34.10	1,765,527.50
STMICROELECTRONICS NV	27,283	40.32	1,100,050.56

	LEG IMMOBILIEN SE	3,010	72.12	217,081.20	
	VONOVIA SE	33,969	26.81	910,708.89	
ユーロ小計		7,445,492		196,281,970.41 (31,650,467,728)	
英ボンド	BP PLC	703,648	4.44	3,125,956.24	
	SHELL PLC-NEW	270,927	23.74	6,431,806.98	
	ANGLO AMERICAN PLC	54,004	17.86	964,835.46	
	ANTOFAGASTA PLC	14,330	15.91	228,061.95	
	CRH PLC	30,060	53.96	1,622,037.60	
	CRODA INTERNATIONAL PLC	6,131	44.17	270,806.27	
	ENDEAVOUR MINING PLC	6,490	13.88	90,081.20	
	GLENCORE PLC	417,803	4.19	1,754,145.89	
	MONDI PLC	18,370	14.15	259,935.50	
	RIO TINTO PLC	46,505	54.35	2,527,546.75	
	ASHTED GROUP PLC	17,770	48.49	861,667.30	
	BAE SYSTEMS PLC ORD	124,235	11.78	1,464,109.47	
	BUNZL PLC	12,896	32.29	416,411.84	
	DCC PLC	3,820	56.44	215,600.80	
	MELROSE INDUSTRIES PLC	50,400	5.79	292,017.60	
	ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC	353,031	3.06	1,082,040.01	
	SMITHS GROUP PLC	13,603	16.72	227,442.16	
	SPIRAX-SARCO ENGINEERING PLC	2,890	96.96	280,214.40	
	EXPERIAN PLC	37,408	31.96	1,195,559.68	
	INTERTEK GROUP PLC	6,025	43.00	259,075.00	
	RELX PLC	77,845	32.64	2,540,860.80	
	RENTOKIL INITIAL PLC	115,300	3.94	454,858.50	
	BARRATT DEVELOPMENTS PLC	40,720	5.24	213,454.24	
	BERKELEY GROUP HOLDINGS/THE	4,515	47.32	213,649.80	
	BURBERRY GROUP PLC	15,504	12.30	190,699.20	
	PERSIMMON PLC	12,440	14.25	177,270.00	
	TAYLOR WIMPEY PLC	124,090	1.43	177,634.83	
	COMPASS GROUP PLC	72,268	21.75	1,571,829.00	
	ENTAIN PLC	24,860	9.49	236,070.56	
	INTERCONTINENTAL HOTELS GROUP PLC	7,473	73.44	548,817.12	
PEARSON PLC	26,089	9.57	249,880.44		
WHITBREAD PLC	8,110	36.35	294,798.50		

AUTO TRADER GROUP PLC	36,480	7.10	259,080.96
INFORMA PLC	56,580	7.38	417,786.72
WPP PLC	41,144	7.27	299,446.03
JD SPORTS FASHION PLC	97,350	1.08	105,381.37
KINGFISHER PLC	78,137	2.19	171,745.12
NEXT PLC	5,667	83.86	475,234.62
OCADO GROUP PLC	22,670	5.71	129,536.38
SAINSBURY (J) PLC	70,601	2.82	199,659.62
TESCO PLC	288,058	2.96	852,939.73
ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	13,125	22.70	297,937.50
BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	84,677	22.89	1,938,256.53
COCA-COLA HBC AG-CDI	7,690	23.34	179,484.60
DIAGEO PLC	92,122	27.32	2,517,233.65
IMPERIAL BRANDS PLC	38,792	18.83	730,647.32
HALEON PLC	218,251	3.26	711,498.26
RECKITT BENCKISER GROUP PLC	28,605	55.68	1,592,726.40
UNILEVER PLC	102,232	37.08	3,791,273.72
NMC HEALTH PLC	8,090	—	—
SMITH & NEPHEW PLC	33,906	10.97	372,118.35
ASTRAZENECA PLC	63,542	104.32	6,628,701.44
GSK PLC	169,260	15.55	2,633,008.56
HIKMA PHARMACEUTICALS PLC	5,740	19.26	110,552.40
BARCLAYS PLC	639,751	1.40	900,257.60
HSBC HOLDINGS PLC	801,061	5.89	4,722,254.59
LLOYDS BANKING GROUP PLC	2,649,936	0.42	1,126,222.80
NATWEST GROUP PLC	275,835	2.07	572,909.29
STANDARD CHARTERED PLC	95,420	5.76	550,382.56
3I GROUP PLC	40,649	23.26	945,495.74
ABRDN PLC	88,515	1.79	159,194.22
HARGREAVES LANSDOWN PLC	13,020	7.50	97,728.12
LONDON STOCK EXCHANGE GROUP	16,267	91.64	1,490,707.88
M&G PLC	99,522	2.18	217,157.00
SCHRODERS PLC	30,300	4.12	124,926.90
ST JAMES' S PLACE PLC	20,540	6.37	130,880.88
WISE PLC - A	21,400	8.55	183,098.40
ADMIRAL GROUP PLC	12,845	25.01	321,253.45

	AVIVA PLC	94,524	4.27	403,617.48	
	LEGAL & GENERAL GROUP PLC	225,651	2.44	552,619.29	
	PHOENIX GROUP HOLDINGS PLC	30,230	5.06	153,084.72	
	PRUDENTIAL PLC	110,702	7.87	871,224.74	
	SAGE GROUP PLC/THE	38,840	11.60	450,738.20	
	HALMA PLC	14,690	21.62	317,597.80	
	BT GROUP PLC	267,752	1.14	306,308.28	
	VODAFONE GROUP PLC	996,528	0.65	656,811.60	
	CENTRICA PLC	209,200	1.39	292,252.40	
	NATIONAL GRID PLC	158,528	10.24	1,624,119.36	
	SEVERN TRENT PLC	13,573	25.09	340,546.57	
	SSE PLC	43,667	17.36	758,059.12	
	UNITED UTILITIES GROUP PLC	26,105	10.20	266,401.52	
英ボンド小計		11,317,330		73,389,274.88 (13,822,869,923)	
スイスフラン	CLARIANT AG-REG	7,990	10.83	86,531.70	
	EMS-CHEMIE HOLDING AG-REG	270	642.00	173,340.00	
	GIVAUDAN-REG	378	3,343.00	1,263,654.00	
	HOLCIM LTD	22,219	64.10	1,424,237.90	
	SIG GROUP AG	10,900	18.45	201,105.00	
	SIKA AG-REG	6,605	233.20	1,540,286.00	
	ABB LTD-REG	67,595	36.62	2,475,328.90	
	GEBERIT AG-REG	1,490	487.00	725,630.00	
	SCHINDLER HOLDING AG-REG	1,070	193.70	207,259.00	
	SCHINDLER HOLDING-PART CERT	1,480	203.50	301,180.00	
	VAT GROUP AG	1,015	402.40	408,436.00	
	ADECCO GROUP AG-REG	6,817	36.25	247,116.25	
	SGS SA-REG	5,950	73.06	434,707.00	
	KUEHNE + NAGEL INTL AG-REG	2,160	293.50	633,960.00	
	CIE FINANCIERE RICHEMON-REG	22,259	116.35	2,589,834.65	
	SWATCH GROUP AG/THE-BR	1,125	214.00	240,750.00	
	SWATCH GROUP AG/THE-REG	1,950	40.90	79,755.00	
	AVOLTA AG	3,460	31.15	107,779.00	
	BARRY CALLEBAUT AG-REG	130	1,262.00	164,060.00	
	CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-PC	40	10,860.00	434,400.00	
	CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-REG	5	108,000.00	540,000.00	

	NESTLE SA-REG	109,430	97.61	10,681,462.30	
	ALCON INC	19,554	67.12	1,312,464.48	
	SONOVA HOLDING AG-REG	2,051	278.40	570,998.40	
	STRAUMANN HOLDING AG-REG	4,370	130.40	569,848.00	
	BACHEM HOLDING AG	1,400	57.10	79,940.00	
	LONZA GROUP AG-REG	3,333	364.00	1,213,212.00	
	NOVARTIS AG-REG	84,323	93.12	7,852,157.76	
	ROCHE HOLDING AG-BR	1,640	265.00	434,600.00	
	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	28,903	245.95	7,108,692.85	
	SANDOZ GROUP AG	16,448	28.88	475,018.24	
	BANQUE CANTONALE VAUDOIS-REG	1,510	110.10	166,251.00	
	JULIUS BAER GROUP LTD	8,420	46.04	387,656.80	
	PARTNERS GROUP HOLDIING AG	900	1,113.00	1,001,700.00	
	UBS GROUP AG-REG	134,642	25.48	3,430,678.16	
	BALOISE HOLDING AG - REG	1,740	134.40	233,856.00	
	HELVETIA HOLDING AG-REG	1,320	120.70	159,324.00	
	SWISS LIFE HOLDING AG-REG	1,285	583.40	749,669.00	
	SWISS RE AG	12,289	96.96	1,191,541.44	
	ZURICH INSURANCE GROUP AG	6,116	430.20	2,631,103.20	
	TEMENOS AG	2,280	81.26	185,272.80	
	LOGITECH INTERNATIONAL-REG	6,660	81.60	543,456.00	
	SWISSCOM AG-REG	1,024	506.40	518,553.60	
	BKW AG	840	143.50	120,540.00	
	SWISS PRIME SITE-REG	3,441	88.30	303,840.30	
	スイスフラン小計	618,827		56,201,186.73 (9,591,856,539)	
スウェーデンク ローナ	BOLIDEN AB	10,290	277.55	2,855,989.50	
	HOLMEN AB-B SHARES	3,520	409.60	1,441,792.00	
	SVENSKA CELLULOSA AB-B SHS	22,680	140.75	3,192,210.00	
	ALFA LAVAL AB	10,710	370.30	3,965,913.00	
	ASSA ABLOY AB-B	42,940	284.30	12,207,842.00	
	ATLAS COPCO AB-A SHS	111,390	164.45	18,318,085.50	
	ATLAS COPCO AB-B SHS	67,170	142.15	9,548,215.50	
	BEIJER REF AB	15,480	122.50	1,896,300.00	
	EPIROC AB-A	31,565	188.95	5,964,206.75	
	EPIROC AB-B	15,450	166.60	2,573,970.00	

	HUSQVARNA AB-B SHS	15,000	76.82	1,152,300.00	
	INDUTRADE AB	10,180	246.90	2,513,442.00	
	INVESTMENT AB LATOUR-B SHS	6,800	252.60	1,717,680.00	
	LIFCO AB-B SHS	8,470	247.70	2,098,019.00	
	NIBE INDUSTRIER AB-B SHS	63,000	60.04	3,782,520.00	
	SAAB AB-B	2,780	688.60	1,914,308.00	
	SANDVIK AB	40,890	207.50	8,484,675.00	
	SKANSKA AB-B SHS	14,390	170.30	2,450,617.00	
	SKF AB-B SHARES-B	14,079	193.65	2,726,398.35	
	VOLVO AB-A SHS	9,530	253.80	2,418,714.00	
	VOLVO AB-B SHS-B	58,430	247.30	14,449,739.00	
	SECURITAS AB-B SHS	17,788	100.15	1,781,468.20	
	VOLVO CAR AB-B	20,400	27.11	553,044.00	
	EVOLUTION AB	7,140	1,204.80	8,602,272.00	
	HENNES & MAURITZ AB-B SHS	27,848	161.36	4,493,553.28	
	ESSITY AKTIEBOLAG-B	23,695	249.80	5,919,011.00	
	GETINGE AB-B SHS	9,470	219.20	2,075,824.00	
	SWEDISH ORPHAN BIOVITRUM AB	8,148	290.00	2,362,920.00	
	SKANDINAVISKA ENSKILDA BAN-A	62,450	138.00	8,618,100.00	
	SVENSKA HANDELSBANKEN-A SHS	60,120	107.90	6,486,948.00	
	SWEDBANK AB - A SHARES	34,550	198.60	6,861,630.00	
	EQT AB	14,450	259.20	3,745,440.00	
	INDUSTRIVARDEN AB-A SHS	4,984	317.30	1,581,423.20	
	INDUSTRIVARDEN AB-C SHS	5,980	317.20	1,896,856.00	
	INVESTOR AB-B SHS	69,350	227.00	15,742,450.00	
	LUNDBERGS AB-B SHS	3,590	523.20	1,878,288.00	
	ERICSSON LM-B SHS	114,915	64.22	7,379,841.30	
	HEXAGON AB-B SHS	94,990	112.70	10,705,373.00	
	TELE2 AB-B SHS	23,245	88.92	2,066,945.40	
	TELIA CO AB	118,530	27.06	3,207,421.80	
	FASTIGHETS AB BALDER-B SHRS	23,220	64.36	1,494,439.20	
	SAGAX AB-B	7,910	245.80	1,944,278.00	
	スウェーデンクローナ小計	1,327,517		205,070,462.98 (2,897,645,641)	
ノルウェークロ ーネ	AKER BP ASA	12,100	271.90	3,289,990.00	
	EQUINOR ASA	39,014	299.20	11,672,988.80	

	NORSK HYDRO A S	50,660	60.20	3,049,732.00	
	YARA INTERNATIONAL ASA	6,670	343.60	2,291,812.00	
	KONGSBERG GRUPPEN ASA	3,900	529.50	2,065,050.00	
	ADEVINTA ASA	11,400	112.40	1,281,360.00	
	MOWI ASA	16,360	188.55	3,084,678.00	
	ORKLA ASA	32,290	83.78	2,705,256.20	
	SALMAR ASA	3,590	594.00	2,132,460.00	
	DNB BANK ASA	35,845	210.50	7,545,372.50	
	GJENSIDIGE FORSIKRING ASA	7,410	178.30	1,321,203.00	
	TELENOR ASA	23,915	123.75	2,959,481.25	
ノルウェークローネ小計		243,154		43,399,383.75 (611,497,317)	
デンマーククローネ	CHR HANSEN HOLDING A/S	3,840	526.20	2,020,608.00	
	NOVOZYMES A/S-B SHARES	8,165	346.40	2,828,356.00	
	ROCKWOOL A/S-B SHS	315	1,816.00	572,040.00	
	VESTAS WIND SYSTEMS A/S	41,480	190.12	7,886,177.60	
	AP MOELLER - MAERSK A/S - A	115	13,230.00	1,521,450.00	
	AP MOELLER - MAERSK A/S - B	195	13,535.00	2,639,325.00	
	DSV A/S	7,890	1,262.50	9,961,125.00	
	PANDORA A/S	3,310	969.40	3,208,714.00	
	CARLSBERG AS-B	3,910	883.80	3,455,658.00	
	COLOPLAST-B	6,475	785.60	5,086,760.00	
	DEMANT A/S	3,640	304.00	1,106,560.00	
	GENMAB A/S	2,580	1,950.00	5,031,000.00	
	NOVO NORDISK A/S-B	133,730	732.30	97,930,479.00	
	DANSKE BANK A/S	26,635	184.95	4,926,143.25	
	TRYG A/S	13,945	141.95	1,979,492.75	
ORSTED A/S	7,570	385.10	2,915,207.00		
デンマーククローネ小計		263,795		153,069,095.60 (3,309,353,846)	
豪ドル	AMPOL LTD	8,775	35.07	307,739.25	
	SANTOS LTD	151,760	7.57	1,148,823.20	
	WOODSIDE ENERGY GROUP LTD	75,946	30.41	2,309,517.86	
	BHP GROUP LTD	208,627	45.73	9,540,512.71	
	BLUESCOPE STEEL LTD	18,310	22.26	407,580.60	
	FORTESCUE LTD	65,915	27.05	1,783,000.75	

IGO LTD	24,300	7.13	173,259.00
JAMES HARDIE INDUSTRIES PLC-CDI	16,955	55.39	939,137.45
MINERAL RESOURCES LTD	7,320	58.50	428,220.00
NORTHERN STAR RESOURCES LTD	42,190	12.15	512,608.50
ORICA LIMITED	17,675	15.92	281,386.00
PILBARA MINERALS LTD	114,530	3.46	396,273.80
RIO TINTO LTD	14,858	126.86	1,884,885.88
SOUTH32 LTD	207,787	3.21	666,996.27
REECE LTD	10,200	21.70	221,340.00
BRAMBLES LTD	54,798	14.00	767,172.00
COMPUTERSHARE LTD	20,910	25.25	527,977.50
AURIZON HOLDINGS LTD	73,570	3.65	268,530.50
QANTAS AIRWAYS LTD	35,030	5.21	182,506.30
TRANSURBAN GROUP	129,996	13.06	1,697,747.76
ARISTOCRAT LEISURE LTD	23,520	41.30	971,376.00
IDP EDUCATION LTD	10,150	21.20	215,180.00
LOTTERY CORP LTD/THE	85,554	4.65	397,826.10
CAR GROUP LTD	14,500	31.27	453,415.00
REA GROUP LTD	1,820	174.72	317,990.40
SEEK LTD	12,860	24.86	319,699.60
WESFARMERS LTD	47,855	57.11	2,732,999.05
COLES GROUP LTD	57,925	15.45	894,941.25
ENDEAVOUR GROUP LTD/AUSTRALI	50,462	5.41	272,999.42
WOOLWORTHS GROUP LTD	54,692	35.53	1,943,206.76
TREASURY WINE ESTATES LTD	27,906	10.27	286,594.62
COCHLEAR LTD	2,947	289.56	853,333.32
RAMSAY HEALTH CARE LTD	7,105	49.39	350,915.95
SONIC HEALTHCARE LTD	17,660	30.62	540,749.20
CSL LTD	19,792	282.81	5,597,375.52
ANZ GROUP HOLDINGS LTD	120,799	25.79	3,115,406.21
COMMONWEALTH BANK OF AUSTRAL	68,537	112.48	7,709,041.76
NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	124,183	30.89	3,836,012.87
WESTPAC BANKING CORP	140,651	22.85	3,213,875.35
ASX LTD	7,105	64.23	456,354.15
MACQUARIE GROUP LTD	14,604	180.65	2,638,212.60
WASHINGTON H. SOUL PATTINSON	8,370	32.58	272,694.60

	INSURANCE AUSTRALIA GROUP	95,125	5.75	546,968.75	
	MEDIBANK PRIVATE LTD	108,430	3.79	410,949.70	
	QBE INSURANCE GROUP LTD	70,410	15.23	1,072,344.30	
	SUNCORP GROUP LTD	44,036	13.98	615,623.28	
	WISETECH GLOBAL LTD	5,920	71.69	424,404.80	
	XERO LTD	5,960	109.47	652,441.20	
	TELSTRA GROUP LTD	164,284	3.95	648,921.80	
	APA GROUP	45,818	8.11	371,583.98	
	ORIGIN ENERGY LTD	68,320	8.21	560,907.20	
豪ドル小計		2,826,752		67,139,560.07 (6,550,806,876)	
ニュージーランド ドル	AUCKLAND INTL AIRPORT LTD	47,165	8.48	399,959.20	
	EBOS GROUP LTD	5,630	35.70	200,991.00	
	FISHER & PAYKEL HEALTHCARE C	23,130	23.39	541,010.70	
	SPARK NEW ZEALAND LTD	76,577	5.23	400,880.59	
	MERCURY NZ LTD	34,100	6.52	222,332.00	
	MERIDIAN ENERGY LTD	57,830	5.55	320,956.50	
ニュージーランドドル小計		244,432		2,086,129.99 (189,316,296)	
香港ドル	CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	103,208	39.10	4,035,432.80	
	TECHTRONIC INDUSTRIES CO	52,500	83.10	4,362,750.00	
	XINYI GLASS HOLDING CO LTD	71,000	7.32	519,720.00	
	MTR CORP	62,500	25.85	1,615,625.00	
	SITC INTERNATIONAL HOLDINGS	52,000	12.96	673,920.00	
	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP L	91,000	39.75	3,617,250.00	
	SANDS CHINA LTD	96,600	20.95	2,023,770.00	
	BUDWEISER BREWING CO APAC LT	67,900	12.16	825,664.00	
	WH GROUP LTD	299,894	4.76	1,427,495.44	
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	148,000	18.66	2,761,680.00	
	HANG SENG BANK LTD	29,100	83.30	2,424,030.00	
	HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	52,800	232.00	12,249,600.00	
	AIA GROUP LTD	469,790	59.25	27,835,057.50	
	HKT TRUST AND HKT LTD	150,000	9.53	1,429,500.00	
	CK INFRASTRUCTURE HOLDINGS L	25,000	44.05	1,101,250.00	
	CLP HOLDINGS LTD	63,000	61.40	3,868,200.00	
	HONG KONG & CHINA GAS	456,237	5.63	2,568,614.31	

	POWER ASSETS HOLDINGS	58,000	44.10	2,557,800.00	
	CK ASSET HOLDINGS LTD	80,538	35.15	2,830,910.70	
	ESR GROUP LTD	75,800	10.42	789,836.00	
	HANG LUNG PROPERTIES LTD	78,000	9.70	756,600.00	
	HENDERSON LAND DEVELOPMENT	57,901	21.10	1,221,711.10	
	NEW WORLD DEVELOPMENT	61,666	10.46	645,026.36	
	SINO LAND CO	123,050	7.71	948,715.50	
	SUN HUNG KAI PROPERTIES	60,480	75.10	4,542,048.00	
	SWIRE PACIFIC LTD - CL A	17,517	61.80	1,082,550.60	
	SWIRE PROPERTIES LTD	41,600	14.98	623,168.00	
	WHARF HOLDINGS LTD	43,000	22.90	984,700.00	
	WHARF REAL ESTATE INVESTMENT	63,800	23.10	1,473,780.00	
香港ドル小計		3,051,881		91,796,405.31 (1,739,541,880)	
シンガポールドル	KEPPEL LTD	68,560	6.85	469,636.00	
	SEATRIM LTD	2,268,177	0.11	258,572.17	
	SINGAPORE TECH ENGINEERING	63,300	3.78	239,274.00	
	SINGAPORE AIRLINES LTD	53,900	6.42	346,038.00	
	GENTING SINGAPORE LTD	211,100	0.97	205,822.50	
	WILMAR INTERNATIONAL LTD	73,960	3.32	245,547.20	
	DBS GROUP HOLDINGS LTD	71,195	31.91	2,271,832.45	
	OVERSEA-CHINESE BANKING CORP	150,740	12.80	1,929,472.00	
	UNITED OVERSEAS BANK LTD	57,300	27.88	1,597,524.00	
	SINGAPORE EXCHANGE LTD	42,500	9.56	406,300.00	
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	354,480	2.39	847,207.20	
	SEMBCORP INDUSTRIES LTD	30,200	5.42	163,684.00	
	CAPITALAND INVESTMENT LTD/SI	105,000	2.97	311,850.00	
	CITY DEVELOPMENTS LTD	17,300	6.26	108,298.00	
	UOL GROUP LTD	15,550	6.21	96,565.50	
シンガポールドル小計		3,583,262		9,497,623.02 (1,047,492,842)	
イスラエルシェケル	ICL GROUP LTD	39,490	16.70	659,483.00	
	ELBIT SYSTEMS LTD	1,010	777.80	785,578.00	
	BANK HAPOLIM BM	50,495	31.40	1,585,543.00	
	BANK LEUMI LE-ISRAEL	62,565	27.54	1,723,040.10	
	ISRAEL DISCOUNT BANK-A	48,330	17.65	853,024.50	

	MIZRAHI TEFAHOT BANK LTD	6,900	135.60	935,640.00	
	NICE LTD	3,040	779.70	2,370,288.00	
	AZRIELI GROUP LTD	1,780	248.80	442,864.00	
イスラエルシケル小計		213,610		9,355,460.60 (368,769,803)	
合 計		46,733,347		334,155,178,031 (334,155,178,031)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(2)株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
米ドル	投資証券	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUITIES INC	6,910	842,743.60	
		AMERICAN HOMES 4 RENT- A	12,110	421,791.30	
		AMERICAN TOWER CORP	19,179	3,910,789.89	
		ANNALY CAPITAL MANAGEMENT IN	18,847	361,673.93	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	5,790	1,027,725.00	
		BOSTON PROPERTIES INC	5,717	380,180.50	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	4,810	460,605.60	
		CROWN CASTLE INC	18,590	2,003,816.10	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	12,525	1,685,113.50	
		EQUINIX INC	3,868	3,070,186.32	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	6,550	442,911.00	
		EQUITY RESIDENTIAL-REIT	15,450	922,674.00	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	2,480	592,348.00	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	8,800	1,288,672.00	
		GAMING AND LEISURE PROPERTIE	11,340	525,382.20	
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	20,375	399,350.00	
		HOST HOTELS & RESORTS INC	27,179	533,251.98	
		INVITATION HOMES INC	25,700	849,385.00	
		IRON MOUNTAIN INC	13,365	881,288.10	
		KIMCO REALTY CORP	23,760	470,210.40	
		MID-AMERICA APARTMENT COMM	5,630	740,119.80	
		PROLOGIS INC	38,075	4,807,349.50	
PUBLIC STORAGE	6,319	1,838,639.43			
REALTY INCOME CORP	28,201	1,582,640.12			

		REGENCY CENTERS CORP	6,005	374,111.50	
		SBA COMMUNICATIONS CORP	4,735	1,101,313.65	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	13,394	1,899,671.02	
		SUN COMMUNITIES INC	5,920	763,739.20	
		UDR INC	12,100	450,241.00	
		VENTAS INC	17,025	810,390.00	
		VICI PROPERTIES INC	39,120	1,183,771.20	
		WELLTOWER INC	21,240	1,890,572.40	
		WEYERHAEUSER CO	29,998	977,634.82	
		WP CAREY INC	8,610	560,855.40	
米ドル小計			499,717	40,051,147.46 (5,935,179,542)	
加ドル	投資証券	CANADIAN APARTMENT PROPERTIES RE INVST	2,800	129,864.00	
加ドル小計			2,800	129,864.00 (14,269,456)	
ユーロ	投資証券	COVIVIO	1,925	87,318.00	
		GECINA SA	1,950	202,020.00	
		KLEPIERRE	8,402	199,211.42	
		UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	4,990	322,853.00	
		WAREHOUSES DE PAUW SCA	7,730	201,598.40	
ユーロ小計			24,997	1,013,000.82 (163,346,382)	
英ポンド	投資証券	LAND SECURITIES GROUP PLC	26,624	170,500.09	
		SEGRO PLC	45,033	370,621.59	
英ポンド小計			71,657	541,121.68 (101,920,268)	
豪ドル	投資証券	DEXUS/AU	42,067	304,985.75	
		GOODMAN GROUP	70,642	1,690,463.06	
		GPT GROUP	71,335	307,453.85	
		MIRVAC GROUP	159,875	330,941.25	
		SCENTRE GROUP	198,271	565,072.35	
		STOCKLAND	102,400	434,176.00	
		VICINITY CENTRES	154,902	298,960.86	
豪ドル小計			799,492	3,932,053.12 (383,650,422)	
香港ドル	投資証券	LINK REIT	104,160	4,244,520.00	

香港ドル小計			104,160	4,244,520.00 (80,433,654)
シンガポールドル	投資証券	CAPITALAND ASCENDAS REIT	138,243	399,522.27
		CAPITALAND INTEGRATED COMMER	209,556	410,729.76
		MAPLETREE LOGISTICS TRUST	144,556	234,180.72
		MAPLETREE PAN ASIA COM TRUST	106,000	153,700.00
シンガポールドル小計			598,355	1,198,132.75 (132,142,060)
合計				6,810,941,784 (6,810,941,784)

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注3)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入株式 時価比率	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	株式 588 銘柄	97.7%	—	73.8%
	投資証券 34 銘柄	—	2.3%	1.7%
加ドル	株式 86 銘柄	99.9%	—	3.3%
	投資証券 1 銘柄	—	0.1%	0.0%
ユーロ	株式 219 銘柄	99.5%	—	9.3%
	投資証券 5 銘柄	—	0.5%	0.0%
英ポンド	株式 81 銘柄	99.3%	—	4.1%
	投資証券 2 銘柄	—	0.7%	0.0%
スイスフラン	株式 45 銘柄	100.0%	—	2.8%
スウェーデンクローナ	株式 42 銘柄	100.0%	—	0.8%
ノルウェークローネ	株式 12 銘柄	100.0%	—	0.2%
デンマーククローネ	株式 16 銘柄	100.0%	—	1.0%
豪ドル	株式 51 銘柄	94.5%	—	1.9%
	投資証券 7 銘柄	—	5.5%	0.1%
ニュージーランドドル	株式 6 銘柄	100.0%	—	0.1%
香港ドル	株式 29 銘柄	95.6%	—	0.5%
	投資証券 1 銘柄	—	4.4%	0.0%
シンガポールドル	株式 15 銘柄	88.8%	—	0.3%
	投資証券 4 銘柄	—	11.2%	0.0%
イスラエルシェケル	株式 8 銘柄	100.0%	—	0.1%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

貸借対照表

(単位：円)

	2023年1月20日現在	2024年1月20日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	456,222,472	1,940,361,913
流動資産合計	456,222,472	1,940,361,913
資産合計	456,222,472	1,940,361,913
負債の部		
流動負債		
未払解約金	216,712	14,314
未払利息	115	403
流動負債合計	216,827	14,717
負債合計	216,827	14,717
純資産の部		
元本等		
元本	455,083,525	1,937,037,787
剰余金		
剰余金又は欠損金(△)	922,120	3,309,409
元本等合計	456,005,645	1,940,347,196
純資産合計	456,005,645	1,940,347,196
負債純資産合計	456,222,472	1,940,361,913

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

		2023年1月20日現在	2024年1月20日現在
1.	期首	2022年1月21日	2023年1月21日
	期首元本額	917,283,470円	455,083,525円
	期首からの追加設定元本額	47,163,871円	1,552,683,167円
	期首からの一部解約元本額	509,363,816円	70,728,905円
	元本の内訳 ※		
	上場インデックスファンド米国債券 (為替ヘッジなし)	9,958円	9,958円
	上場インデックスファンド米国債券 (為替ヘッジあり)	9,958円	9,958円
	上場インデックスファンド米国株式 (S&P500)	19,983円	19,983円
	上場インデックスファンド豪州リート (S&P/ASX200 A-REIT)	19,977円	19,977円
	上場インデックスファンド新興国債券	9,981円	9,981円
	上場インデックスファンド海外先進国株式 (MSCI-OKUSA I)	19,997円	19,997円
	上場インデックスファンド海外新興国株式 (MSCIエマージング)	99,902円	99,902円
	上場インデックスファンド米国株式 (S&P500) 為替ヘッジあり	9,967円	9,967円
	上場インデックスファンド豪州国債 (為替ヘッジあり)	9,978円	9,978円
	上場インデックスファンド豪州国債 (為替ヘッジなし)	9,978円	9,978円
	上場インデックスファンドフランス国債 (為替ヘッジなし)	9,979円	9,979円
	上場インデックスファンドフランス国債 (為替ヘッジあり)	9,979円	9,979円
	資源株ファンド 通貨選択シリーズ<ブラジルリアル・コース> (毎月分配型)	9,503,745円	9,153,672円
	資源株ファンド 通貨選択シリーズ<南アフリカランド・コース> (毎月分配型)	153,871円	110,674円
	資源株ファンド 通貨選択シリーズ<オーストラリアドル・コース> (毎月分配型)	1,218,154円	947,935円
	世界標準債券ファンド	6,044,793円	5,928,498円
	グリーン世銀債ファンド	1,555,731円	1,427,331円
	中華圏株式ファンド (毎月分配型)	75,694,424円	46,451,807円
	エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド・ブラジルリアルコース	6,192,802円	6,458,963円
	エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド (マネープールファンド)	13,298,068円	14,133,119円
	エマージング・プラス・円戦略コース	752,407円	664,376円
	エマージング・プラス・成長戦略コース	3,031,253円	2,974,774円
	エマージング・プラス (マネープールファンド)	9,865,254円	9,867,236円
	アジアリートファンド (毎月分配型)	3,145,347円	2,552,761円
	アジア社債ファンド Aコース (為替ヘッジあり)	3,037,258円	2,474,520円
	アジア社債ファンド Bコース (為替ヘッジなし)	10,294,668円	9,264,744円
	アジアREITオープン (毎月分配型)	1,490,884円	1,217,160円
	ノーロード・シンガポール高配当株式フォーカス (毎月分配型)	233,357円	―円
	ピムコUSハイインカム・ローン・ファンド (毎月分配型) 為替ヘッジなし	2,908,010円	2,652,360円
	ピムコUSハイインカム・ローン・ファンド (毎月分配型)	462,478円	492,254円

型) 為替ヘッジあり		
資源株ファンド 通貨選択シリーズ<米ドル・コース> (毎月分配型)	2,242,965 円	1,833,217 円
インデックスファンドMLP (毎月分配型)	6,583,407 円	6,804,929 円
インド株式フォーカス (奇数月分配型)	1,433,558 円	2,107,094 円
世界標準債券ファンド (1年決算型)	261,441 円	270,078 円
欧州社債ファンド Aコース (為替ヘッジあり)	220,473 円	198,373 円
欧州社債ファンド Bコース (為替ヘッジなし)	536,461 円	540,508 円
グローバル・ハイブリッド・プレミア (為替ヘッジなし)	21,008 円	62,128 円
グローバル・ハイブリッド・プレミア (為替ヘッジあり)	52,731 円	41,174 円
グローバルC o C o 債ファンド ヘッジなしコース	9,177,178 円	19,649,256 円
グローバルC o C o 債ファンド 円ヘッジコース	29,347,473 円	40,367,573 円
グローバルC o C o 債ファンド 先進国高金利通貨コース	203,250 円	—円
グローバルC o C o 債ファンド 新興国高金利通貨コース	266,839 円	—円
インデックスファンドMLP (1年決算型)	1,045,133 円	735,174 円
アジア・ヘルスケア株式ファンド	6,854,348 円	6,244,523 円
グローバル株式トップフォーカス	733,019 円	1,917,402 円
グローバル・プロスペクティブ・ファンド	237,562,073 円	237,562,073 円
ビッグデータ新興国小型株ファンド (1年決算型)	4,594,176 円	6,769,695 円
グローバル・ダイナミックヘッジ α	2,444,590 円	2,380,152 円
DC世界株式・厳選投資ファンド	74,706 円	695,204 円
SMB C・日興 世銀債ファンド	1,250,197 円	852,260 円
日興マネー・アカウント・ファンド	1,056,358 円	1,028,096 円
時間分散型日本株安定配当ファクター戦略ファンド 20 24-01 (適格機関投資家向け)	—円	1,489,967,057 円
計	455,083,525 円	1,937,037,787 円
2. 受益権の総数	455,083,525 口	1,937,037,787 口

※ 当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

	自 2022 年 1 月 21 日 至 2023 年 1 月 20 日	自 2023 年 1 月 21 日 至 2024 年 1 月 20 日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

	2023 年 1 月 20 日現在	2024 年 1 月 20 日現在

貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありませぬ。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 該当事項はありませぬ。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありませぬ。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)
該当事項はありませぬ。

(1口当たり情報)

2023年1月20日現在		2024年1月20日現在	
1口当たり純資産額	1,0020円	1口当たり純資産額	1,0017円
(1万口当たり純資産額)	(10,020円)	(1万口当たり純資産額)	(10,017円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありませぬ。

(2)株式以外の有価証券

該当事項はありませぬ。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありませぬ。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありませぬ。

2 【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2024年1月31日現在です。

【上場インデックスファンド海外先進国株式（MSCI-KOKUSA I）】

【純資産額計算書】

I 資産総額	23,827,700,692円
II 負債総額	327,375,407円
III 純資産総額（I - II）	23,500,325,285円
IV 発行済口数	4,650,470口
V 1口当たり純資産額（III/IV）	5,053.32円

（参考）

インデックスファンド先進国株式（適格機関投資家向け）

純資産額計算書

I 資産総額	32,766,154,637円
II 負債総額	283,230,981円
III 純資産総額（I - II）	32,482,923,656円
IV 発行済口数	15,718,922,314口
V 1口当たり純資産額（III/IV）	2.0665円

海外株式インデックスMSCI-KOKUSA I（ヘッジなし）マザーファンド

純資産額計算書

I 資産総額	355,432,636,616円
II 負債総額	301,105,224円
III 純資産総額（I - II）	355,131,531,392円
IV 発行済口数	62,002,877,341口
V 1口当たり純資産額（III/IV）	5.7277円

マネー・アカウント・マザーファンド

純資産額計算書

I 資産総額	1,449,584,894円
II 負債総額	57,030円
III 純資産総額（I - II）	1,449,527,864円
IV 発行済口数	1,447,056,107口
V 1口当たり純資産額（III/IV）	1.0017円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行わないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

① 譲渡制限はありません。

② 受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

2024年1月末現在	資本金	17,363,045,900円
	発行可能株式総数	230,000,000株
	発行済株式総数	197,012,500株

●過去5年間における主な資本金の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の意思決定機関（2024年1月末現在）

・株主総会

株主総会は、取締役の選任および定款変更に係る決議などの株式会社の基本的な方針や重要な事項の決定を行います。

当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、その権利を行使することができる株主とみなし、毎年3月31日（事業年度の終了）から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集します。

・取締役会

取締役会は、業務執行の決定を行い、取締役の職務の執行の監督をします。また、取締役会の決議によって重要な業務執行（会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができます。

当社の取締役会は10名以内の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び5名以内の監査等委員である取締役で構成され、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。取締役会はその決議をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、代表取締役若干名を選定します。

・監査等委員会

当社の監査等委員会は、5名以内の監査等委員である取締役で構成され、監査等委員である取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。監査等委員会は、その決議をもって、監査等委員の中から、常勤の監査等委員を選定します。

(3) 運用の意思決定プロセス（2024年1月末現在）

1. 投資委員会にて、国内外の経済見通し、市況見通しおよび資産配分の基本方針を決定します。
2. 各運用部門は、投資委員会の決定に基づき、個別資産および資産配分戦略に係る具体的な運用方針を策定します。
3. 各運用部門のファンドマネージャーは、上記方針を受け、個別ファンドのガイドラインおよびそれぞれの運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。
4. トレーディング部門は、社会的信用力、情報提供力、執行対応力において最適と判断し得る発注業者、発注方針などを決定します。その上で、トレーダーは、最良執行のプロセスに則り売買を執行します。
5. 運用状況の評価・分析および運用リスク（流動性リスクを含む）の管理ならびに法令など遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理／コンプライアンス業務担当部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、適切な運用体制を維持できるように努めています。

2【事業の内容及び営業の概況】

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。
- ・委託会社の運用する、2024年1月末現在の投資信託などは次の通りです。

種 類	ファンド本数	純資産額 (単位：億円)
投資信託総合計	828	288,946
株式投資信託	779	248,855
単位型	302	9,397
追加型	477	239,458
公社債投資信託	49	40,090
単位型	36	1,013
追加型	13	39,077

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 52 年大蔵省令第 38 号）並びに同規則第 38 条及び第 57 条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づいて作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 64 期事業年度（2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

また、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 65 期中間会計期間（2023 年 4 月 1 日から 2023 年 9 月 30 日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023年6月13日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋 宗 勝 彦
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 三 上 和 彦
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第64期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注

記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

2023年12月5日

日興アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋 宗 勝 彦
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 三 上 和 彦
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第65期事業年度の中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の2023年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(1)【貸借対照表】

(単位：百万円)

	第 63 期 (2022 年 3 月 31 日)		第 64 期 (2023 年 3 月 31 日)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		42,427		42,036
有価証券		170		1,025
前払費用		932		908
未収入金		96	※4	410
未収委託者報酬		25,193		21,336
未収収益	※3	1,048	※3	589
関係会社短期貸付金		5,005		3,318
立替金		1,056		1,015
その他	※2	998	※2	1,233
流動資産合計		76,928		71,875
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	244	※1	245
器具備品	※1	153	※1	122
有形固定資産合計		397		367
無形固定資産				
ソフトウェア		335		390
無形固定資産合計		335		390
投資その他の資産				
投資有価証券		23,969		23,274
関係会社株式		22,366		22,366
長期差入保証金		652		375
繰延税金資産		3,678		448
投資その他の資産合計		50,667		46,465
固定資産合計		51,399		47,224
資産合計		128,328		119,099

(単位：百万円)

	第 63 期 (2022 年 3 月 31 日)	第 64 期 (2023 年 3 月 31 日)
負債の部		
流動負債		
預り金	651	433
未払金	9,693	7,557
未払収益分配金	7	7
未払償還金	71	71
未払手数料	8,783	6,586
その他未払金	831	892
未払費用	※3 5,572	※3 4,227
未払法人税等	2,354	-
未払消費税等	※4 3,669	-
賞与引当金	3,958	2,563
役員賞与引当金	5	218
訴訟損失引当金	7,847	-
その他	1,330	647
流動負債合計	35,083	15,648
固定負債		
退職給付引当金	1,395	1,424
賞与引当金	423	437
役員賞与引当金	-	16
その他	390	181
固定負債合計	2,209	2,059
負債合計	37,292	17,708
純資産の部		
株主資本		
資本金	17,363	17,363
資本剰余金		
資本準備金	5,220	5,220
資本剰余金合計	5,220	5,220
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	68,901	79,307
利益剰余金合計	68,901	79,307
自己株式	△2,067	△2,067
株主資本合計	89,417	99,823
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,350	2,056
繰延ヘッジ損益	△731	△488
評価・換算差額等合計	1,618	1,567
純資産合計	91,035	101,391
負債純資産合計	128,328	119,099

(2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

	第 63 期 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)	第 64 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
営業収益		
委託者報酬	94,938	73,998
その他営業収益	4,743	3,479
営業収益合計	99,682	77,477
営業費用		
支払手数料	42,026	30,699
広告宣伝費	987	755
公告費	1	3
調査費	23,000	17,479
調査費	1,042	1,170
委託調査費	21,932	16,282
図書費	25	26
委託計算費	598	581
営業雑経費	1,014	948
通信費	143	139
印刷費	308	309
協会費	52	56
諸会費	13	16
その他	494	427
営業費用計	67,628	50,469
一般管理費		
給料	11,759	9,818
役員報酬	156	314
役員賞与引当金繰入額	5	234
給料・手当	7,229	6,544
賞与	143	147
賞与引当金繰入額	4,225	2,577
交際費	22	56
寄付金	29	24
旅費交通費	66	205
租税公課	429	433
不動産賃借料	937	938
退職給付費用	394	383
退職金	169	155
固定資産減価償却費	172	183
福利費	1,171	1,097
諸経費	3,888	4,291
一般管理費計	19,042	17,588
営業利益	13,010	9,420

(単位：百万円)

	第 63 期 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)		第 64 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	
営業外収益				
受取利息		71		107
受取配当金	※ 1	5,257	※ 1	9,255
時効成立分配金・償還金		1		1
為替差益		1,548		—
その他		58		236
営業外収益合計		6,936		9,601
営業外費用				
支払利息		177		407
デリバティブ費用		49		389
有価証券償還損		—		6
時効成立後支払分配金・償還金		9		1
為替差損		—		342
その他		39		15
営業外費用合計		275		1,163
経常利益		19,672		17,858
特別利益				
投資有価証券売却益		253		427
子会社有償減資払戻益		1,445		—
訴訟損失引当金戻入額		—	※ 3	4,481
特別利益合計		1,699		4,909
特別損失				
投資有価証券売却損		132		347
固定資産処分損		0		0
訴訟損失引当金繰入額		7,847		—
特別損失合計		7,980		347
税引前当期純利益		13,391		22,420
法人税、住民税及び事業税		3,435		1,340
法人税等還付税額	※ 2	△329		—
法人税等調整額		△1,851		3,252
法人税等合計		1,255		4,593
当期純利益		12,136		17,826

(3) 【株主資本等変動計算書】

第63期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	17,363	5,220	5,220	61,956	61,956	△2,067	82,472
当期変動額							
剰余金の配当				△5,191	△5,191		△5,191
当期純利益				12,136	12,136		12,136
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	—	6,944	6,944	—	6,944
当期末残高	17,363	5,220	5,220	68,901	68,901	△2,067	89,417

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・ 換算差額 等合計	
当期首残高	1,461	115	1,577	84,049
当期変動額				
剰余金の配当				△5,191
当期純利益				12,136
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	889	△847	41	41
当期変動額合計	889	△847	41	6,985
当期末残高	2,350	△731	1,618	91,035

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	17,363	5,220	5,220	68,901	68,901	△2,067	89,417
当期変動額							
剰余金の配当				△7,420	△7,420		△7,420
当期純利益				17,826	17,826		17,826
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	—	10,406	10,406	—	10,406
当期末残高	17,363	5,220	5,220	79,307	79,307	△2,067	99,823

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・ 換算差額 等合計	
当期首残高	2,350	△731	1,618	91,035
当期変動額				
剰余金の配当				△7,420
当期純利益				17,826
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△294	242	△51	△51
当期変動額合計	△294	242	△51	10,355
当期末残高	2,056	△488	1,567	101,391

[注記事項]

(重要な会計方針)

項目	第 64 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)				
1 資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券</p> <p>① 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法</p> <p>② その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定) 市場価格のない株式等 総平均法による原価法</p> <p>(2) デリバティブ 時価法</p>				
2 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。ただし、2016 年 4 月 1 日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="510 806 1021 884"> <tr> <td>建物</td> <td>3 年～15 年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>3 年～20 年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産 定額法により償却しております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5 年)に基づく定額法によっております。</p>	建物	3 年～15 年	器具備品	3 年～20 年
建物	3 年～15 年				
器具備品	3 年～20 年				
3 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。</p> <p>① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>② 数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10 年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。</p>				
4 収益の計上基準	<p>当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。</p> <p>(1) 投資信託委託業務 当社は、投資信託契約に基づき投資信託商品に関する投信委託サービスを提供し、商品の運用資産残高(以下「AUM」)に応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる投資信託報酬は、各ファンドの AUM に固定料率を乗じて毎日計算され、日次で収益を認識しております。</p> <p>(2) 投資顧問業務 当社は、投資顧問契約に基づき機関投資家に投資顧問サービスを提供し、ファンドの AUM に応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる投資顧問報酬は、一般的に各ファンドの AUM に投資顧問契約で定められた固定料率を乗じて毎月計算され、月次で収益を認識しております。</p>				

5 ヘッジ会計の方法	<p>(3) 成功報酬 当社がファンドの運用成果に応じて受領する成功報酬は、投資信託契約または投資顧問契約のもと、報酬を受領することが確実であり、将来返還する可能性が無いことが判明した時点で収益を認識しております。</p> <p>(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は投資有価証券であります。</p> <p>(3) ヘッジ方針 ヘッジ取引規程等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジしております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間における相場変動によるヘッジ手段及びヘッジ対象資産に係る損益の累計を比較し有効性を評価しております。</p>
6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。</p>

(会計方針の変更)

第 64 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
(時価の算定に関する会計基準の適用) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準第 31 号 2021 年 6 月 17 日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第 27-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。本会計基準適用指針の適用が当財務諸表に与える影響は軽微であります。

(表示方法の変更)

第 64 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
その他有価証券の為替リスクヘッジに係るヘッジ損益について、ヘッジ対象の損益認識時に繰延ヘッジ損益を純損益に計上するに当たり、前事業年度において、「為替差損益」に含めていましたが、金額的重要性が高まったことから、ヘッジの効果をより明瞭に表示するため当事業年度よりヘッジ対象の損益区分と同一区分である投資有価証券売却益あるいは投資有価証券売却損として表示することとしております。

(重要な会計上の見積り)

第 63 期(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

- 1 当事業年度の財務諸表に計上した金額
訴訟損失引当金を 7,847 百万円計上しております。
- 2 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
 - (1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法
訴訟について将来発生しうる損失の見込額を算出し、訴訟損失引当金として計上しています。
 - (2) 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定
原告が主張する損害額に基づき、将来発生することが予想される損失の見積を行っています。
 - (3) 翌事業年度の財務諸表に与える影響
当社では、現在までに想定しうる最善の仮定に基づき訴訟損失引当金を計上しておりますが、今後の経過により、翌事業年度において訴訟損失引当金の追加計上または取り崩しを行う可能性があります。

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

第 63 期 (2022 年 3 月 31 日)	第 64 期 (2023 年 3 月 31 日)
※ 1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 1,390 百万円 器具備品 823 百万円	※ 1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 1,437 百万円 器具備品 879 百万円
※ 2 信託資産 流動資産のその他のうち 2 百万円は、「直販顧客 分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に 信託しております。	※ 2 信託資産 流動資産のその他のうち 2 百万円は、「直販顧客 分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に 信託しております。
※ 3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりで あります。 (流動資産) 未収収益 233 百万円 (流動負債) 未払費用 2,314 百万円	※ 3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりで あります。 (流動資産) 未収収益 263 百万円 (流動負債) 未払費用 1,778 百万円
※ 4 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、 「未払消費税等」として表示しております。	※ 4 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、 「未収入金」に含めて表示しております。
※ 5 保証債務 ティンダルエクイティーズ・オーストラリア・ピ ーティーワイ・リミテッド (旧社名「日興AMエク イティーズ・オーストラリア・ピーティーワイ・リ ミテッド」) が発行する買戻し条件付株式の買戻請 求に関する債務について、ヤラ・キャピタル・マネ ジメント・リミテッドは最大 5 百万豪ドルを提供す る義務を負っています。当社はヤラ・キャピタル・ マネジメント・リミテッドが負う当該資金提供義務 を保証しております。	※ 5 保証債務 ティンダルエクイティーズ・オーストラリア・ピ ーティーワイ・リミテッド (旧社名「日興AMエク イティーズ・オーストラリア・ピーティーワイ・リ ミテッド」) が発行する買戻し条件付株式の買戻請 求に関する債務について、ヤラ・キャピタル・マネ ジメント・リミテッドは最大 448 百万円 (5 百万豪 ドル) を提供する義務を負っています。当社はヤ ラ・キャピタル・マネジメント・リミテッドが負う 当該資金提供義務を保証しております。

(損益計算書関係)

第 63 期 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)	第 64 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
※ 1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、 次のとおりであります。 受取配当金 5,194 百万円	※ 1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、 次のとおりであります。 受取配当金 9,241 百万円
※ 2 法人税等還付税額 過年度の取引に関する法人税等の還付金相当額を 計上しています。	※ 3 訴訟損失引当金戻入額 原告との和解が成立したことにより、前事業年度 に計上した訴訟損失引当金から、和解金を控除した 額を計上しております。

(株主資本等変動計算書関係)

第63期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	197,012,500	—	—	197,012,500

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	2,860,000	—	—	2,860,000

3 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(百万円)
		当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
2011年度 ストックオプション(1)	普通株式	432,300	—	432,300	—	—
2016年度 ストックオプション(1)	普通株式	1,016,000	—	928,000	88,000	—
2016年度 ストックオプション(2)	普通株式	1,772,000	—	956,000	816,000	—
2017年度 ストックオプション(1)	普通株式	2,607,000	—	1,071,000	1,536,000	—
合計		5,827,300	—	3,387,300	2,440,000	—

(注) 1 当事業年度の減少は、新株予約権の失効等によるものであります。

2 2016年度ストックオプション(1)88,000株、2016年度ストックオプション(2)816,000株及び2017年度ストックオプション(1)847,000株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。また、2017年度ストックオプション(1)689,000株は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年5月25日 取締役会	普通株式	5,191	26.74	2021年3月31日	2021年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年5月27日 取締役会	普通株式	利益剰余金	7,420	38.22	2022年3月31日	2022年6月27日

第 64 期（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	197,012,500	—	—	197,012,500

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	2,860,000	—	—	2,860,000

3 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年 度末残高 (百万円)
		当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業 年度末	
2016 年度 ストックオプション(1)	普通株式	88,000	—	88,000	—	—
2016 年度 ストックオプション(2)	普通株式	816,000	—	599,000	217,000	—
2017 年度 ストックオプション(1)	普通株式	1,536,000	—	784,000	752,000	—
合計		2,440,000	—	1,391,800	969,000	—

(注) 1 当事業年度の減少は、新株予約権の失効等によるものであります。

2 2016 年度ストックオプション(2)217,000 株及び 2017 年度ストックオプション(1)752,000 株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022 年 5 月 27 日 取締役会	普通株式	7,420	38.22	2022 年 3 月 31 日	2022 年 6 月 27 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023 年 5 月 26 日 取締役会	普通株式	利益剰余金	5,092	26.23	2023 年 3 月 31 日	2023 年 6 月 27 日

(リース取引関係)

第 63 期 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)		第 64 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	
オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料		オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料	
1 年内	911 百万円	1 年内	899 百万円
1 年超	4,324 百万円	1 年超	3,425 百万円
合計	5,236 百万円	合計	4,324 百万円

(金融商品関係)

第 63 期(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を有価証券及び投資有価証券として保有しております。当社が行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、有価証券及び投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

また、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては 10 数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。有価証券及び投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引により、リスクをヘッジしております。なお、為替変動リスクに係るヘッジについてはヘッジ会計（繰延ヘッジ）を適用しております。デリバティブ取引は、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針「5 ヘッジ会計の方法」」をご参照下さい。

営業債務である未払金（未払手数料）、未払費用に関しては、すべてが 1 年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

上記以外の外貨建ての債権及び債務に関しては、為替変動リスクに晒されておりますが、一部為替予約によりリスクをヘッジしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金の預入れやデリバティブ取引を行う金融機関の選定に関しては、相手方の財政状態及び経営成績、又は必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社は、原則、有価証券及び投資有価証券以外の為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また、有価証券及び投資有価証券に関しては、一部について、為替変動リスクや価格変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益（ヘッジ対象の有価証券及び投資有価証券は、ヘッジ損益考慮後の評価損益）を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。さらに、外貨建ての貸付金に関しては、為替変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。

③ 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日。以下、「時価算定適用指針」という。）第26項に従い経過措置を適用した投資信託及び市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額 (*4)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
デリバティブ取引(*1)				
株式関連 (*2)	△262	—	—	△262
通貨関連 (*3)	—	△1,066	—	△1,066
デリバティブ取引計	△262	△1,066	—	△1,329

(※1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で示しております。

(※2) 株式関連のデリバティブ取引のうち△262百万円は、貸借対照表上流動負債のその他に含まれております。

(※3) 通貨関連のデリバティブ取引の△1,066百万円は、貸借対照表上流動負債のその他に含まれております。

(※4) 時価算定適用指針に従い、経過措置を適用した投資信託は上記に含めておりません。貸借対照表における当該投資信託の金額は有価証券に170百万円、投資有価証券に23,952百万円となります。

(2) 時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、未収収益、関係会社短期貸付金、未払金及び未払費用は、短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

デリバティブ取引

株式関連

株式指数先物取引は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル1に分類しております。

通貨関連

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	16
子会社株式	17,183
関連会社株式	5,183

3 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	42,427			
未収委託者報酬	25,193			
未収収益	1,048			
有価証券及び投資有価証券				
投資信託	170	345	8,874	19
合計	68,839	345	8,874	19

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を有価証券及び投資有価証券として保有しております。当社が行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、有価証券及び投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。また、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては10数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。有価証券及び投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引により、リスクをヘッジしております。なお、為替変動リスクに係るヘッジについてはヘッジ会計(繰延ヘッジ)を適用しております。デリバティブ取引は、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針「5 ヘッジ会計の方法」」をご参照下さい。

営業債務である未払金(未払手数料)、未払費用に関しては、すべてが1年以内の支払期日であります。未払金(未払手数料)については、債権(未収委託者報酬)を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

上記以外の外貨建ての債権及び債務に関しては、為替変動リスクに晒されておりますが、一部為替予約によりリスクをヘッジしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、預金の預入れやデリバティブ取引を行う金融機関の選定に関しては、相手方の財政状態及び経営成績、又は必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

② 市場リスク(為替や価格等の変動リスク)の管理

当社は、原則、有価証券及び投資有価証券以外の為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また、有価証券及び投資有価証券に関しては、一部について、為替変動リスクや価格変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益(ヘッジ対象の有価証券及び投資有価証券は、ヘッジ損益考慮後の評価損益)を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。さらに、外貨建ての貸付金に関しては、為替変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。

③ 流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性(最低限必要な運転資金)を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
その他有価証券				
投資信託	6,238	18,045	—	24,283
資産計	6,238	18,045	—	24,283
デリバティブ取引(*1)				
株式関連(*2)	△246	—	—	△246
通貨関連(*3)	—	△352	—	△352
デリバティブ取引計	△246	△352	—	△599

(※1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で示しております。

(※2) 株式関連のデリバティブ取引のうち△246百万円は、貸借対照表上流動資産及び流動負債のその他に含まれております。

(※3) 通貨関連のデリバティブ取引の△352百万円は、貸借対照表上流動負債のその他に含まれております。

(2) 時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、未収収益、関係会社短期貸付金、未払金及び未払費用は、短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資産

有価証券

上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル1の時価に分類しております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

株式関連

株式指数先物取引は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル1に分類しております。

通貨関連

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	16
子会社株式	17,183
関連会社株式	5,183

3 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	42,036			
未収委託者報酬	21,336			
未収収益	589			
有価証券及び投資有価証券 投資信託	1,025	204	4,520	10
合計	64,987	204	4,520	10

(有価証券関係)

第63期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1 子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
子会社株式	17,183
関連会社株式	5,183

(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格のない株式等であるため、時価を記載しておりません。

2 その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	投資信託	20,934	17,366	3,568
	小計	20,934	17,366	3,568
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	投資信託	3,188	3,369	△180
	小計	3,188	3,369	△180
合計		24,123	20,735	3,387

(注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%~50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

2 非上場株式等(貸借対照表計上額 16 百万円)については、市場価格のない株式等であることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託	3,079	253	△132
合計	3,079	253	△132

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1 子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
子会社株式	17,183
関連会社株式	5,183

(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格のない株式等であるため、時価を記載していません。

2 その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	投資信託	17,219	13,860	3,359
	小計	17,219	13,860	3,359
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	投資信託	7,063	7,459	△395
	小計	7,063	7,459	△395
合計		24,283	21,319	2,963

(注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%~50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額 16 百万円）については、市場価格のない株式等であることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託	11,194	1,349	△221
合計	11,194	1,349	△221

(デリバティブ取引関係)

第 63 期(2022 年 3 月 31 日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 株式関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引				
	売建	2,306	-	△ 262	△ 262
	買建	-	-	-	-
合計		2,306	-	△ 262	△ 262

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

2 時価の算定方法

金融商品取引所が定める清算指数によっております。

(2) 通貨関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建 米ドル	4,708	-	△ 293	△ 293
合計		4,708	-	△ 293	△ 293

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	為替予約取引	投資有価証券			
	売建				
	米ドル		5,445	-	△367
	豪ドル		222	-	△20
	香港ドル		1,097	-	△59
	人民元		5,185	-	△324
	ユーロ	35	-	△0	
合計			11,986	-	△772

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

第 64 期(2023 年 3 月 31 日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 株式関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	10,970	-	△ 246	△ 246
合計		10,970	-	△ 246	△ 246

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

2 時価の算定方法

金融商品取引所が定める清算指数によっております。

(2) 通貨関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外 の取引	為替予約取引 売建 シンガポ ールドル	3,275	-	△ 24	△ 24
合計		3,275	-	△ 24	△ 24

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

ヘッジ会計の 方法	デリバティブ取引の 種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	為替予約取引 売建	投資有価証券			
	米ドル		6,132	-	△280
	豪ドル		105	-	0
	香港ドル		699	-	△34
	人民元		5,822	-	△1
	ユーロ		234	-	△10
合計			12,994	-	△328

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(持分法損益等)

第 63 期 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)	第 64 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位：百万円)	関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位：百万円)
(1) 関連会社に対する投資の金額 5,312	(1) 関連会社に対する投資の金額 5,326
(2) 持分法を適用した場合の投資の金額 15,942	(2) 持分法を適用した場合の投資の金額 16,722
(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額 1,964	(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額 2,185

(退職給付関係)

第 63 期(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランスプラン型退職金制度を設けております。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)
退職給付債務の期首残高	1,429
勤務費用	143
利息費用	2
数理計算上の差異の発生額	△12
退職給付の支払額	△211
<u>退職給付債務の期末残高</u>	<u>1,352</u>

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,352
未積立退職給付債務	1,352
未認識数理計算上の差異	43
<u>貸借対照表に計上された負債の額</u>	<u>1,395</u>
退職給付引当金	1,395
<u>貸借対照表に計上された負債の額</u>	<u>1,395</u>

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	143
利息費用	2
数理計算上の差異の費用処理額	3
<u>確定給付制度に係る退職給付費用</u>	<u>150</u>

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.3%

3 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、244 百万円でありました。

第64期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランスプラン型退職金制度を設けております。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)
退職給付債務の期首残高	1,352
勤務費用	133
利息費用	4
数理計算上の差異の発生額	△16
退職給付の支払額	△107
退職給付債務の期末残高	1,366

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,366
未積立退職給付債務	1,366
未認識数理計算上の差異	58
貸借対照表に計上された負債の額	1,424
退職給付引当金	1,424
貸借対照表に計上された負債の額	1,424

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	133
利息費用	4
数理計算上の差異の費用処理額	△1
確定給付制度に係る退職給付費用	136

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.6%

3 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、247百万円でありました。

(ストックオプション等関係)

第63期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1 スtockオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) スtockオプション(新株予約権)の内容

	2011年度ストックオプション(1)	2016年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 186名	当社及び関係会社の 取締役・従業員 16名
株式の種類別のストックオプションの付与数 (注)	普通株式 6,101,700株	普通株式 4,437,000株
付与日	2011年10月7日	2016年7月15日
権利確定条件	2013年10月7日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の2分の1、4分の1、4分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	2018年7月15日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1、3分の1、3分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで
権利行使期間	2013年10月7日から 2021年10月6日まで	2018年7月15日から 2026年7月31日まで

	2016年度ストックオプション(2)	2017年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 31名	当社及び関係会社の 取締役・従業員 36名
株式の種類別のストックオプションの付与数 (注)	普通株式 4,409,000株	普通株式 4,422,000株
付与日	2017年4月27日	2018年4月27日
権利確定条件	2019年4月27日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1、3分の1、3分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	2020年4月27日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1、3分の1、3分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで
権利行使期間	2019年4月27日から 2027年4月30日まで	2020年4月27日から 2028年4月30日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

① ストックオプション(新株予約権)の数

	2011年度ストックオプション(1)	2016年度ストックオプション(1)
付与日	2011年10月7日	2016年7月15日
権利確定前(株)		
期首	432,300	1,016,000
付与	0	0
失効	432,300	928,000
権利確定	0	0
権利未確定残	—	88,000
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

	2016年度ストックオプション(2)	2017年度ストックオプション(1)
付与日	2017年4月27日	2018年4月27日
権利確定前(株)		
期首	1,772,000	2,607,000
付与	0	0
失効	956,000	1,071,000
権利確定	0	0
権利未確定残	816,000	1,536,000
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

(注) 株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	2011年度ストックオプション(1)	2016年度ストックオプション(1)
付与日	2011年10月7日	2016年7月15日
権利行使価格(円)	737(注)3	558
付与日における公正な評価単価(円) (注)1	0	0

	2016年度ストックオプション(2)	2017年度ストックオプション(1)
付与日	2017年4月27日	2018年4月27日
権利行使価格(円)	553	694
付与日における公正な評価単価(円) (注)1	0	0

- (注) 1 公正な評価単価に代え、本源的価値（評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。
- 2 スtockオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額
当事業年度末における本源的価値の合計額 1,222 百万円
- 3 株式公開価格が 737 円（割当日後、株式の分割又は併合が行われたときは、当該金額は、当該株式の分割又は併合の内容を適切に反映するように調整される。）を上回る金額に定められた場合には、株式公開日において、権利行使価格は株式公開価格と同一の金額に調整されます。

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1 ストックオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) ストックオプション(新株予約権)の内容

	2016 年度ストックオプション(1)	2016 年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 16 名	当社及び関係会社の 取締役・従業員 31 名
株式の種類別のストックオプション の付与数 (注)	普通株式 4,437,000 株	普通株式 4,409,000 株
付与日	2016 年 7 月 15 日	2017 年 4 月 27 日
権利確定条件	2018 年 7 月 15 日 (以下「権利行使 可能初日」といいます。)、当該権利 行使可能初日から 1 年経過した日の 翌日、及び当該権利行使可能初日か ら 2 年経過した日の翌日まで原則と して従業員等の地位にあることを要 し、それぞれ保有する新株予約権の 3 分の 1、3 分の 1、3 分の 1 ずつ 権利確定する。ただし、本新株予約 権の行使時において、当社が株式公 開していることを要する。	2019 年 4 月 27 日 (以下「権利行使可 能初日」といいます。)、当該権利行 使可能初日から 1 年経過した日の翌 日、及び当該権利行使可能初日から 2 年経過した日の翌日まで原則とし て従業員等の地位にあることを要 し、それぞれ保有する新株予約権の 3 分の 1、3 分の 1、3 分の 1 ずつ 権利確定する。ただし、本新株予約 権の行使時において、当社が株式公 開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで
権利行使期間	2018 年 7 月 15 日から 2026 年 7 月 31 日まで	2019 年 4 月 27 日から 2027 年 4 月 30 日まで

	2017 年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 36 名
株式の種類別のストックオプション の付与数 (注)	普通株式 4,422,000 株
付与日	2018 年 4 月 27 日
権利確定条件	2020 年 4 月 27 日 (以下「権利行使 可能初日」といいます。)、当該権利 行使可能初日から 1 年経過した日の 翌日、及び当該権利行使可能初日か ら 2 年経過した日の翌日まで原則と して従業員等の地位にあることを要 し、それぞれ保有する新株予約権の 3 分の 1、3 分の 1、3 分の 1 ずつ 権利確定する。ただし、本新株予約 権の行使時において、当社が株式公 開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで
権利行使期間	2020 年 4 月 27 日から 2028 年 4 月 30 日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

① ストックオプション(新株予約権)の数

	2016年度ストックオプション(1)	2016年度ストックオプション(2)
付与日	2016年7月15日	2017年4月27日
権利確定前(株)		
期首	88,000	816,000
付与	0	0
失効	88,000	539,000
権利確定	0	0
権利未確定残	—	217,000
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

	2017年度ストックオプション(1)
付与日	2018年4月27日
権利確定前(株)	
期首	1,536,000
付与	0
失効	784,000
権利確定	0
権利未確定残	752,000
権利確定後(株)	
期首	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
権利未行使残	—

(注) 株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	2016年度ストックオプション(1)	2016年度ストックオプション(2)
付与日	2016年7月15日	2017年4月27日
権利行使価格(円)	558	553
付与日における公正な評価単価(円) (注) 1	0	0

	2017年度ストックオプション(1)
付与日	2018年4月27日
権利行使価格(円)	694
付与日における公正な評価単価(円) (注) 1	0

(注) 1 公正な評価単価に代え、本源的価値（評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。

2 ストックオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額
 当事業年度末における本源的価値の合計額 344 百万円

(税効果会計関係)

第 63 期 (2022 年 3 月 31 日)		第 64 期 (2023 年 3 月 31 日)	
1	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：百万円)	1	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：百万円)
	繰延税金資産		繰延税金資産
	賞与引当金		賞与引当金
	投資有価証券評価損		投資有価証券評価損
	関係会社株式評価損		関係会社株式評価損
	退職給付引当金		退職給付引当金
	固定資産減価償却費		固定資産減価償却費
	繰延ヘッジ損益		繰延ヘッジ損益
	訴訟損失引当金		その他
	その他		繰延税金資産小計
	繰延税金資産小計		評価性引当金
	評価性引当金(注)		繰延税金資産合計
	繰延税金資産合計		繰延税金負債
	繰延税金負債		その他有価証券評価差額金
	その他有価証券評価差額金		その他
	その他		繰延税金負債合計
	繰延税金負債合計		繰延税金資産の純額
	繰延税金資産の純額		
	(注) 関係会社株式評価損に係る繰延税金資産から控除した評価性引当金が、在外子会社の減資により 1,377 百万円減少しております。		
2	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	2	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
	法定実効税率		法定実効税率
	(調整)		(調整)
	交際費等永久に損金に算入されない項目		交際費等永久に損金に算入されない項目
	受取配当金等永久に益金に算入されない項目		受取配当金等永久に益金に算入されない項目
	評価性引当金の減少		その他
	その他		税効果会計適用後の法人税等の負担率
	税効果会計適用後の法人税等の負担率		

(関連当事者情報)

第 63 期(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

重要な該当事項はありません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業 の内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連 当事者 との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Nikko Asset Management International Limited	シンガ ポール 国	232,369 (SGD 千)	アセット マネジメン ト業	直接 100.00	—	資金の貸付 (米国ドル 貸建) (注 1)	—	関係会社 短期 貸付金	2,019 (USD 16,500 千)
							貸付金利息 (米国ドル 貸建) (注 1)	44 (USD 397 千)	未収収益	10 (USD 86 千)
							資金の返済 (円貸建) (注 1)	577	関係会社 短期 貸付金	—
							貸付金利息 (円貸建) (注 1)	3	未収収益	—
							資金の貸付 (シンガポール ドル貸建) (注 1)	2,788 (SGD 33,000 千)	関係会社 短期 貸付金	2,985 (SGD 33,000 千)
							貸付金利息 (シンガポール ドル貸建) (注 1)	23 (SGD 266 千)	未収収益	23 (SGD 266 千)
							減資 (注 2)	9,149 (SGD 110,000 千)	—	—
子会社	Nikko AM Americas Holding Co., Inc.	米国	131,079 (USD 千) (注 3)	アセット マネジメン ト業	直接 100.00	—	配当の受取	3,788 (USD 34,000 千)	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 融資枠 5,300 百万円 (若しくは 5,300 百万円相当額の外国通貨)、返済期間 1 年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。
- 2 Nikko Asset Management International Limited の行った 110,000 千株の減資により、当社は資金の払戻を受けております。
- 3 Nikko AM Americas Holding Co., Inc. の資本金は、資本金及び資本剰余金の合計額を記載しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所等に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は 2021 年 12 月 31 日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	34,450 百万円
負債合計	6,257 百万円
純資産合計	28,192 百万円

営業収益	18,176 百万円
税引前当期純利益	5,587 百万円
当期純利益	3,956 百万円

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

重要な該当事項はありません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業 の内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Nikko Asset Management International Limited	シンガ ポール 国	232,369 (SGD 千)	アセット マネジメン ト業	直接 100.00	—	資金の貸付 (シンガポールド ル貸建) (注 1)	—	関係会社 短期 貸付金	3,318 (SGD 33,000 千)
							貸付金利息 (シンガポールド ル貸建) (注 1)	103 (SGD 1,043 千)	未収収益	55 (SGD 551 千)
							資金の返済 (米国ドル貸建) (注 2)	2,019 (USD 16,500 千)	関係会社 短期 貸付金	—
							貸付金利息 (米国ドル貸建) (注 2)	3 (USD 26 千)	未収収益	—
子会社	Nikko AM Americas Holding Co., Inc.	米国	131,079 (USD 千) (注 3)	アセット マネジメン ト業	直接 100.00	—	配当の受取	7,795 (USD 58,000 千)	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 融資枠 55 百万シンガポールドル、返済期間 1 年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。
2. 融資枠 5,300 百万円（若しくは 5,300 百万円相当額の外国通貨）、返済期間 1 年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しておりました（決定方針等を 2022 年 8 月 26 日付にて上記 1 に変更しております）。
3. Nikko AM Americas Holding Co., Inc. の資本金は、資本金及び資本剰余金の合計額を記載しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所等に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は 2022 年 12 月 31 日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	34,828 百万円
負債合計	5,655 百万円
純資産合計	29,173 百万円

営業収益	15,864 百万円
税引前当期純利益	4,191 百万円
当期純利益	3,159 百万円

(セグメント情報等)

セグメント情報

第 63 期(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

関連情報

第 63 期(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の 90%超であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の 10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の 90%超であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の 10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第63期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

該当事項はありません。

第64期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第63期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

該当事項はありません。

第64期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

第63期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

該当事項はありません。

第64期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

第63期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 4 収益の計上基準」に記載のとおりです。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
重要性が乏しいため記載を省略しております。

第64期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 4 収益の計上基準」に記載のとおりです。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
重要性が乏しいため記載を省略しております。

(1株当たり情報)

項目	第63期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	第64期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
1株当たり純資産額	468円88銭	522円22銭
1株当たり当期純利益金額	62円50銭	91円81銭

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。

2 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第63期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	第64期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
当期純利益(百万円)	12,136	17,826
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(百万円)	12,136	17,826
普通株式の期中平均株式数(千株)	194,152	194,152
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	2016年度ストックオプション(1) 88,000株、2016年度ストックオプション(2) 816,000株、2017年度ストックオプション(1) 1,536,000株	2016年度ストックオプション(2) 217,000株、2017年度ストックオプション(1) 752,000株

3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第63期 (2022年3月31日)	第64期 (2023年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	91,035	101,391
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	—	—
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	91,035	101,391
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(千株)	194,152	194,152

(重要な後発事象)

当社は2022年12月21日付け株式売買契約書に基づき、星州子会社の日興アセットマネジメントインターナショナルが保有する関連会社AHAMアセットマネジメント Berhadの20%の株式を、2023年4月19日に13,412百万円で取得しました。

中間財務諸表等
(1) 中間貸借対照表

(単位：百万円)

第 65 期中間会計期間
(2023 年 9 月 30 日)

資産の部		
流動資産		
現金・預金		31,751
金銭の信託		2,500
有価証券		78
未収委託者報酬		16,602
未収収益		940
その他	※ 2	3,797
流動資産合計		55,670
固定資産		
有形固定資産	※ 1	330
無形固定資産		389
投資その他の資産		
投資有価証券		24,116
関係会社株式		37,647
長期差入保証金		338
繰延税金資産		240
投資その他の資産合計		62,343
固定資産合計		63,063
資産合計		118,734

(単位：百万円)

第 65 期中間会計期間
(2023 年 9 月 30 日)

負債の部		
流動負債		
未払金		8,446
未払費用		3,085
未払法人税等		1,334
未払消費税等	※3	575
賞与引当金		1,383
役員賞与引当金		162
その他		1,230
流動負債合計		16,218
固定負債		
退職給付引当金		1,458
賞与引当金		397
役員賞与引当金		40
その他		170
固定負債合計		2,067
負債合計		18,286
純資産の部		
株主資本		
資本金		17,363
資本剰余金		
資本準備金		5,220
資本剰余金合計		5,220
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		77,549
利益剰余金合計		77,549
自己株式		△2,067
株主資本合計		98,066
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		3,457
繰延ヘッジ損益		△1,075
評価・換算差額等合計		2,381
純資産合計		100,447
負債純資産合計		118,734

(2) 中間損益計算書

(単位：百万円)

		第 65 期中間会計期間 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)
営業収益		
委託者報酬		37,779
その他営業収益		1,652
営業収益合計		39,431
営業費用及び一般管理費	※ 1	35,014
営業利益		4,416
営業外収益	※ 2	1,245
営業外費用	※ 3	1,458
経常利益		4,203
特別利益	※ 4	501
特別損失	※ 5	99
税引前中間純利益		4,605
法人税等	※ 6	1,270
中間純利益		3,335

(3) 中間株主資本等変動計算書

第 65 期中間会計期間 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)

(単位: 百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	17,363	5,220	5,220	79,307	79,307	△ 2,067	99,823
当中間期変動額							
剰余金の配当				△ 5,092	△ 5,092		△ 5,092
中間純利益				3,335	3,335		3,335
株主資本以外の項目の 当中間期変動額 (純額)							
当中間期変動額合計	—	—	—	△ 1,757	△ 1,757	—	△ 1,757
当中間期末残高	17,363	5,220	5,220	77,549	77,549	△ 2,067	98,066

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	2,056	△ 488	1,567	101,391
当中間期変動額				
剰余金の配当				△ 5,092
中間純利益				3,335
株主資本以外の項目の 当中間期変動額 (純額)	1,400	△ 587	813	813
当中間期変動額合計	1,400	△ 587	813	△ 943
当中間期末残高	3,457	△ 1,075	2,381	100,447

注記事項
(重要な会計方針)

項目	第 65 期中間会計期間 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)
1 資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券</p> <p>①子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法</p> <p>②その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定)</p> <p>市場価格のない株式等 総平均法による原価法</p> <p>(2) 金銭の信託 時価法</p> <p>(3) デリバティブ 時価法</p>
2 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。ただし、2016 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法により償却しております。なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p>
3 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>② 数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。</p>
4 収益の計上基準	<p>当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行业務の内容及び当該履行业務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。</p> <p>(1) 投資信託委託業務 当社は、投資信託契約に基づき投資信託商品に関する投信委託サービスを提供し、商品の運用資産残高(以下「AUM」)に応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる投資信託報酬は、各ファンドの AUM に固定料率を乗じて毎日計算さ</p>

<p>5 ヘッジ会計の方法</p>	<p>れ、日次で収益を認識しております。</p> <p>(2) 投資顧問業務 当社は、投資顧問契約に基づき機関投資家に投資顧問サービスを提供し、ファンドの AUM に応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる投資顧問報酬は、一般的に各ファンドの AUM に投資顧問契約で定められた固定料率を乗じて毎月計算され、月次で収益を認識しております。</p> <p>(3) 成功報酬 当社がファンドの運用成果に応じて受領する成功報酬は、投資信託契約または投資顧問契約のもと、報酬を受領することが確実であり、将来返還する可能性が無いことが判明した時点で収益を認識しております。</p>
<p>6 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p>	<p>(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は投資有価証券であります。</p> <p>(3) ヘッジ方針 ヘッジ取引細則等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジしております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間における相場変動によるヘッジ手段及びヘッジ対象資産に係る損益の累計を比較し有効性を評価しております。</p> <p>(1) 資産に係る控除対象外消費税等の会計処理 資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当中間会計期間の費用として処理しております。</p> <p>(2) 税金費用の計算方法 税金費用については、当中間会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に、当該見積実効税率を乗じて計算しております。</p>

(中間貸借対照表関係)

第 65 期中間会計期間 (2023 年 9 月 30 日)	
※ 1	有形固定資産の減価償却累計額 2,354 百万円
※ 2	信託資産 流動資産のその他のうち 2 百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。
※ 3	消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。
※ 4	保証債務 ティンダルエクイティーズ・オーストラリア・ピーティールワイ・リミテッド(旧社名「日興 AM エクイティーズ・オーストラリア・ピーティールワイ・リミテッド」)が発行する買戻し条件付株式の買戻請求に関する債務について、ヤラ・キャピタル・マネジメント・リミテッドは最大 480 百万円(5 百万豪ドル)を提供する義務を負っています。当社はヤラ・キャピタル・マネジメント・リミテッドが負う当該資金提供義務を保証しております。

(中間損益計算書関係)

第 65 期中間会計期間 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)	
※ 1	減価償却実施額 有形固定資産 46 百万円 無形固定資産 50 百万円
※ 2	営業外収益のうち主要なもの 受取利息 16 百万円 受取配当金 1,205 百万円
※ 3	営業外費用のうち主要なもの 支払利息 255 百万円 為替差損 184 百万円 デリバティブ費用 1,017 百万円
※ 4	特別利益のうち主要なもの 投資有価証券売却益 501 百万円
※ 5	特別損失のうち主要なもの 投資有価証券売却損 97 百万円
※ 6	中間会計期間における税金費用につきましては、簡便法により計算しているため、法人税等調整額は「法人税等」に含めて表示しております。

(中間株主資本等変動計算書関係)

第 65 期中間会計期間 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末
普通株式 (株)	197,012,500	—	—	197,012,500

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末
普通株式 (株)	2,860,000	—	—	2,860,000

3 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間会 計期間末 残高 (百万円)
		当事業 年度期首	当中間 会計期間 増加	当中間 会計期間 減少	当中間 会計期間末	
2016 年度 ストックオプション (2)	普通株式	217,000	—	96,000	121,000	—
2017 年度 ストックオプション (1)	普通株式	752,000	—	406,000	346,000	—
合計		969,000	—	502,000	467,000	—

(注) 1 当中間会計期間の減少は、新株予約権の失効等によるものであります。

2 2016 年度ストックオプション(2)121,000 株及び 2017 年度ストックオプション(1)346,000 株は、当中間会計期間末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023 年 5 月 26 日 取締役会	普通株式	5,092	26.23	2023 年 3 月 31 日	2023 年 6 月 27 日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの該当事項はありません。

(リース取引関係)

第 65 期中間会計期間 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)	
オペレーティング・リース取引	
解約不能のものに係る未経過リース料	
1 年内	911 百万円
1 年超	3,049 百万円
合計	3,961 百万円

(金融商品関係)

第 65 期中間会計期間(2023 年 9 月 30 日)

金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下 3 つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル 1 のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって中間貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	中間貸借対照表計上額			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
金銭の信託	—	2,500	—	2,500
有価証券				
其他有価証券				
投資信託	6,821	17,357	—	24,178
資産計	6,821	19,857	—	26,678
デリバティブ取引(※1、2)				
株式関連	242	—	—	242
通貨関連	—	△685	—	△685
デリバティブ取引計	242	△685	—	△442

(※1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で示しております。

(※2) 株式関連のデリバティブ取引のうち 242 百万円は、中間貸借対照表上流動資産のその他に含まれております。また通貨関連のデリバティブ取引のうち 685 百万円は、流動負債のその他に含まれております。

(2) 時価をもって中間貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、未収収益、未払金及び未払費用は、短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資 産

金銭の信託

金銭の信託の信託財産のうち、銀行勘定貸については取引先金融機関から提供された価格により算定しており、当該価格は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

有価証券

上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル1の時価に分類しております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

株式関連

株式指数先物取引は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル1に分類しております。

通貨関連

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	中間貸借対照表計上額
非上場株式	16
子会社株式	19,011
関連会社株式	18,635

(有価証券関係)

第 65 期中間会計期間(2023 年 9 月 30 日)

1 子会社株式及び関連会社株式

(注)子会社株式及び関連会社株式は市場価格のない株式等であり、(金融商品関係)金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項(注2)に記載のとおりであります。

2 その他有価証券

(単位:百万円)

	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託	22,320	17,117	5,202
	小計	22,320	17,117	5,202
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	1,858	2,078	△220
	小計	1,858	2,078	△220
合計		24,178	19,195	4,982

(注)1 減損処理にあたっては、中間期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%~50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当中間会計期間については、該当ございません。

2 非上場株式(中間貸借対照表計上額 16 百万円)については、市場価格のない株式等であることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(デリバティブ取引関係)

第 65 期中間会計期間(2023 年 9 月 30 日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
株式関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	13,289	-	242	242
	合計	13,289	-	242	242

(注)1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
通貨関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的 処理方法	為替予約取引 売建	投資有価証券			
	米ドル		6,055	-	△528
	豪ドル		124	-	△2
	ユーロ		344	-	△7
	香港ドル		527	-	△53
	人民元		2,876	-	△93
合計			9,928	-	△685

(持分法損益等)

第 65 期中間会計期間 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)	
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等	
(1) 関連会社に対する投資の金額	5,339 百万円
(2) 持分法を適用した場合の投資の金額	16,494 百万円
(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額	1,148 百万円

(収益認識関係)

第 65 期中間会計期間(2023 年 9 月 30 日)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針 4. 収益の計上基準」に記載の通りです。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(ストックオプション等関係)

第 65 期中間会計期間(自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

第 65 期中間会計期間(自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

[関連情報]

第 65 期中間会計期間(自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の 90%超であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の 10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第 65 期中間会計期間(自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)
該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第 65 期中間会計期間(自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)
該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

第 65 期中間会計期間(自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)
該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

項目	第 65 期中間会計期間 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)
1 株当たり純資産額	517 円 36 銭
1 株当たり中間純利益金額	17 円 17 銭

(注) 1 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、新株予約権等の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。

2 1 株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第 65 期中間会計期間 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)
中間純利益 (百万円)	3,335
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—
普通株式に係る中間純利益 (百万円)	3,335
普通株式の期中平均株式数 (千株)	194,152
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	2016 年度ストックオプション(2)121,000 株、 2017 年度ストックオプション(1)346,000 株

3 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第 65 期中間会計期間 (2023 年 9 月 30 日)
中間貸借対照表の純資産の部の合計額 (百万円)	100,447
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	—
普通株式に係る中間会計期間末の純資産額 (百万円)	100,447
1 株当たり純資産額の算定に用いられた中間会計期間末の普通株式の数 (千株)	194,152

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

- (1) 定款の変更
委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

<約款>

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は証券投資信託であり、日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第3条 委託者は、金10億円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意の上、金1兆円を限度として信託金を追加することができます。

③ 委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託は、期間の定めを設けません。ただし、第44条、第45条第1項、第46条第1項および第48条第2項の規定によりこの信託を終了させる場合があります。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

第5条 この信託に係る受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

② 受託者は、前項の受益者について、その氏名または名称および住所その他受託者が定める事項を、第17条の受益者名簿に名義登録するものとします。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第3条第1項による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託金の計算方法と計理処理)

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② 追加信託にあつては、追加信託金と元本に相当する金額との差額を追加信託差金として処理します。

(基準価額の計算方法)

第9条 この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 第24条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(追加日時の異なる受益権の内容)

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関

(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があつた場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第12条 受託者は、第3条第1項の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額)

第13条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。)は、第7条の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、2,000口以上で委託者の指定する第一種金融商品取引業者が定める単位をもって取得の申込を取り扱うことができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、当該取得申込の代金(第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、原則として受益権の取得の申込みを取り扱わないものとします。
1. 取得申込日が第32条に定める計算期間終了日の2営業日前となる場合(ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、取得申込日が当該計算期間終了日の3営業日前以降の2営業日間となる場合)
 2. 取得申込日が英国証券取引所の休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、フランクフルト証券取引所の休業日、ロンドンの銀行休業日またはニューヨークの銀行休業日の場合
 3. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき
- ④ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は1口につき1,000円とします。
- ⑤ 委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、取得申込時において、当該第一種金融商品取引業者が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を当該取得申込者から徴することができるものとします。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、投資対象とする投資信託証券への投資ができない場合、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込の受付を取消することができます。

(金融商品取引所への上場)

第14条 委託者は、この信託の受益権について、金融商品取引所に上場申請を行なうものとし、当該受益権は、当該金融商品取引所の定める諸規則等に基づき当該金融商品取引所の承認を得た上で、当該金融商品取引所が開設する市場に上場されるものとします。

- ② 委託者は、この信託の受益権が上場された場合には、前項の金融商品取引所の定める諸規則等を遵守し、当該金融商品取引所が諸規則等に基づいて行なう受益権に対する上場廃止または売買取引の停

止その他の措置に従うものとします。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第15条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第16条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(受益者名簿の作成と名義登録)

第17条 受託者は、この信託に係る受益者名簿を作成し、計算期間終了日および信託終了日現在において、社振法等関係法令、諸規則に基づき振替機関より通知を受けた受益権の帰属者を、振替機関等の振替口座簿に記載または記録された受益権に係る受益者として、その氏名または名称および住所その他受託者の定める事項を受益者名簿に登録するものとします。なお、受託者は他の証券代行会社等、受託者が適当と認める者と委託契約を締結し、受益者名簿の作成を委託することができます。

② 受益者は、この信託の受益権が上場されている金融商品取引所の会員（口座管理機関であるものに限ります。以下同じ。）を経由して前項の受益者名簿に名義を登録することを請求することができます。この場合、当該会員は、当該会員が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。ただし、証券金融会社は前項に規定する登録を受託者（受託者が前項において受益者名簿の作成を委託した場合は、その委託をした者）に対して直接に行なうことができます。

(投資の対象とする資産の種類)

第18条 この信託において投資の対象とする資産の種類（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条各号で定める特定資産の種類をいいます。）は、次に掲げるものとします。

1. 有価証券
2. 金銭債権

(運用の指図範囲)

第19条 委託者は、信託金を、主として日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された別に定めるマザーファンド（その受益権を他の証券投資信託の信託財産に取得させることを目的とした証券投資信託であり、以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および別に定めるマザーファンドを除く投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 短期社債等（社振法第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマースャル・ペーパー
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

② 前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

（利害関係人等との取引等）

第20条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であつて、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、第3項および第25条において同じ。）、第25条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第18条ならびに第19条第1項および第2項に定める資産への投資を行なうことができます。

② 前項の取扱いは、第22条、第24条および第27条から第29条までにおける委託者の指図による取引についても同様とします。

③ 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

④ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第18条ならびに第19条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第22条、第24条および第27条から第29条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

⑤ 前4項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第21条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、以下の各号に掲げる基本方針に従つて、その指図を行ないます。

1. この信託は、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を円換算した対象インデックス（この信託では、「MSCI-KOKUSAIインデックス」を対象インデックスとします。）の変動率に一致させることを目指して、主として別に定める投資信託証券の一部またはすべてに投資を行ないません。

2. 投資信託証券の合計組入率は高位を保つことを原則とします。

3. 別に定める投資信託証券については、第1号に掲げる投資成果を目指すため、見直しを行なう場合があります。この際、新たに投資信託証券を指定したり、既に指定されていた投資信託証券を外したりする場合があります。

4. 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

5. ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

6. 投資信託証券、短期社債等（社振法第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。

7. 有価証券先物取引等のデリバティブ取引の指図および有価証券の空売りの指図は行ないません。また、投資対象とする投資信託証券におけるデリバティブ取引の利用は、投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的に限ります。

8. 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

9. 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

10. 外国為替の売買の予約取引の指図は、為替変動リスクを回避する目的のため、約款第24条の範囲で行ないません。

11. 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(上場投資信託証券の貸付の指図および範囲)

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する上場投資信託証券を第2項に定める範囲内で貸付の指図をすることができます。

- ② 前項の上場投資信託証券の貸付は、貸付時点において、貸付上場投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する上場投資信託証券の時価合計額を超えないものとし、
- ③ 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとし、
- ④ 委託者は、上場投資信託証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとし、

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第23条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第24条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額と投資信託証券に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する投資信託証券の時価総額に当該投資信託証券の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信託業務の委託等)

第25条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条において同じ。)を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 信託財産の保管等を委託する場合においては、当該財産の分別管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとし、
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとし、
 1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第26条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとし、
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとし、ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を

明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券の売却等の指図)

第27条 委託者は、信託財産に属する投資信託証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第28条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、投資信託証券に係る収益分配金および有価証券等に係る利子等ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内

2. 借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の範囲内

③ 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第30条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第31条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第32条 この信託の計算期間は、毎年1月21日から翌年1月20日までとします。ただし、第1計算期間は2010年1月22日から2011年1月20日までとし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第33条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務等の諸費用)

第34条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息（第2項各号に掲げる諸費用を含め、以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 前項に定める諸費用のほか、以下の諸費用（消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。
1. 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用
 2. 有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用
 3. 目論見書および仮目論見書（これらの訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
 4. 信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
 5. 運用報告書および決算短信等開示資料の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
 6. この信託の受益者に対して行なう公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
 7. 格付の取得に要する費用
 8. この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用
 9. 受益権の上場に係る費用
 10. 「MSCI-KOKUSAIインデックス」その他これに類する標章の使用料
- ③ 委託者は、前項に定める諸費用の支払いを信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができ、また、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受けることについて、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。この場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、かかる上限額を定期的に見直すことができます。
- ④ 前項に基づいて実際に支払った金額の支弁を受ける代わりに、委託者は、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず、合理的な見積率により計算した金額を諸費用とみなして、その支弁を信託財産から受けることもできます。この場合、委託者は、かかる見積率に上限を付することとし、その上限の範囲内で、かかる見積率を何時にても見直すことができますものとしします。
- ⑤ 前項の場合において、第2項に定める諸費用としてみなす額は、信託財産の純資産総額に見積率（前項に規定する見積率の上限は、年万分の10とします。）を乗じて得た額とし、第32条に規定する計算期間を通じて毎日計上され、委託者が定めた時期に信託財産中から支弁するものとしします。

（信託報酬等の額）

第35条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第32条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の15以内の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

（その他報酬の額）

第35条の2（削除）

（収益分配）

第36条 信託財産から生ずる配当等収益（分配金、利子、貸付上場投資信託証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）と前期から繰越した分配準備積立金は、毎計算期末において諸経費、第35条に定める報酬および当該報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、前期から繰越した負数の分配準備積立金があるときはその全額を補てんした後、その残額を受益者に分配します。ただし、収益分配金額の調整のためその一部または全部を信託財産内に留保したときは分配準備積立金として積み立て、次期以降の分配に充てることができます。なお、諸経費、第35条に定める報酬および当該報酬に係る消費税等に相当する金額ならびに負数の分配準備積立金を控除しきれないときは、その差額を負数の分配準備積立金として次期に繰越します。

- ② 毎計算期末に信託財産から生じた第1号に掲げる利益の合計額は、第2号に掲げる損失を控除し、繰越欠損金があるときは、その全額を補てんした後、次期に繰越します。

1. 有価証券売買益（評価益を含む）、追加信託差益金、解約差益金
2. 有価証券売買損（評価損を含む）、追加信託差損金、解約差損金

（一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第37条 受託者は、一部解約金について第38条第6項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第38条 収益分配金は、計算期間終了日現在において第17条の受益者名簿に名義登録されている者を計算期間終了日現在における受益者（以下「名義登録受益者」といいます。）として、当該名義登録受益者に支払います。

- ② 前項に規定する収益分配金の支払いは、原則として受託者が、毎計算期間終了後40日以内の委託者の指定する日に、名義登録受益者があらかじめ指定した預金口座等に当該収益分配金を振り込む方式により行なうものとします。なお、名義登録受益者が第17条第2項に規定する会員と別途収益分配金の取扱いに係る契約を締結している場合は、当該契約に従い支払われるものとします。

- ③ 償還金は、信託終了日現在において第17条の受益者名簿に名義登録されている者を信託終了日現在における受益者として、当該名義登録受益者に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

- ④ 前項に規定する償還金の支払いは、原則として受託者または第17条第2項に規定する会員が、信託終了後40日以内の委託者の指定する日に、名義登録受益者があらかじめ指定した預金口座等に当該償還金を振り込む方式により行なうものとします。

- ⑤ 受託者は、収益分配金および償還金の支払いについて、第17条第1項の規定に基づいて受益者名簿の作成を委託した者にこれを委託することができます。

- ⑥ 一部解約金は、第40条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として7営業日目から当該受益者に支払います。

- ⑦ 前項に規定する一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者の営業所等において行なうものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第39条 受益者が、収益分配金については第38条第2項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第38条第4項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者に帰属します。

(一部解約)

第40条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、2,000口以上1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 受益者が前項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

- ③ 前2項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、原則として受益権の一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。

1. 一部解約の実行の請求日が第32条に定める計算期間終了日の5営業日前以降の4営業日間となる場合（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、一部解約の実行の請求日が当該計算期間終了日の6営業日前以降の5営業日間となる場合）

2. 一部解約の実行の請求日が英国証券取引所の休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、フランクフルト証券取引所の休業日、ロンドンの銀行休業日またはニューヨークの銀行休業日の場合

3. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

- ④ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、受託者に対し、信託財産に属する有価証券その他の資産のうち、当該一部解約に係る受益権の信託財産に対する持分に相当するものについて換価を行なうよう指図し、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

- ⑤ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%

の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

- ⑥ 委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、受益者が第1項の解約の実行を請求したときは、当該第一種金融商品取引業者が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。
- ⑦ 委託者は、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。
- ⑧ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が第3項に規定する一部解約の請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受け付けることができる日とします。）を一部解約の実行の請求日として、第5項の規定に準じて算定した価額とします。

（一部解約金の計算方法と計理処理）

第41条 一部解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した額に、当該解約に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。

- ② 前条に定める受益権の一部解約にあつては、一部解約金と元本に相当する金額との差額を解約差金として処理します。

（受益権の買取り）

第42条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、受益者の保有する受益権口数の合計が金融商品取引所の定める受益権の取引単位に満たない場合は、受益者の請求に基づいて当該受益権を買取ります。

- ② 前項の受益権の買取り価額は、買取り約定日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額に相当する額として当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を控除した価額とします。
- ③ 委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、第1項の規定により受益権の買取りを行なうときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。
- ④ 前3項の規定にかかわらず、第40条第3項に規定する一部解約の実行の請求を受け付けない日と同日の場合には、受益権の買取り請求を受け付けないものとします。
- ⑤ 委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて第1項による受益権の買取りを中止することおよび既に受け付けた受益権の買取りの約定を取消することができます。
- ⑥ 前項により受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取り中止当日およびその前営業日の買取り請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取り請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取り価額は、買取り中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が第40条第3項に規定する一部解約の請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受け付けることができる日とします。）を買取り約定日として、第2項の規定に準じて計算されたものとし、第3項の規定を準用するものとします。

（質権口記載または記録の受益権の取り扱い）

第43条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

（信託契約の解約）

第44条 委託者は、信託期間中において、純資産総額が5億円を下ることとなったとき、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。

- ② 委託者は、信託期間中において以下の各号に該当することとなった場合は、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。
 1. 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合
 2. MSCI-KOKUSAIインデックスが廃止された場合

3. MSCI-KOKUSAI インデックスの計算方法の変更等に伴って委託者または受託者が必要と認めたこの信託約款の変更が第49条第4項の規定を満たさず、行なわれないこととなった場合
なお、第1号に掲げる事由によりこの信託契約を解約する場合には、すべての金融商品取引所において上場が廃止された後は、直ちに信託を終了するための手続を開始するものとします。

- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託契約に係る知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの契約を解約する場合、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合ならびに、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第45条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第49条の規定に従うものとします。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第46条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に移すことを命じたときは、この信託は、第49条第4項に該当する場合には、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第47条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第48条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第49条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第49条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合にあつては、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第29条の2に規定する「軽微な併合」を除きます。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容

およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、この信託約款に係る知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（反対者の買取請求権）

第50条 第44条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第51条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

- 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
- 2. 他の受益者が有する受益権の内容

（公告）

第52条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告により行ない、次のアドレスに掲載します。
www.nikkoam.com/

- ② 前項の規定に関わらず、事故その他やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載することとします。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第53条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 2010年1月22日

東京都港区赤坂九丁目7番1号
委託者 日興アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
受託者 三井住友信託銀行株式会社

(1)約款第21条に規定する「別に定める投資信託証券」

(イ)約款第19条に規定する「別に定めるマザーファンドを除く投資信託証券」とは、次のものをいいます。

追加型証券投資信託 インデックスファンド先進国株式（適格機関投資家向け）受益証券

(ロ)約款第19条に規定する「別に定めるマザーファンドの受益証券」とは、次のものをいいます。

証券投資信託 マネー・アカウント・マザーファンド 受益証券

